

【家庭福祉課本課関係】

1. 社会的養育の充実について

(1) 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について（関連資料1参照）

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県等において令和元年度末までに策定した都道府県社会的養育推進計画に基づき、社会的養育の充実に向けた取組を推進いただいているところである。

令和3年度予算案においては、各都道府県等の取組を支援するため、

- ① 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）などフォスタリング機関に対する支援の拡充
- ② 子どもの出自を知る権利に関する支援等に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、養親希望者の手数料負担の更なる軽減などの実施による特別養子縁組の推進
- ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施による児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ④ 里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置支援の拡充等の実施や、地域の要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業の創設など、児童養護施設等の地域支援の取組の強化
- ⑤ 児童養護施設等の退所者が適切に医療を受けるための医療連携に必要な費用の補助の拡充や、退所者の法律相談に対応するための補助の創設など、自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築

などを計上している。各都道府県等におかれては、令和3年度予算案で拡充した内容も含め、国の財政面での支援を積極的に活用いただき、里親等委託推進をはじめとする「都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組を一層強化していただくようお願いする。

なお、令和2年度第3次補正予算では、

- ① 児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、
 - ・マスクの購入や消毒に必要となる経費
 - ・感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）
 - ・個室化に要する改修に必要な経費
 - ・濃厚接触者等の子どもを一時保護所や児童養護施設等で受け入

れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るための看護師等の配置・派遣に要する経費

などの補助を計上するほか、

- ② 児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用の補助を計上しているため、積極的に活用いただきたい。

（２）家庭養育の推進について

① 里親等委託推進に向けた取組について（関連資料２～５参照）

平成28年の児童福祉法改正で明記された「家庭養育優先の原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、昨年度末までに策定いただいた都道府県社会的養育推進計画に基づく取組を強力に進めていただく必要がある。

特に、里親等委託推進に向けた項目については、昨年８月に各都道府県等の策定状況を「見える化」したところであるが、各都道府県等の里親委託率の目標値は、国で掲げる目標に近いものから、現状の水準にとどまるものまで様々であり、地域によるばらつきが見られる状況である。

このため、里親等委託推進に向けた取組等について個別ヒアリングを実施し、更なる取組をお願いしたところであるが、今般、新たに令和６年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、意欲的に取り組む都道府県等に対して、補助率の嵩上げ等の財政支援を行うための「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針を通知したところである。

各都道府県等におかれては、今一度、児童福祉法における「家庭養育優先原則」の趣旨とそれを踏まえた国の数値目標、並びに都道府県社会的養育推進計画の意義を十分にご認識いただくとともに、本プランに基づく財政支援を活用し、一層の取組の強化・徹底を図っていただくようお願いする。

その際、令和３年１月15日に発出した「里親等委託推進に向けた取組事例」を参考にさせていただきようお願いする。

なお、今後「個別項目ごとの取組事例」を作成し、共有させていただき予定としているため、今後の取組の参考としていただきたい。

また、地方分権改革に関する「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、令和３年４月1

日より、子育て短期支援事業において里親等に児童を直接委託して実施することが可能となるが、

- ・ 本事業での短期間の養育経験を通じて、里親制度に対する理解を深めていただくとともに、長期間の子どもの養育に対する具体的なイメージを持っていただけること
 - ・ 本事業を通じて養育経験を積み重ねることにより、未委託里親や新規登録里親も含めて、里親全体のスキルアップ（質の向上）も図られること

から、地域の実情に応じて積極的に活用されたい。その際、事業の実施主体である市町村だけではなく、里親支援業務を担うフォスタリング機関や里親支援について専門性を有する児童養護施設等の里親支援専門相談員からの支援は非常に重要である。各都道府県等におかれては、本事業による養育経験を積むことにより、里親のスキルアップや自信に繋がるよう、フォスタリング機関や児童養護施設等と連携し、相談等の支援について積極的に市町村に協力を行うようお願いする。

② ファミリーホーム養育者の負担軽減について（関連資料1参照）

ファミリーホームについては、養育者の家庭に児童を迎え入れ、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育を行うものであるが、障害等を抱えた子どもが年々増加するなど、ファミリーホーム養育者の負担軽減を図ることは重要な課題となっている。

このため、令和3年度予算案では、

- ・ 「児童養護施設等体制強化学業」を拡充し、ファミリーホームにおいて補助者等を雇い上げ、体制強化を行うための費用の補助
- ・ 「児童入所施設措置費等負担金」を拡充し、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加
- ・ 「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」を拡充し、障害児養育に係る負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業の創設

を計上しているので、各都道府県等におかれては、積極的に活用いただき、家庭養育優先原則に基づく取組を推進いただくようお願いする。

またこのほかに、地方分権改革に関する「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）を踏まえ、ファミリーホームも里親家庭と同様、委託された児童の保育の必要性が生じた場合には、保育所等を利用可能であることを明確化するとともに、保育料についても里親家庭と同様、養育者に負担を求めないこととする予定であるので、予め御了知いただきたい。

③ 特別養子縁組の推進について（関連資料6参照）

特別養子縁組については、その制度の利用を促進する観点から、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が成立し、令和2年4月1日から施行された。その概要は以下のとおりであるが、特別養子縁組制度の更なる利用促進に向け、各児童相談所においては適切な対応をお願いしたい。

【民法の改正】

- ・ 養子となる者の上限年齢について、原則15歳未満（特別養子縁組の審判の申し立て時。要件を満たす場合は15歳以上も可能。ただし、特別養子縁組成立の審判確定時に18歳未満である必要がある。）に引き上げること。また、養子となる者が審判時に15歳に達している場合においては、養子となる者がその縁組に同意していなければならないこととすること。

【家事事件手続法の改正】

- ・ 特別養子縁組を、実親の同意や監護が相当でないことを審理する第一段階の「特別養子適格の確認の審判」と、養親となる者が養親として適当であるか否かを審理する第二段階の「特別養子縁組の成立の審判」の2段階の手続で成立させることとすること。
- ・ 実親が「特別養子適格の確認の審判」における期日等において、特別養子縁組の成立に同意した場合、2週間経過後は、撤回できないこととすること。

【児童福祉法の改正】

- ・ 児童相談所長は、「特別養子適格の確認の審判」を自ら申し立てることができ、また、養親となる者が申し立てた場合には、その手続に参加できること。

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要であり、その業務の適正な運営を確保する観点から、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が制定され、平成30年4月1日より施行されている。

過去には、金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、今後、新たに許可申請を希望する者への対応を含め、引き続き、適正に対応していただくようお願いしたい。

また、児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせん

について、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととされている（民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律第4条）ことから、各児童相談所においては、民間あっせん機関から相談等があった場合には適切に対応していただくようお願いしたい。

さらに、民間あっせん機関による養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施に資するよう、「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、当該養親希望者等の本籍地の市町村においては犯歴情報の確認に、居住地等の都道府県等においては児童虐待及び被措置児童等虐待の確認にご協力いただけるよう、「民間あっせん機関による犯歴情報並びに児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について（協力依頼）」（令和元年9月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）及び「民間あっせん機関による犯歴情報の確認並びに児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について（協力依頼）」（令和2年12月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）において改めてお願いしているところであり、各都道府県等の養子縁組あっせん事業に係る相談窓口におかれても、こうした確認についての相談があった場合には、照会先を紹介することを含め、適切に対応していただくようお願いしたい。

なお、同法のうち、民間あっせん機関の業務の質の評価に関する規定については、平成31年4月1日より施行されており、「民間あっせん機関の第三者評価基準について」（令和元年11月20日付け子発1120第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）を通知し、厚生労働省ホームページにおいて厚生労働大臣が指定する第三者評価の評価機関を公表しているところである。各都道府県等におかれては、民間あっせん機関が適切に第三者評価を受審いただくよう、引き続き、指導等をお願いする。

令和3年度予算案においては、

- ・ 子どもの出自を知る権利に関する支援等に取り組む民間あっせん機関に対する支援の拡充
- ・ 養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施

を盛り込んだところであり、各都道府県等においては、積極的な実施をお願いする。

なお、「養親希望者手数料負担軽減事業」については、養親希望者の居住する都道府県等に対する補助事業であることから、民間あっせん機関の有無に問わず、積極的な実施をお願いする。

④ 里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について

(関連資料7参照)

厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施している。

令和2年度においては、関係団体等とも協力し、

- ・ ポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 新聞広告及びインターネットによる広報活動
- ・ 政府広報（Twitter、Facebook、各種広報誌）による広報活動等の従来からの取組に加え、
- ・ LINEなどSNSを活用した広報活動
- ・ 地上波テレビCMの放映
- ・ シンポジウムの開催

等の取組を実施した。

また、特別養子縁組制度についても、里親制度と同様、新聞広告や特設サイト、シンポジウムによる広報・啓発活動を行っている。

各都道府県等におかれても、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした広報活動を展開するなど、積極的な取組をお願いします。

また、里親に関心を持った層に対しては、経験者の体験を共有する機会を持つことや、サポート体制などの説明を通じて、里親になることへの不安や負担感を軽減するほか、週末や夏期休暇等の連続した休暇の期間等を利用した、短期間の養育体験などを通し、里親になるための動機付けを行うことも効果的であり、このような短期間の養育体験については、現に児童養護施設や乳児院等に入所する子どもが家庭生活を体験するための「施設入所児童家庭生活体験事業」が活用できるので、積極的に取り組んでいただきたい。

⑤ その他の留意点（関連資料8参照）

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが重要である。このため、特別養子縁組を希望

する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討するようお願いする。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、積極的に養育里親への委託を検討するようお願いする。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討するようお願いする。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、乳児院からも措置変更する子どもについては、原則として、里親委託への措置変更を検討するようお願いする。

ウ 里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて

里親の登録や認定については、里親登録又は認定を希望する者が単身、共働き、LGBT等であるか否かにかかわらず、里親の種類に応じた要件に沿って登録又は認定の可否が判断されるべきものであるため、その徹底をお願いする。

また、里親家庭の選定についても、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行うべきものであり、子どもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、マッチングがされるべきものであるため、その徹底をお願いする。

（３）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

① 乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進（関連資料１参照）

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先

原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども（家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子ども等）の養育に関し、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このため、都道府県社会的養育推進計画において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について記載いただくとともに、各施設に小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定いただくことにしている。

令和3年度予算案では、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けて、

- ・ 意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等の支援
- ・ 都市部等における取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和（現行定員6人→定員4～6人の範囲内で設定）
- ・ 本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算の創設

を盛り込んでいる。

また、里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、

- ・ 自治体と連携して里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員の配置の拡充
- ・ 施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員の配置の拡充
- ・ 市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業の創設（児童入所施設措置費の施設機能強化推進費加算の拡充）
- ・ 乳児院等の地域支援の取組を推進するため、地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、家庭支援専門相談員加算の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）の緩和

等についても、令和3年度予算案で盛り込んでいる。各都道府県等におかれては、各施設に対して、これらの拡充内容の積極的な活用を促していただきたい。

また、令和元年度調査研究においては、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化に関する調査研究」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000629059.pdf>)として、施設の小規模かつ地域分散化を進める上での課題を整理し、それを実践する上での理念、施設運営の工夫点等に関する調査を行っている。

令和2年度においては、「児童養護施設等の高機能化、小規模かつ地域分散化に伴う子どもの状態像に即した人材育成に関する調査研究」として、施設の高機能化等を推進するにあたって、本体施設における支援体制及び分園・グループホームにおける運営の質の向上のための人材育成の在り方について検討し、とりまとめを行っているので活用していただきたい。

② 職員の人材育成・確保について（関連資料1参照）

児童養護施設等の職員の人材確保に向けて、技能・経験に応じた処遇改善や合計6%の処遇改善等を行ってきたところであり、各都道府県におかれては、引き続き、各施設に対し処遇改善の実施を促していただきたい。

また、職員の人材確保のためには、給与等の処遇面の改善に加えて、業務負担の軽減策を合わせて講じていくことが重要であることから、令和元年度に「児童養護施設等体制強化事業」を創設したところであり、令和3年度予算案においても、引き続き児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とするほか、夜間業務や外国籍の子どもへの対応等の業務負担軽減のため補助者等を雇い上げる場合の費用の補助を盛り込んでいるので、当該事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」も、令和3年度予算案で引き続き計上しているので職員の人材確保や人材育成に向けて、積極的な活用をお願いしたい。

（4）被虐待児等への自立支援の充実について

① 社会的養護自立支援事業等について（関連資料1、9参照）

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定）において、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築が求められており、昨年度に引き続き、令和2年度も社会的養護経験者との「社会的養護自立支援の強化に向

けた意見交換会」を開催したほか（令和2年8月開催）令和2年度からは社会的養護出身者の孤立を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、「社会的養護出身者ネットワーク形成事業」を実施している。

社会的養護経験者の意見等を踏まえ、令和3年度予算案においては、

- ・ 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対して自立に向けた相談支援の実施に必要な費用の補助
- ・ メンタルケア等、医療的な支援を必要とする者が適切に医療を受けられるようにするため、嘱託医との契約等、医療連携に必要な費用の補助の創設
- ・ 民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助の創設
- ・ 退所者の法律相談に対応するための補助の創設
- ・ 入院時の身元保証に対する補助の創設

など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に必要な経費を盛り込んでいる。

なお、社会的養護自立支援事業の取組状況については、地域格差が見受けられるが、子どもの所在する地域によって支援に差があってはならない。全ての子どもが等しく必要な支援が受けられるよう、各都道府県等におかれては、必要な予算措置を行い、社会的養護自立支援事業を実施していただくよう特段のご配慮をお願いする。

また、総務省行政評価局から、進学・就職に伴い施設等から離れて暮らす児童について、「社会的養護自立支援事業」（居住費支援・生活費支援）の利用を認めるかどうかの判断が区々である実態を踏まえ、進学や就職に伴い施設等から離れて暮らす児童に対する「社会的養護自立支援事業」の居住費支援・生活費支援の考え方を明確にするよう勧告がなされている。本勧告を踏まえ、本事業の実施要綱を改正し、考え方を明確化する予定であるので、予め御了知いただきたい。

② 措置延長等の積極的な活用について（関連資料10参照）

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう、18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししている。

改正児童福祉法においても、被虐待児童等に対する自立支援を進めているところであり、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、将来の自立に結びつけることができるよう、各都道府県等においては、この通知に基づき措置延長等の適切な実施をお願いします。

③ 民法改正法の施行について（関連資料11参照）

令和4年4月には、18歳をもって成年とする民法改正法の施行が予定されているが、措置延長や児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業等の上限年齢については、現行の要件を維持することとしているため、対象となる者の自立を図るために必要な場合には、引き続き、これらの制度を積極的に活用いただくようお願いする。

④ 児童入所施設措置費等による教育及び自立支援の経費について

（関連資料1参照）

児童入所施設措置費等による教育及び自立支援の経費については、令和2年度より、退所前後から寄り添い伴走型の支援を行うための専従職員を配置するための加算を設けたところであるが、令和3年度予算案では、入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自律訓練事業の対象施設を児童養護施設以外にも拡充するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう賃貸物件等の賃借料も補助対象となるよう拡充したほか、母子生活支援施設に退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員の配置を盛り込んだところであり、各都道府県等においては、施設等への周知徹底をお願いします。

⑤ 自立支援に関する取組について

厚生労働省では、民間団体等を活用した自立支援や、子ども若者分野など他分野と連携した自立支援など、各都道府県等における自立支援に関する取組をまとめた、「社会的養護経験者の自立支援に関する取組事例集」を策定し、厚生労働省のホームページにて公開している。

各都道府県等においては、「社会的養護自立支援事業」や「就学者自立生活援助事業」の活用と合わせて、本事例集も参照いただき、自立支援策の強化に努めていただきたい。

また、調査研究において、平成30年度から施設等退所者に関する調査を継続して行っており、施設退所者の支援の現状調査や、実際に幾つかの自治体において施設等退所者へのニーズ把握調査を行っているところ。今年度調査研究では、施設等退所者の全国調査ということで、過去5年間の退所児童の状況について取りまとめる予定としているので、今後の社会的養護施設等の退所者支援の参考にしていただきたい。

※平成30年度 「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサル ティング株式会社）

※令和元年度 「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサル ティング株式会社）

⑥ 自立援助ホーム等の活用について（関連資料12参照）

自立援助ホームについては、施設を退所した子ども等が共同生活を行う住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援などを行うものであるが、地域の関係機関から市区町村に寄せられた保護や自立支援の相談が、児童相談所まで届かず、自立援助ホームの入所に繋がらないとの指摘もある。各都道府県等におかれては、市区町村に寄せられた自立支援のニーズが自立援助ホームの入所に適切に繋がるよう、管内市区町村への働きかけをお願いする。

また、自立援助ホームだけではなく、家庭等に居場所のない子どもを緊急避難的に受け入れる「子どもシェルター」も虐待を受けた子どもの安全確保や自立支援の観点から重要な役割を果たしていると考えられる。このため、自立援助ホームの職員配置基準等を満たした子どもシェルターについては、職員の人件費や入所者の生活費等の運営費の補助を行っているところであり、各都道府県等におかれては、子ども等の支援にあたって、こうした事業所や施設を運営する法人等（例：社会福祉法人カリヨン子どもセンター）と積極的に連携して取り組んでいただくようお願いする。

⑦ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用について

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望ましい」とされている。

また、平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）」では、「母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。」

とされているところである。

加えて、都道府県社会的養育推進計画では、母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県支援・取組を盛り込んでいただくことにしている。

これらを踏まえ、各都道府県等においては、市町村への周知も含め、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用についてお願いする。

また、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いする。

母子生活支援施設の入所期間に一律の期限を設けている市町村もあるが、期限到来により安易に保護を解除するのではなく、支援の必要性に応じて判断するよう、市町村への周知・徹底をお願いする。

⑧ 児童家庭支援センターの活用について

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親及び里親に委託された子どもに対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な子どもに対する支援を行うことが可能である。

都道府県社会的養育推進計画では、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組を盛り込んでいただくことにしている。

平成28年改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則や、市区町村の相談体制の充実等も踏まえ、施設の地域支援機能・里親支援機能の強化の一環や、地域における相談支援拠点の一つとして、乳児院や児童養護施設等への附置のほか、NPO法人や医療法人等の多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるよう、積極的な取組をお願いする。

また、令和元年度予算より、児童家庭支援センター運営事業及び指導委託促進事業の補助基準額の算定方法の運用改善を図ったところである。各都道府県等においても、これを踏まえた予算措置を講じていただくようお願いする。

(5) 施設運営の質の向上について

① 第三者評価の受審と公表

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。現在、第三者評価については、平成30年度から令和2年度までの3か年度間

で実施するとしているところ、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、社会的養護関係施設の第三者評価の受審・公表の義務等については、1年間の期限延長を行ったところである。各都道府県等においては、未受審施設に対して、令和3年度までの受審を促すようお願いする。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、あわせて指導願いたい。

② 職員の資質向上のための研修

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、令和3年度予算案においても、引き続き、実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

③ 施設長研修の実施について

施設長研修は、施設長の任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、令和3年度は社会的養護施設関係5団体が共催で11月（東京会場）、12月（大阪会場）にて研修の開催を予定している。

なお、児童自立支援施設の任用時研修については、このほか国立武蔵野学院附属人材育成センターでも行っている。

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県等においては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているので、施設運営の質の向上に本事業の実施を検討されたい。

⑤ 国立武蔵野学院附属人材育成センターにおける研修の実施等

（関連資料13参照）

国立武蔵野学院附属人材育成センターでは、これまでの施設や機能及びこれまで培ってきた職員のノウハウ等を活かしながら、児童福祉司等の養成及び社会的養護に携わる職員のスキルアップに対応した研修の充実を図ったところである。令和3年度においても、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者（講師）向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所一時保護所職員等に対する研修を実施する予定としているので、各都道府県等におかれては積極的な参加をご検討いただきたい。

⑥ 児童自立支援施設及び児童心理治療施設における学校教育の導入について（関連資料14参照）

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、令和元年10月1日現在の実施状況は、全58施設中、54施設となっている。

また、児童心理治療施設は、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が必要なことから、地元学校の特別支援学級の分教室や分校、特別支援学校の分校、分教室など個々の子どもに合わせた教育ができる体制を整える必要があるが、令和元年10月1日現在の学校教育の実施状況は、全52施設中、49施設となっている。

児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入（実施）予定の立っていない都道府県等においては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入（実施）できるよう一層のご尽力をお願いするとともに、児童心理治療施設においても、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が行えるよう、積極的な学校教育の導入をお願いする。

⑦ 被措置児童等虐待について（関連資料15参照）

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県等においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児

児童虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。

また、平成28年3月に取りまとめた「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」では、平成21年度から平成25年度の被措置児童等虐待調査結果や個別事例の分析を行い、その検証結果や対応策を示しているので、参考にされたい。

特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待あった場合に講じた措置等を公表するものとされているため、各都道府県におかれては、被措置児童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いしたい。

⑧ 児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について

児童養護施設等は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場である必要があり、子ども間の性的暴力が起こることはあってはならない。

そのため、平成31年4月に、すべての子どもに対する定期的な面接の実施や性教育の実施等、平成30年度の調査研究で聞き取った施設の取組事例を参考に未然防止や早期把握を徹底すべきことや、事案を把握した場合の児童相談所や保護者への報告と被害児童に対する安全確保や専門的ケアを確実に実施すべきこと等を通知しており、各都道府県においては、子どもの権利擁護が図られるよう、引き続き、各施設等への周知・徹底を図られたい。

なお、令和元年度の調査研究においては、平成30年度の調査研究で収集したデータを活用して、子どもが抱えている問題の背景や施設等での取組状況等と、把握された事案との関連性等について分析を行うとともに、その分析結果等を踏まえた施設現場等の実践に役立つチェックポイントを作成した。

また、令和2年度においては、昨年度作成したチェックポイントを施設現場において実践した結果について評価・分析し、その内容や機能の充実を図り、より実態を把握するための調査方法等について検討

を行っているところ。

これら調査研究も参考の上、問題の発生予防について対策を講じられたい。

⑨ 児童養護施設等に入所する子どもの監護・養育に関する親権者同意について（関連資料15参照）

総務省行政評価局から、児童養護施設等において、措置児童が、医療を受ける、進学する、携帯電話の契約をする、散髪をするといった様々な場面で、親権者等の同意取得や意向確認などに、相当な労力を費やしている実態を踏まえ、親権者等との同意をめぐる各地の現場実例を踏まえた支援方策を検討し、必要な措置を講ずるよう勧告がなされている。

本勧告を踏まえ、現在、親権者等との同意取得に係る調査を行ったところだが、回答のあった70自治体の実情をみると、親権者同意を行うタイミングとしては、措置・委託された後、同意が必要なタイミングでその都度実施している割合が非常に多い一方、施設の負担を軽減するための取組には、

- ・ 措置・委託前に親権者に丁寧に説明し、出来る限り包括的な同意を取っておく
- ・ 措置・委託後に同意を取る必要が生じた場合には、施設の負担とならないよう、児童相談所が親権者と連絡をとるなどの調整を行う

というような実例が確認された。

今回の調査結果とあわせて、各自治体で使用されている親権者等の同意書の例をお示しするので、各都道府県等におかれては、これらも参考いただき、児童相談所に対して、児童相談所に配置された弁護士等の活用を含め、

- ・ 措置・委託前に出来る限り包括的な同意が取れるよう、親権者への説明を丁寧に行うこと
- ・ 措置・委託後に親権者の同意を取る必要が生じた場合には、施設だけに任せるのではなく、施設と協同して対応すること

について、周知いただくようお願いするとともに、管内の児童養護施設等に対しても周知いただくようお願いする。

（6）児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまでも関係者の皆様にご多大なる御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の流行が続

く中、切れ目のない支援を行うため、令和2年度第3次補正予算において、

- ・ 児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用
- ・ 子どもや職員等が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用
- ・ 施設で活動する子ども等に必要な情報を届けるための感染症予防の広報・啓発経費
- ・ 感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修費（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）
- ・ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

等を盛り込んだところ。

また、児童養護施設等を退所した者については、「社会的養護自立支援事業」により継続した支援を行っているが、新型コロナウイルスの感染拡大により、アルバイト先や就業先が休業するなどして収入が途絶え、厳しい生活下にある者については、

- ・ 一時的に施設に戻り、生活費支援等を行った場合でも社会的養護自立支援事業の支援の対象とするほか、
- ・ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を拡充し、経済的に困窮する者に対して、学生、就業者問わず、生活費支援を拡充したところである。

都道府県等におかれては、支援を必要としている関係者にきちんと支援が行き渡るよう、関係者に改めて周知いただくとともに、予算措置について御配慮いただくようお願いする。

なお、厚生労働省では、現在、児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドラインを作成しているところであり、追ってお示しする予定なので、予め御了知いただきたい。

[関連資料：家庭福祉課本課]

令和3年度予算（案）の概要

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ①里親のリクルート及びアセスメント、②登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業を支援

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親等委託率の目標達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、**補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施
- 先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、**提案型補助事業を創設**（補助率国10/10）
- 市町村と連携した里親支援**に取り組むため、フォスタリング機関に連携コーディネーターの配置の補助を創設
- 里親委託児童の自立支援の取組を強化するため、フォスタリング機関に**自立支援担当職員の配置**の補助を創設 等

II 特別養子縁組の推進

- 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用や第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 子どもの出自を知る権利に関する支援**等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の実施
- 養親希望者の**手数料負担の更なる軽減**を実施（補助基準額35万円→40万円）
- 不妊治療への支援拡充と併せて、特別養子縁組制度等の普及啓発の取組を強化するため、**普及啓発事業の予算額を大幅に拡充**（予算額8,100万円→2億1,000万円）

III 施設の小規模かつ地域分散化の推進

- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進を図るため、施設整備を含む物件確保に向けた支援や職員体制の強化等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、**施設整備費等の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施するとともに、**定期借地権設定のための一時金加算を創設**
- 都市部等における物件の確保等の課題に対応するため、整備候補地の確保に向けた**民有地マッチング事業を創設**するとともに、地域小規模児童養護施設等の**定員要件の緩和**を実施（定員6人のみ→定員6～4人の範囲で設定）
- 地域小規模児童養護施設等への**バックアップ機能を強化**するため、本体施設の基幹職員がバックアップ活動に専任できるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設

IV 施設における地域支援の取組の強化

- 里親養育支援や地域の要支援家庭等の支援に積極的に取り組む施設に対して、職員配置の拡充等を実施

<令和3年度予算の拡充内容>

- 里親養育への支援に積極的に取り組む児童養護施設等に対して、**里親支援専門相談員の配置を拡充**（+1名）
- 施設における**レスパイト・ケアの対象にファミリーホームを追加**
- 施設の専門性・ノウハウを活用し、地域の里親等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、**心理療法担当職員の配置を拡充**（+1名）
- 市町村等と連携し、**地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業を創設**（施設機能強化推進費加算を拡充）
- 地域の要支援家庭等への訪問支援等を行う施設に対して、**家庭支援専門相談員加算の加算要件を緩和**（現行は定員30名以上の施設のみ対象）

V 自立支援の充実

- 里親委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助

<令和3年度予算の拡充内容>

- 民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対する相談支援の実施に必要な旅費を補助
- メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、**医療機関等との連携**に必要な経費の補助を創設
- 円滑な自立に向けた取組を強化するため、民間アパート等を借り上げて、一定期間、**一人暮らしを体験**する事業を創設
- 施設退所者等の法律相談に対応するため、**弁護士等との契約**に必要な費用の補助を創設
- 施設退所者等の**入院時の身元保証に対する支援を創設**するとともに、保証人の対象範囲の拡大等の運用改善を実施

自立
支援

里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）について

これまでの取組

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：R2.4～R12.3）を依頼。
- 本年8月には、各都道府県から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。

今後の取組方針

- ① 今後、「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施**していく予定。
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）先駆的な取組を行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリング等の結果を踏まえ取組が不十分な自治体へ訪問指導 個別指導の実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- ② 加えて、都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「**集中取組期間**」として位置付け、毎年度、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）**」の提出を求めることを予定。
 - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- ③ プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、
 - ii **集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）**を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押しする**。

令和3年度予算案における里親委託の推進に向けた支援の拡充内容

里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、里親委託を推進する自治体の取組を強力に支援するため、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ等を行うとともに、施設と連携した里親養育への支援体制を強化する。

①補助率の嵩上げなど、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充

加速化プランに基づく里親委託に向けた取組を強力に推進するため、以下により自治体の取組を支援する。

①補助率の嵩上げ

令和6年度末までの「**集中取組期間**」において、以下の要件のいずれも満たす場合に**補助率を嵩上げ（1/2⇒2/3）**

（要件）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 加速化プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

②提案型補助事業の創設（里親等委託推進提案型事業<<新規>>）

意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるよう、**提案型補助事業を創設**（定額（国10/10相当））

③市町村と連携した里親制度の普及促進等（市町村連携加算<<新規>>）

市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、**市町村と連携した里親制度の普及促進や新規里親の開拓等を推進**

④障害児養育に係る里親等の負担軽減（障害児里親等委託推進モデル事業<<新規>>）

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、**障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設**

⑤自立支援担当職員の配置（里親等委託児童自立支援事業<<新規>>）

進学・就職等の自立支援や退後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設**

②施設と連携した里親養育への支援体制の強化

施設の専門性・ノウハウを活用し、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、児童入所施設措置費を改善する。

①里親養育への支援の拡充

里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、**里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置**

②里親等への巡回支援の実施

施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム等への**巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置**

③ファミリーホームの養育負担の軽減

ファミリーホームの養育負担を軽減するため、児童養護施設等における**一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加**

※その他、国の実施する里親制度の普及促進に向けた広報啓発費用について、大幅に拡充する。

令和3年度予算案における児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進に向けた支援の拡充内容

里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進する自治体の取組を強力に支援するため、施設整備費等の補助率の嵩上げ等を行う。また、都市部等における物件の確保等の課題に対応するため、児童養護施設等民有地マッチング事業を創設し、都道府県等による整備候補地の確保に向けた取組を支援するとともに、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等を行う。

①施設整備費・改修費等の補助率の嵩上げ等

加速化プランに基づく小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を強力に推進するため、以下により自治体・施設の取組を支援する。

①施設整備費及び改修費の補助率の嵩上げ（次世代育成支援対策施設整備交付金、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）

令和6年度末までの「**集中取組期間**」において、以下の要件のいずれも満たす施設の整備計画に対して**補助率を嵩上げ（1/2 ⇒ 2/3）**。

（要件）

- i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること
- ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること
- iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること

②定期借地権設定のための一時金加算の創設（次世代育成支援対策施設整備交付金）

定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合に必要な**権利金や前払地代などの一時金の一部を補助**

（補助額の算定方法）

路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（※）の2分の1×補助率

（※）路線価が定められていない地域においては固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額

③改修費等の補助回数の制限の撤廃（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）

空き屋等を改修して小規模かつ地域分散化された児童養護施設等を設置する場合、**1施設1回限りとしている改修費等の制限を撤廃**

②児童養護施設等民有地マッチング事業の創設

都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進する。

①土地等所有者と法人等のマッチング支援

土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置市町村

【補助基準額】 ① 1自治体当たり：5,900千円

② 1自治体当たり：4,500千円

③ 1自治体当たり：4,400千円

【補助率】 1/2

③定員要件の緩和等

小規模かつ地域分散化に向けた課題等に対応するため、児童入所施設設置費を改善し、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和や、地域小規模児童養護施設等へのバックアップ機能を強化する。

①地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和

都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの**定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げ**

※職員配置基準は現行と同様（最大1：1）

②地域小規模児童養護施設等へのバックアップ機能の強化

小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、**基幹職員を地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任させる**ことができるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設。

乳児院等多機能化推進事業

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③産前・産後母子支援事業

妊娠時から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

4. 補助基準額

①育児指導機能強化事業	4,993千円	③産前・産後母子支援事業	
		i 支援コーディネーターの配置等	1か所当たり 7,241千円
		ii 看護師の配置等	1か所当たり 5,090千円
		補助職員を配置する場合	1か所当たり 1,125千円加算
		iii 改修費・備品費等	1か所当たり 8,000千円
		iv 賃借料	1か所当たり 10,000千円
		v 一般生活費	1人当たり日額 1,706円
②医療機関等連携強化事業			
i 連絡調整を担う職員	1,927千円		
ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合			
ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	2,129千円		
イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	5,084千円		
ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	6,357千円		

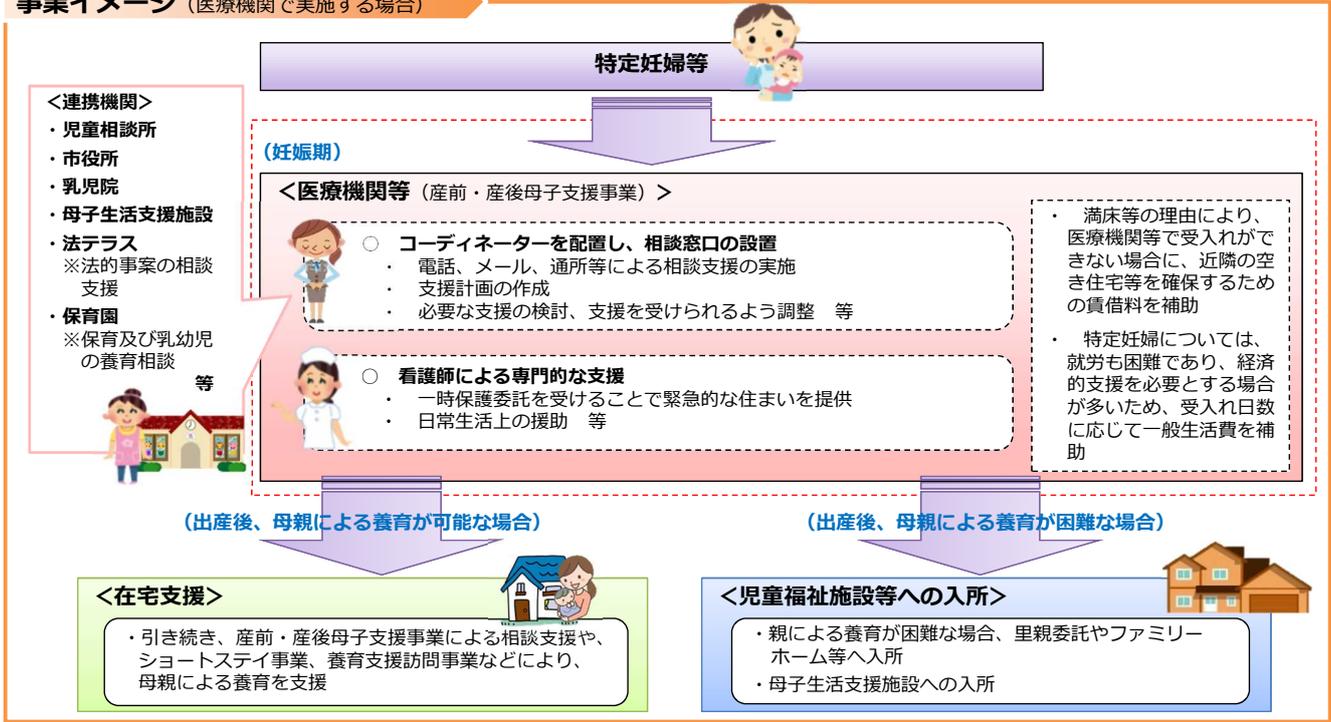
産前・産後母子支援事業の実施イメージ

事業目的

特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

事業イメージ (医療機関で実施する場合)



里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標を実現するため、令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、補助率の嵩上げ(補助率1/2→2/3)を行う。【拡充】

また、市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、フォスタリング機関と市町村が連携して里親制度の普及促進や新規里親の開拓等の一層の推進を図る。【拡充】

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持・向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。
里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

⑤里親等委託児童自立支援事業【新規】

フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、児童養護施設等と同様、里親・ファミリーホームにおいても委託解除前から自立に向けた支援を行う。

⑥共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

⑦障害児里親等委託推進モデル事業【新規】

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設する。

⑧里親等委託推進提案型事業【新規】

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を横展開できるように、提案型補助事業を創設する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市(設置予定市区) (民間団体等に委託して実施することも可)

3. 補助率

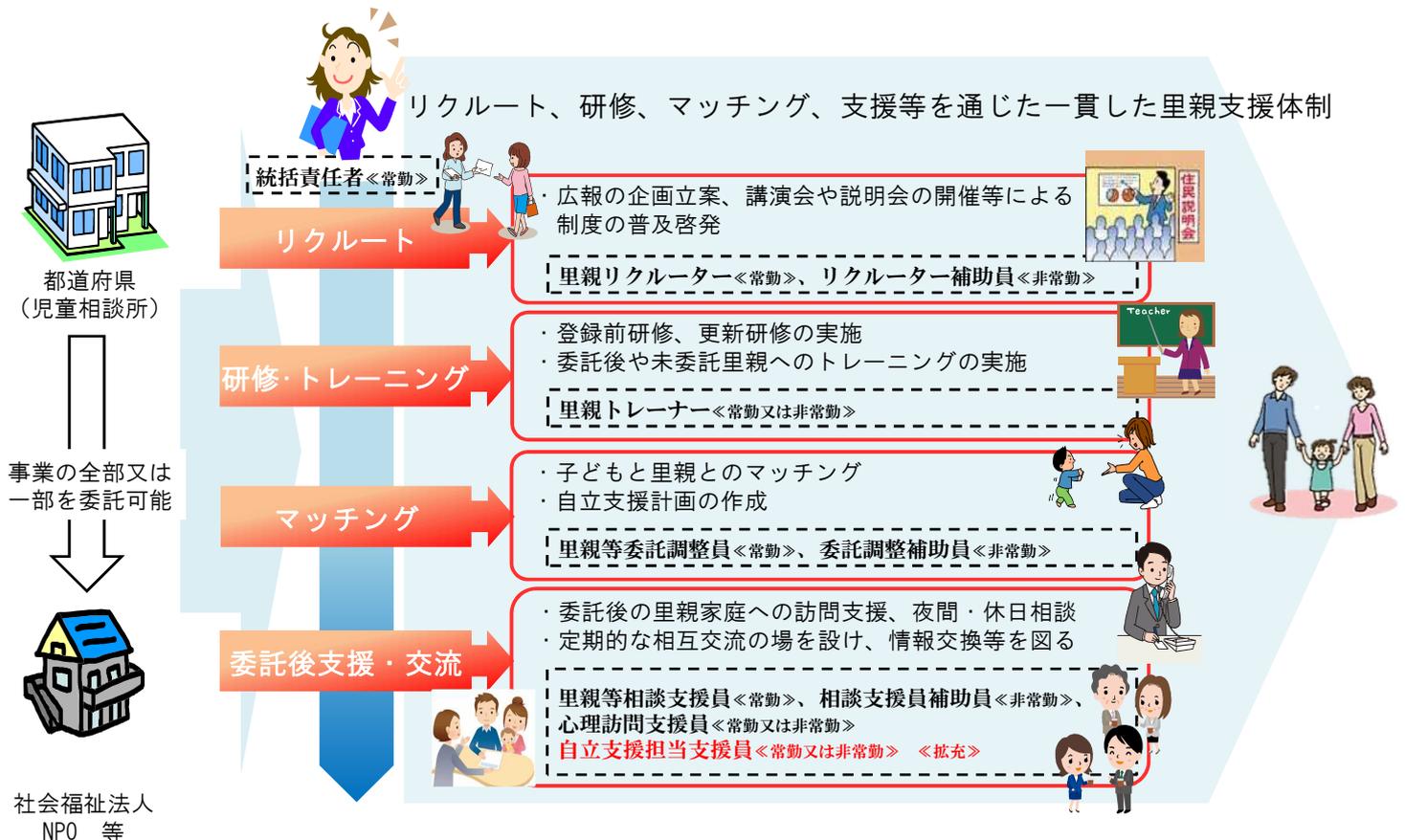
①～⑦の事業: 国: 1/2(又は2/3)、都道府県・指定都市・児童相談所設置市: 1/2(又は1/3)、⑧の事業: 国10/10

4. 補助基準額

①統括責任者加算	1か所当たり	5,875千円
②市町村連携加算	1か所当たり	5,700千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,938千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,292千円
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,745千円加算
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1か所当たり	1,305千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,860千円加算
35件以上	1か所当たり	2,415千円加算
④里親研修・トレーニング等事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,759千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,173千円
里親トレーナー配置加算(常勤)	1か所当たり	5,439千円加算
里親トレーナー配置加算(非常勤)	1か所当たり	2,604千円加算
研修代替要員費	1人当たり	38千円
⑤里親委託推進等事業		
新規里親委託件数	1か所当たり	6,485千円
15件以上30件未満	1か所当たり	1,125千円加算
30件以上45件未満	1か所当たり	2,880千円加算
45件以上	1か所当たり	3,945千円加算
⑥里親訪問等支援事業		
里親等委託児童数	1か所当たり	9,803千円
20人以上40人未満	1か所当たり	2,337千円加算
40人以上60人未満	1か所当たり	4,304千円加算
60人以上80人未満	1か所当たり	7,769千円加算
80人以上	1か所当たり	10,486千円加算
心理訪問支援員配置加算(常勤)	1か所当たり	5,106千円加算
心理訪問支援員配置加算(非常勤)	1か所当たり	1,552千円加算
面会交流支援加算	1か所当たり	2,195千円加算
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1か所当たり	6,092千円加算
上記以外	1か所当たり	2,880千円加算

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合	1か所当たり	2,906千円
アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上の場合	1か所当たり	5,812千円
⑧共働き家庭里親委託促進事業		
1自治体当たり	3,749千円	
⑨障害児里親等委託推進モデル事業		
1か所当たり	2,100千円	
⑩里親等委託推進提案型事業		
1自治体当たり	10,000千円	

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ



市町村と連携した里親等委託の推進について（市町村連携加算）

（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

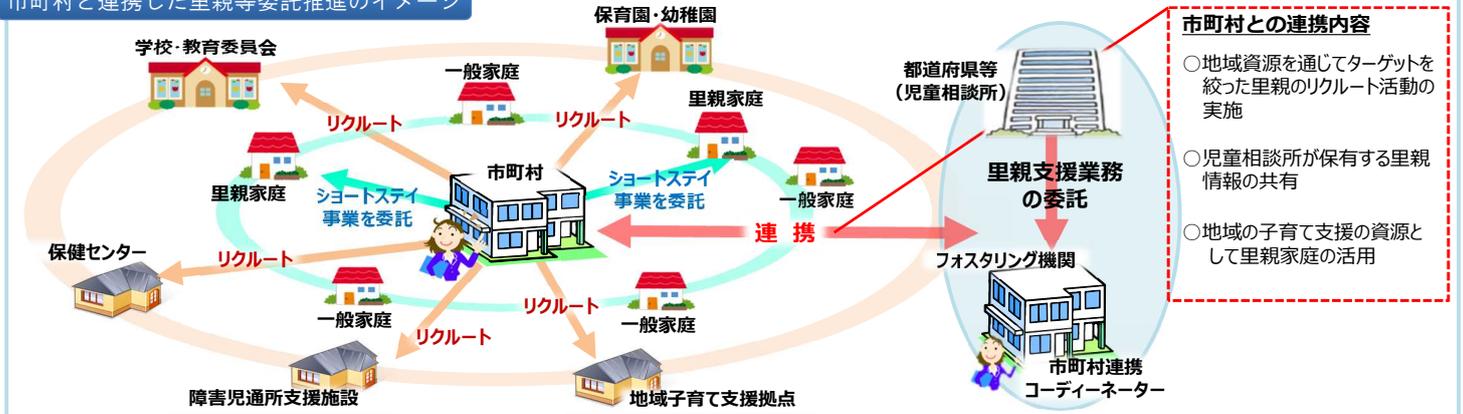
事業内容

- 「家庭養育優先原則」に基づき、里親等委託の推進するに当たり、里親の確保や養育支援は重要な課題であり、地域において児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者などを把握し、地域の子育て支援を担う市町村との連携は極めて重要となっている。
- このため、フォスタリング機関に市町村連携コーディネーターを配置し、里親制度等普及促進・リクルート事業や里親研修・トレーニング事業等について、市町村との連携した取組を推進する。

加算額

1か所当たり 570万円

市町村と連携した里親等委託推進のイメージ



都道府県等と市町村が連携して里親等委託を推進することにより期待される効果

都道府県におけるメリット

- 地域における里親家庭の理解促進が図られること。
- 地域の児童福祉に理解がある者や子どもの養育を希望する者に対する里親登録の働きかけが一層推進されること。
- 短期間でも子どもの養育経験を積むことによる里親（特に未委託里親）のスキルアップに繋がること。
- 地域の様々な子育て支援施策を活用した里親の養育支援が行われること。

市町村におけるメリット

- 地域の子育て支援の資源として里親を活用できること（特に児童養護施設等がない地域においてもショートステイ事業を実施できるようになる）。
- 地域の要支援家庭等について、フォスタリング機関や乳児院・児童養護施設等からのバックアップを受けた里親を通じて支援を行うことができること。
- 地域の支援が必要な子どもにとっても、地域において里親制度が広まることにより、養育環境が急激に変化することなく、支援を受けることができること。

障害児の里親等委託の推進について（障害児里親等委託推進モデル事業）

（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

事業内容

- 「家庭養育優先原則」に基づき、障害児も含め里親等委託を推進しているところであり、里親・ファミリーホームに委託された子どもの中には障害児も多く含まれている。今後、さらに里親等委託が進展していくことに伴い、障害児の受け入れを行う里親・ファミリーホームの割合は増加することが見込まれる。一方で、養育者である里親等は障害児の養育について不安や負担を感じていることから、里親等に対する支援体制の構築が課題となっている。
- このため、里親等包括支援機関（フォスタリング機関）が、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

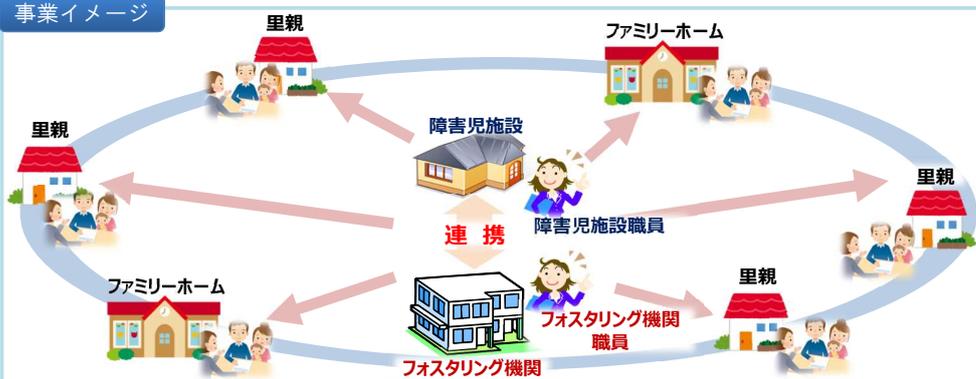
（参考）障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書（令和2年2月10日）

- ・ 障害児においてもできる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要がある、より家庭的な環境として里親やファミリーホームの活用を一層推進するための検討をすべき。
- ・ 厚生労働省においては、提言を受けて関係部局で施策をさらに一層推進することが極めて重要であり、これに関して障害児支援を担当する障害保健福祉部は、社会的養護施策を担当する子ども家庭局と共に施策を進めるべきである。

補助額等

- （1）実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- （2）補助額 1か所当たり 210万円
- （3）負担割合 国1/2、実施主体1/2
- （4）実施か所数 10か所程度

事業イメージ



障害児施設職員の業務イメージ

- ① 障害児への専門的な支援の実施
- ② 里親等への養育に関する相談支援
- ③ 地域社会との交流支援
- ④ 他の障害福祉サービスとの連携支援
- ⑤ 障害児養育に知見のある里親のリクルート

フォスタリング機関職員の業務イメージ

- ① 支援ニーズの把握
- ② 障害児施設との連絡調整
- ③ 障害児施設職員との連携による支援
- ④ 他の児童福祉サービスとの連携支援

里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

1. 事業内容

【令和3年度予算案】34百万円（里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業費補助金）

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。

このような体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

（主な業務内容）

- ①研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）
- ②開催場所の選定（地域ブロック単位で実施）
- ③講師の選定・招聘
- ④研修の開催案内及び参加希望者の募集
- ⑤研修会の実施
- ⑥修了証の交付、修了者名簿の作成

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

里親への委託前養育等支援事業

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親に子どもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

（1）生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間における子どもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

（2）研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 補助率

国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

4. 補助基準額

（1）生活費等支援

1人当たり日額 5,200円

（2）研修受講支援

1件当たり日額 3,490円

里親制度等広報啓発事業【拡充】

【令和3年度予算案】2. 1億円（里親制度等広報啓発事業費補助金）

1. 事業内容

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、里親制度（以下「家庭養護」という。）に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
- ii インターネット広告を活用した普及啓発
- iii 新聞広告を活用した普及啓発

※民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

【令和3年度予算案】2.13億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受審費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業

養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助

ii 第三者評価受審促進事業

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用について補助

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

i 養親希望者等支援モデル事業

児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築

ii 障害児等支援モデル事業

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業

心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業

産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築

v 高年齢児等への支援体制構築モデル事業

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に対応するための体制を構築

vi 資質向上モデル事業

養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

vii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業<新規>

子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

③養親希望者手数料負担軽減事業<拡充>

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業	
i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業	受講者1人当たり 54千円
ii 第三者評価受審促進事業	1か所当たり 321千円<<拡充>>
②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業	
i 養親希望者等支援モデル事業	1か所当たり 4,583千円
ii 障害児等支援モデル事業	1か所当たり 3,070千円
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	1か所当たり 6,179千円
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	1か所当たり 6,344千円
v 高齢児等への支援体制構築モデル事業	1か所当たり 3,354千円
vi 資質向上モデル事業	1か所当たり 1,100千円
vii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業	1か所当たり 6,179千円<<新規>>
③養親希望者手数料負担軽減事業	1人当たり 400千円を上限<<拡充>>

4. 予算か所数

i 養親希望者等支援モデル事業	15か所
ii 障害児等支援モデル事業	10か所
iii 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	10か所
iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	10か所
v 高齢児等への支援体制構築モデル事業	12か所
vi 資質向上モデル事業	12か所
vii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業	5か所

5. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

(参考) 養子縁組民間あっせん機関助成事業の支援の拡充について

現行	令和3年度予算案
(1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 ※受講者1人当たり54千円 ② 第三者評価受審促進事業 (H30～) ※1か所当たり300千円 	(1) 養子縁組民間あっせん機関基本事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 ※受講者1人当たり54千円 ② 第三者評価受審促進事業<<拡充>> ※1か所当たり321千円 (交通費相当額を増額)
(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 養親希望者等支援モデル事業 (H30～) ※1か所当たり4,572千円 ② 障害児等支援モデル事業 (H30～) ※1か所当たり3,007千円 ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (R01～) ※1か所当たり6,127千円 ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 (R01～) ※1か所当たり6,293千円 ⑤ 高齢児等への支援体制構築モデル事業 (R02～) ※1か所当たり3,354千円 ⑥ 資質向上モデル事業 (R02～) ※1か所当たり1,100千円 	(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 養親希望者等支援モデル事業 ※1か所当たり4,583千円 ② 障害児等支援モデル事業 ※1か所当たり3,070千円 ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 ※1か所当たり6,179千円 ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 ※1か所当たり6,344千円 ⑤ 高齢児等への支援体制構築モデル事業 ※1か所当たり3,354千円 ⑥ 資質向上モデル事業 ※1か所当たり1,100千円 ⑦ 出自を知る権利の支援体制モデル事業<<新規>> ※1か所当たり6,179千円
(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (R01～) ※1人当たり350千円	(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 ※1人当たり400千円<<拡充>>

※ [] 毎に補助金の申請が可能。

養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

1. 事業内容

【令和3年度予算案】20百万円（養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金）

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組あっせん責任者研修を実施。

②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

参 考

<「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）>

第二十二條 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三十六條

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であつて養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

<「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）>

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

里親委託費・児童入所施設措置費等国庫負担金

（令和2年度予算額）

（令和3年度予算案）

対前年度増減額

135,480百万円

→

135,564百万円

(+84百万円)

1. 予算額の推移

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度予算案
予算額	122,716 【123,466】	126,647	131,657	135,480	135,564

※ 【 】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

- 里親委託費・児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき里親への委託や児童養護施設等への入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

5. 拡充内容

(1) 里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能の強化

項目	内容
里親養育への支援の拡充	里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置する。
施設の専門性・ノウハウを活用した里親等への巡回支援の実施	施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置する。
ファミリーホームの養育負担の軽減	ファミリーホームの養育負担を軽減するため、児童養護施設等における一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加する。
地域における要支援家庭等への支援の強化	市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業（施設機能強化推進費加算）を創設する。 乳児院等の地域支援の取組を推進するため、家庭支援専門相談員が地域の要支援家庭等への訪問支援等を行うことを要件として、現行の加算要件（定員30名以上の施設のみ配置可能）を緩和する。

(2) 小規模かつ地域分散化の更なる推進

項目	内容
地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和	都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員の下限を4人（現行6人）まで引き下げる。 ※職員配置基準は現行と同様（最大1：1）
地域小規模児童養護施設等へのバックアップ機能の強化	小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、基幹職員を地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任させることができるよう、代替職員に係る人件費等の加算を創設する。

(3) 自立に向けた支援の強化

項目	内容
入所児童等の円滑な自立に向けた取組の強化	入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自立訓練事業の対象施設を児童養護施設以外にも拡大するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう貸物件等の賃借料も補助対象とする。
母子生活支援施設における自立支援体制の強化	母子生活支援施設に、退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図る。
自立援助ホームの体制強化	自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減する。

(4) 一時保護の受け入れ体制の強化

項目	内容
一時保護専用施設の対象拡大	一時保護専用施設加算の対象施設（※）を拡大し、障害児入所施設等を含めることにより、一時保護の受け皿確保を進める。 ※現行、加算対象を児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設に限定
乳児院における一時保護委託の強化	病虚弱等の乳幼児を一時保護委託する際の養育体制を充実するため、病虚弱等児童加算の対象に一時保護児童を加える。
保護者が新型コロナウイルスへの感染により入院した場合の対応の強化	保護者が新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した場合等において、児童を医療機関で一時保護する際に、医療機関に対して一時保護委託手当を支給する。

(5) その他

項目	内容
医療機関との連携体制の強化	施設における医療機関との連携体制を強化するため、嘱託医手当を拡充する。
予防接種費用の対象拡大	施設における感染症予防対策を強化するため、予防接種費用の助成対象を拡大する。 ※RSウイルス感染症、流行性耳下腺炎を追加

児童養護施設等体制強化事業【拡充】

1. 事業内容

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

(1) 児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

(2) 夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

(3) ファミリーホームの業務負担軽減<新規>

年々増加している障害児の対応や、今後、家庭養育を推進する中で一層増加が見込まれる乳幼児の対応を行うため、ファミリーホームにおいて補助者等を雇い上げ体制を強化し、養育者の負担軽減を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

- ・児童指導員等となる人材の確保 1人当たり 4,080千円
- ・夜間業務等の業務負担軽減 1か所当たり 4,080千円
- ・ファミリーホームの業務負担軽減 1か所当たり 4,080千円

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

1 児童養護施設等の環境改善事業

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【事業内容】

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るための老朽化した設備の購入や更新及び改修に係る経費を補助

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
※（1）、（2）について、地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園の移動等に当たり、原状復帰が必要となる場合の改修費も補助対象

(3) 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

(4) 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費に係る補助

【拡充内容】

- > 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、**小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ(1/2→2/3)**
- > 小規模かつ地域分散化された児童養護施設等を設置する場合、**1施設1回限りとしている改修費等の制限を撤廃**

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額】

- (3) 以外 1か所当たり800万円
※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
- (3) 1か所当たり300万円

【補助率】 国1/2 (2/3<拡充>) (都道府県等1/2 (1/3<拡充>))

国1/2 (2/3<拡充>) (都道府県1/4 (1/6<拡充>)、市町村1/4 (1/6<拡充>))

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

【実施主体】

指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額】

1か所あたり800万円

【補助率】

国1/2 (指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)
国1/2 (都道府県1/4、市町村1/4)

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

【事業内容】

児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1か所あたり800万円

【補助率】

国1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

児童養護施設等民有地マッチング事業【新規】

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進する。

- ①土地等所有者と法人等のマッチング支援
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。
- ②整備候補地等の確保支援
地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。
- ③地域連携コーディネーターの配置支援
施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

2. 実施主体

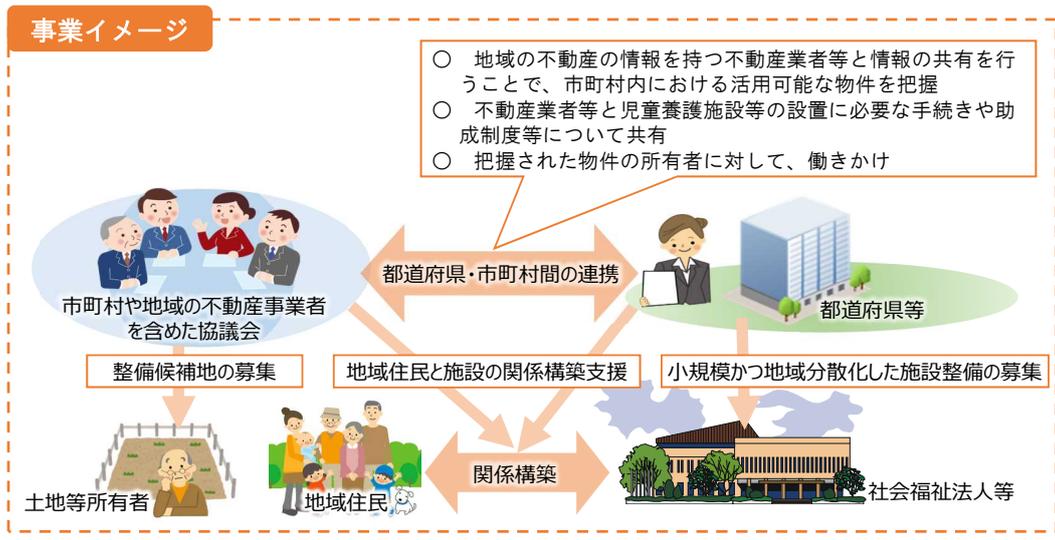
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置市町村

3. 補助基準額

- ①1自治体当たり：5,900千円
- ②1自治体当たり：4,500千円
- ③1自治体当たり：4,400千円

4. 補助率

1/2



児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

- ①短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）
- ②長期研修
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭の環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。
- ③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,052,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,541,000円

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

基幹的職員研修事業

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる職員の専門性を確保しつつ、計画的に育成する体制を整備する必要がある。このため、施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行う。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

4. 補助単価

1 都道府県市当たり 489,000円

5. 予算か所数等

49自治体

児童家庭支援センター運営等事業

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

①児童家庭支援センター運営事業

- ・ 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

③指導委託促進事業

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があった場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①児童家庭支援センター運営事業

事務費	常勤心理職配置の場合	11,796千円
	非常勤心理職配置の場合	7,854千円
事業費	件数区分に応じて	353千円～6,615千円
初度調弁費	1か所当たり	400千円

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業 1か所当たり 1,069千円

③指導委託促進事業 1件当たり（月額） 108千円

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

社会的養護自立支援事業等【拡充】

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

①社会的養護自立支援事業<拡充>

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

【拡充内容】

- ・ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助する。
- ・ メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療連携に必要な経費（嘱託医との契約等）を補助する。
- ・ 一定期間一人暮らしを体験し、安定した退所後の生活を確保するため、民間アパート等の借り上げに必要な経費を補助する。
- ・ 法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）に対応するため、弁護士等と契約に必要な経費を補助する。

②身元保証人確保対策事業<拡充>

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

【拡充内容】

- ・ 保証人の対象範囲を拡大し、退所者支援を行う民間団体等を追加するとともに、同一の保証人から複数の保証を受けられるよう運用改善を行う。
- ・ 入院時の身元保証に対する補助を行う。

2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

・ 支援コーディネーター配置	1 か所当たり年額 6,232千円	・ 就労相談支援	1 チーム当たり年額 5,739千円
・ 居住費支援	1 人当たり月額 90千円（里親）	・ 学習費等支援	
・ 生活費支援	1 人当たり月額 397千円（児童養護施設）等	特別育成費	基本額 1 人当たり年額 24,420円
・ 生活相談支援	1 人当たり月額 51,870円（就学・就労をしていない者）	資格取得等特別加算	1 人当たり年額 57,610円
・ 生活相談支援	1 人当たり月額 11,310円（就学している者）等	補習費	1 人当たり年額 20,000円
賃金	1 か所当たり年額 10,212千円（常勤2名以上配置）	補習費特別分	1 人当たり年額 25,000円
事務費	1 か所当たり年額 6,981千円（上記以外）	就職支度費	一般分 1 人当たり年額 82,760円
・ 医療連携支援	1 か所当たり年額 4,860千円（対象者が気軽に集まれる場を常設する場合）	特別基準分	1 人当たり年額 198,530円
	2,166千円（上記以外）<拡充>	大学進学等自立生活支度費	一般分 1 人当たり年額 82,760円
	5,900千円<新規>	特別基準分	1 人当たり年額 198,530円
		退所後生活体験支援	1 人当たり月額 53,700円<新規>
		法律相談支援	1 か所当たり年額 3,000千円<新規>

②身元保証人確保対策事業

・ 就職時の身元保証	年間保険料10,560円	・ 大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料10,560円
・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料19,152円	・ 入院時の身元保証	年間保険料 2,400円<新規>

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2（国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

社会的養護自立支援事業の実施イメージ

<児童相談所等>



①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等>



②生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援
⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助
- ※ 安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援等

③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・ 就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等

④嘱託医等（医療連携支援）

- ※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

⑤弁護士等（法律相談支援）

- ※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

（家庭復帰又は自立した児童）



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



（引き続き施設等に居住する児童）

- ⑥住居費支援（里親・施設の住居費を支援）
- ⑦生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）
- ⑧学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。



（施設等の入所児童）

- ※ 措置費による支弁

22歳

就学者自立生活援助事業

【令和3年度予算案】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うため、20歳到達後から22歳の年度末までの間において行われる児童自立生活援助に要する費用について補助を行う。

- (1) 高等学校の生徒や大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること
- (2) 満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者
- (3) 満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者
- (4) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所又は里親・小規模住居型児童養育事業への委託の措置を解除された者その他都道府県知事が必要と認めた者

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①生活費支援		1人当たり月額	11,310円			
②特別育成費	基本額	1人当たり月額	24,420円	資格取得等特別加算	1人当たり	57,610円
③児童用採暖費		1人当たり月額	338円			
④就職支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分	1人当たり	198,530円
⑤大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分	1人当たり	198,530円
⑥補習費		1人当たり月額	20,000円	補習費特別分	1人当たり月額	25,000円

4. 補助率

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

社会的養護出身者ネットワーク形成事業

【令和3年度予算案】12百万円（社会的養護出身者ネットワーク形成事業）

1. 事業内容

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催する。

（内容）

- i 都道府県に対する自立支援に関する啓発
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

令和2年度第3次補正予算の概要

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和2年度第3次補正予算：4.1億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの環境、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村、市町村

3. 補助率

i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

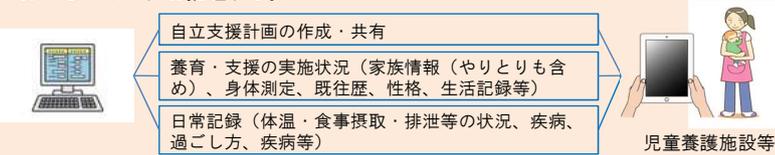
①児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和2年度第3次補正予算：3.6億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。
- また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

拡充内容

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の**安定的な運営を図るための貸付原資を補助**する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、**一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額の増額の延長**を行う。

貸付対象者及び貸付額等

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間
- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む）
【生活費貸付】貸付額：月額8万円
貸付期間：6か月間（求職期間を含む）⇒12か月間 <拡充>

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数
【生活費貸付】貸付額：月額5万円
貸付期間：正規修学年数
- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数
【生活費貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円）
貸付期間：正規修学年数 **（拡充については6か月間⇒12か月間） <拡充>**

※このほかに、児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者を対象に資格取得貸付を実施

※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

令和2年度第3次補正予算：62億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、個室化に要する改修に必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続的に実施していくことが可能となるよう支援を行う。

事業内容

(1) マスクの購入や消毒に必要な経費、個室化に要する改修に必要な経費等の支援

- ① マスク等購入費
感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要となる費用について補助
- ② 児童養護施設等の消毒経費
施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助
- ③ 広報・啓発経費
施設で活動する子ども等に必要となる情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助
- ④ 個室化に要する改修費等
感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助
- ⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費
職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

【補助基準額】1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）

(2) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】1自治体当たり：11,860千円



(3) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】1自治体当たり：13,308千円



【対象施設等】児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あっせん機関、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村 【補助率】(1)・(2) 国1/2 (3) 定額(国10/10相当)

○里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成21年度末の11.1%から、令和元年度末には21.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
 ファミリーホームは、令和元年度末で417か所、委託児童1,660人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率

(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例(令和2年3月末現在)

	里親等			乳児院			養護施設			計
	児童数	率	②	児童数	率	④	児童数	率	⑤	
	①	(①/⑦)	(①/⑦)	③	(③/⑦)	(③/⑦)	⑥	(⑤/⑦)	(⑤/⑦)	
北海道	590人	32.5%	(8)	50人	2.8%		1,173人	64.7%		1,813人
青森県	87人	27.9%	(14)	20人	6.4%		205人	65.7%		312人
岩手県	103人	27.5%	(15)	37人	9.9%		234人	62.6%		374人
宮城県	183人	36.7%	(2)	56人	11.2%		259人	52.0%		498人
秋田県	27人	13.2%	(44)	21人	10.2%		157人	76.6%		205人
山形県	51人	18.9%	(27)	24人	8.9%		195人	72.2%		270人
福島県	118人	28.0%	(13)	10人	2.4%		293人	69.6%		421人
茨城県	116人	16.2%	(38)	69人	9.6%		531人	74.2%		716人
栃木県	121人	19.5%	(23)	66人	10.6%		435人	69.9%		622人
群馬県	91人	18.7%	(28)	41人	8.4%		354人	72.8%		486人
埼玉県	412人	22.6%	(20)	186人	10.2%		1,229人	67.3%		1,827人
千葉県	385人	30.1%	(10)	92人	7.2%		802人	62.7%		1,279人
東京都	597人	15.6%	(40)	388人	10.2%		2,836人	74.2%		3,821人
神奈川県	372人	18.5%	(29)	191人	9.5%		1,445人	72.0%		2,008人
新潟県	150人	46.3%	(1)	30人	9.3%		144人	44.4%		324人
富山県	23人	17.4%	(33)	13人	9.8%		96人	72.7%		132人
石川県	40人	14.9%	(42)	23人	8.6%		206人	76.6%		269人
福井県	37人	16.0%	(39)	27人	11.7%		167人	72.3%		231人
山梨県	107人	35.0%	(5)	29人	9.5%		170人	55.6%		306人
長野県	111人	18.2%	(32)	48人	7.9%		450人	73.9%		609人
岐阜県	87人	16.4%	(36)	29人	5.5%		414人	78.1%		530人
静岡県	219人	32.1%	(9)	53人	7.8%		410人	60.1%		682人
愛知県	302人	16.3%	(37)	133人	7.2%		1,423人	76.6%		1,858人
三重県	153人	29.4%	(12)	35人	6.7%		333人	63.9%		521人
滋賀県	107人	36.5%	(3)	32人	10.9%		154人	52.6%		293人
京都府	101人	14.4%	(43)	67人	9.5%		535人	76.1%		703人
大阪府	438人	14.9%	(41)	302人	10.3%		2,201人	74.8%		2,941人
兵庫県	301人	19.1%	(25)	132人	8.4%		1,146人	72.6%		1,579人
奈良県	62人	19.0%	(26)	23人	7.0%		242人	74.0%		327人
和歌山県	63人	18.4%	(30)	25人	7.3%		254人	74.3%		342人
鳥取県	66人	25.3%	(17)	24人	9.2%		171人	65.5%		261人
島根県	46人	25.4%	(16)	20人	11.0%		115人	63.5%		181人
岡山県	114人	25.1%	(18)	16人	3.5%		324人	71.4%		454人
広島県	126人	16.8%	(35)	39人	5.2%		587人	78.1%		752人
山口県	114人	23.7%	(19)	23人	4.8%		344人	71.5%		481人
徳島県	33人	12.9%	(45)	23人	9.0%		200人	78.1%		256人
香川県	39人	20.5%	(21)	20人	10.5%		131人	68.9%		190人
愛媛県	87人	18.3%	(31)	27人	5.7%		361人	76.0%		475人
高知県	75人	20.4%	(22)	24人	6.5%		268人	73.0%		367人
福岡県	450人	29.6%	(11)	114人	7.5%		957人	62.9%		1,521人
佐賀県	92人	35.0%	(4)	14人	5.3%		157人	59.7%		263人
長崎県	78人	17.3%	(34)	26人	5.8%		348人	77.0%		452人
熊本県	84人	12.4%	(46)	42人	6.2%		551人	81.4%		677人
大分県	162人	34.4%	(6)	14人	3.0%		295人	62.6%		471人
宮崎県	55人	12.4%	(47)	29人	6.5%		361人	81.1%		445人
鹿児島県	141人	19.2%	(24)	43人	5.9%		550人	74.9%		734人
沖縄県	176人	34.4%	(7)	10人	2.0%		326人	63.7%		512人
全国	7,492人	21.5%		2,760人	7.9%		24,539人	70.5%		34,791人

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各都道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

子家発0204第1号
令和3年2月4日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民 生 主 管 部 (局) 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について

平素より児童福祉行政の推進につきまして、格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県等におかれては「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けて精力的に取り組んでいただいているところです。

国においても、各都道府県等の取組を支援するため、これまでも里親手当額や小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の職員配置等の財政支援の拡充を行うとともに、個別ヒアリングや取組事例の周知等を行ってきたところですが、各都道府県等の里親等委託率の目標については、国で掲げる目標に近いものから、現行水準にとどまるものまで、依然として地域によってばらつきがある状況です。

子どもの権利や子どもの最善の利益をどの地域においても実現していくためには、各都道府県等の取組をより一層強化する必要があります。

このため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、意欲的に取り組む都道府県等に対して、補助率の嵩上げ等の財政支援を行うため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針（以下、「実施方針」という。）を別添のとおり定めましたので、各都道府県等におかれては、実施方針に基づき、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けて、より一層の取組の強化・徹底を図っていただくようお願いいたします。

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針

1 「里親委託加速化プラン」に係る実施方針

(1) 財政支援の対象となる都道府県等について

財政支援の対象となる都道府県等は、(3)に定める「里親委託加速化プラン」を策定のうえ、以下に掲げる要件を全て満たす都道府県等とする。

- ① 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること。
- ② 「里親委託加速化プラン」における里親等委託率の見込値が以下の要件のいずれかに合致していること。
 - ・ 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上であること
 - ・ 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加していること
- ③ 「里親委託加速化プラン」における里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること。
 - ・ フォスタリング体制の構築
 - ・ 里親リクルート
 - ・ 研修・トレーニング
 - ・ マッチング
 - ・ 委託後の相談支援

(2) 財政支援の対象となる事業について

財政支援の対象となる都道府県等は、別に定めるところにより、以下の事業について財政支援を受けることができる。

- ① 里親養育包括支援（フォスタリング）事業
財政支援の内容：国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）
- ② 児童入所施設措置費等負担金
財政支援の内容：里親支援専門相談員加算の拡充（1名→2名）

(3) 「里親委託加速化プラン」の策定及び採択について

各都道府県等は、財政支援の希望の有無に関わらず、「里親委託加速化プラン」（別紙様式1）を作成し、厚生労働省まで提出すること。

厚生労働省は、提出のあった「里親委託加速化プラン」の内容を精査し、財政支援を希望する都道府県等に対しては、毎年度、「里親委託加速化プラン」の採択を通知するものとする。

(4) 「里親委託加速化プラン」の検証・分析について

各都道府県等は、毎年度、前年度までの見込と実績の乖離について、精査・分析し、必要に応じて翌年度以降の見込の見直しを行うこと。

厚生労働省としては、毎年度、都道府県等の進捗状況を把握し、必要に応じてヒアリング等の実施を予定している。

2 「施設地域分散化等加速化プラン」に係る実施方針

(1) 財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画について

財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画は、(3)に定める「施設地域分散化等加速化プラン」を策定する都道府県等であって、以下に掲げる要件を全て満たす整備計画とする。

- ① 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。
- ② 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。(乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位」の整備を含む整備計画であること。)
- ③ 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

(2) 財政支援の対象となる事業について

財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画は、別に定めるところにより、以下の事業について財政支援を受けることができる。

- ①次世代育成支援対策施設整備交付金
財政支援の内容：国庫補助率の嵩上げ(1/2→2/3)
- ②児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
財政支援の内容：国庫補助率の嵩上げ(1/2→2/3)

(3) 「施設地域分散化等加速化プラン」の策定及び採択について

各都道府県等は、集中取組期間内に財政支援を希望する児童養護施設及び乳児院から、施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画(別紙様式2。以下「施設計画」という。)の提出又は各施設へのヒアリング等により施設計画に定める内容を聴取すること。都道府県等は、提出等のあった施設計画を踏まえて、前倒し整備を含む調整等を行い、集中取組期間における「施設地域分散化等加速化プラン」(別紙様式3)を作成のうえ、厚生労働省まで提出すること。

厚生労働省は、提出のあった「施設地域分散化等加速化プラン」の内容を精査し、財政支援を希望する都道府県等及び整備計画に対して、「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を通知するものとする。なお、(4)に基づく検証・分析や、整備計画の追加等により「施設地域分散化等加速化プラン」の見直しの必要が生じた場合には、追加で採択等を行うものとする。

(4) 「施設地域分散化等加速化プラン」の検証・分析について

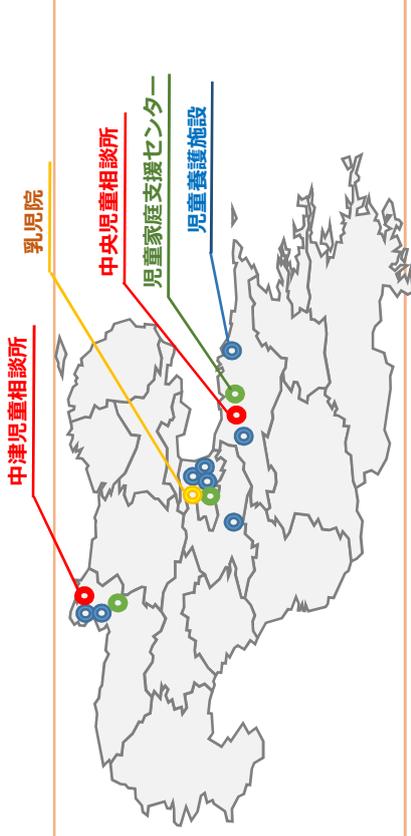
各都道府県等は、毎年度、前年度までの見込と実績の乖離について、精査・分析し、必要に応じて翌年度以降の見込の見直しを行うこと。

厚生労働省としては、毎年度、都道府県等の進捗状況を把握し、必要に応じてヒアリング等の実施を予定している。

大分県における里親等委託推進に向けた取組

① 地域の特徴

- ・大分県は、18歳未満人口が約17万人の県であり、2013(H25)年度から2018(H30)年度までは、子どもの人口が減少する一方で、代替養育を必要とする子どもは2018(H30)年度末時点で501人おり、代替養育を必要とする子どもの数の子ども人口に占める割合は0.3%に近づいている。
- ・児童虐待対応件数は年々増加傾向であり、2018(H30)年は2013(H25)年の1.87倍に増加。
- ・全国に先駆け2002(H14)年以降、里親委託を積極的に推進した結果、当時1.2%であった里親委託率は、2006(H18)年度末に10.9%、2016(H28)年度末には30.6%まで上昇。この間、2006(H18)年から2016(H28)年までの増加率(19.7%)は全国4位。



② フォスタリング体制

児童相談所の里親担当職員の配置状況

- ・専従職員 6名 (全員中央児童相談所に配置)

里親支援専門相談員の配置状況

- ・乳児院 1か所 / 1か所
- ・児童養護施設 8か所 / 9か所

※ 里親支援専門相談員の主な役割

- ① 委託中の里親支援のための里親宅や里親サロンの定期的な訪問
- ② 研修でのファシリテーターとして里親同士の交流促進や助言

フォスタリング業務の実施機関

実施機関名	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託後支援交流	国庫補助
中央児童相談所	●	●	●	●	●
児童家庭支援センター (3)				●	
里親会				●	●

里親支援専門相談員

実施機関名	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託後支援交流
乳児院 (1)		●	●	●
児童養護施設 (8)		●		●

③ 基礎情報

	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末 (目標)	
			(全体)	(3歳未満)
登録里親数	127世帯	180世帯	230世帯	-
里親等委託児童数	130人	166人	190人	25人
代替養育が必要な児童数	463人	501人	498人	33人
里親等委託率	28.1%	33.1%	38%	75%

取組の概要 (詳細は次頁参照)

里親制度の普及啓発とリクルートによる里親登録者の確保

- ・市町村・民間団体等と協働し、認知度向上に向け積極的なアプローチを実施
- ・里親の育成と養育力の向上

- ・体系的な研修やトレーニングプログラムの充実により、里親の養育力を向上

マッチング及び里親支援の充実

- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、マッチングの段階から、施設の専門性を活かした養育支援を実施

→ 2013(H25)年度から2018(H30)年度の里親新規登録者が年平均10組増加

大分県のアオスタリング事業の取組

- 中央児童相談所をアオスタリング業務実施機関と位置づけ、児童福祉司（里親担当）や里親委託推進員、里親リクルート活動員を集中的に配置することで、マッチングから委託後支援まで児童相談所職員による丁寧な対応が可能となっている。また、児童相談所里親担当職員と里親支援専門相談員の定期的な情報共有により、児童相談所の子も担当職員へのスムーズな情報提供が可能となり、円滑な委託後フォローに繋がっている。
- 長年積み重ねてきた市町村や民間機関との協力関係により、幅広く、きめ細かな普及啓発・リクルート活動が可能になり、里親登録者の絶対数の増加に繋げるとともに、未委託里親も含めた任意のスキルアップ研修の充実やアオスタリング研修の実施により、養育里親の確保を図っている。
- 児童相談所職員、里親支援専門相談員、里親の顔の見える関係を構築し、丁寧なマッチングを行うとともに、定期訪問や里親サロンの開催等により、里親の養育の悩みや不安、喜び等を共有して、適時適切な委託後支援を実施し、里親が安心して養育できる環境づくりに取り組んでいる。

1. 普及促進・リクルート事業の取組

- ・**県内全市町村で里親募集説明会を開催**し、長期里親だけでなく、短期里親への案内も実施（令和2年度35回）
- ・里親中央フォーラムを開催し（年1回）、里親や里親養育経験者のトークショーなどを交えた普及啓発を実施
- ・民間機関の協力による広報紙での特集連載（グリーンコープ生協会報、印刷会社発行の生活情報誌）
- ・地域で先輩里親の体験談等が聞ける座談会（里親カフェ）を実施（県内6地区×1回）
- ・出前講座として、教員、民生委員の研修会、不妊治療医療機関などに児相職員が出向いて、里親制度や特別養子縁組制度の説明会を実施
- ・大分県産婦人科医会との連携

（里親募集説明会の案内）



3. 里親委託等推進事業（マッチング）の取組

- ・児相職員の定期訪問により里親の意向や状況把握を行い、里親と子どもの状況に応じたきめ細かなマッチングや里親応援会議を実施
- ・児相職員、里親支援専門相談員、里親の顔の見える関係を構築し、円滑なマッチングを実施
- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、**マッチングの段階から、施設の専門性を活かした養育支援を実施**
- ・委託解除後訪問により、次の委託に向けた意向等を必ず確認

4. 里親訪問等支援事業の取組

- ・初期支援の重要性を踏まえ、委託後6か月間は、児相職員を中心に定期訪問・電話による計画的な支援を実施
- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親家庭を訪問し、養育相談を実施。里親レスパイトも積極的に活用。
- ・里親会が里親サロンを地域ごとに定期開催し、他の里親と養育の悩みや喜びを共有。**里親支援専門相談員も参加し助言等を行う。**
- ・情報共有のため、**児童相談所と里親支援専門相談員が1回の定期連絡会を開催**、個々のケースを共有し、必要に応じて、ケースワーカーに繋ぐなど、関係機関と連携した支援を実施

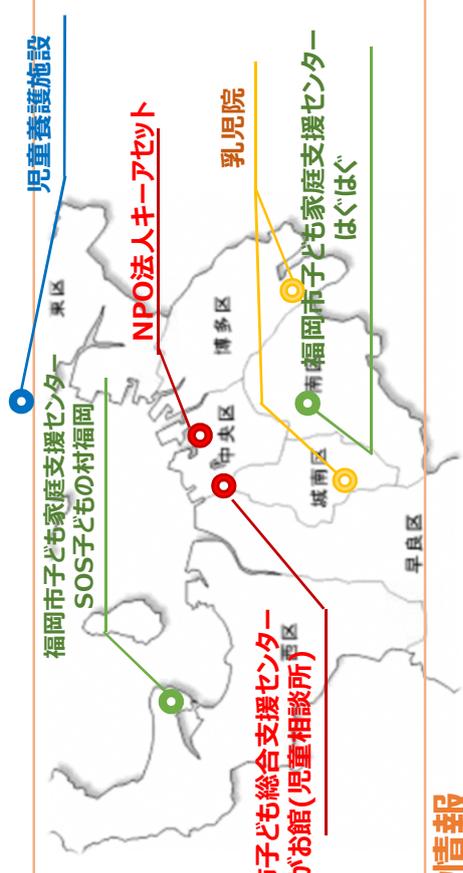
（里親カフェの様子）



福岡市における里親等委託推進に向けた取組

① 地域の特徴

- ・ 福岡市は、18歳未満人口が約24万人の都市であり、そのうち、代替養育を必要とする子どもが平成30年度末時点で約380人いる。
- ・ 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向であるが（H25:415件 → H30:1,908件）、子どもの家庭復帰を促進し、できる限り家庭から分離せずに社会で養育するという方針に転換した結果、**代替養育が必要な児童数は減少傾向**にある。
- ・ 地域の特徴として、福岡市は従前からNPO法人との共働関係にある地域であり、NPO法人との共働による里親制度の普及啓発や民間アオスタリング機関と協力した里親委託による家庭養育推進を図っており、**乳児院から児童養護施設への措置変更は減少**している（H25: 8人 → H30: 0人）



③ 基礎情報

	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末（目標）	
			(全体)	(3歳未満)
登録里親数	130世帯	221世帯	403世帯	-
里親等委託児童数	147人	181人	242人	27人
代替養育が必要な児童数	461人	378人	390人	35人
里親等委託率	31.9%	47.9%	62.1%	77.1%

取組の概要（詳細は次頁参照）

乳幼児里親の開拓・充実を図る方針の策定

- ・ 以前は、**2歳未満の乳児のほとんどを乳児院に措置**していたが、子どもたちの心身の発達においては、乳幼児期の愛着関係が重要であり、特定の大人による養育が必要だと結論づけ、**2016年に乳幼児が出来る限り家庭で養育されるように上記方針を策定**。

児童相談所とNPO法人の2本柱で里親委託を推進

- ・ 児童相談所の業務量等を踏まえると、行政の力だけで里親委託を推進するには限界があるため、NPO法人と強力に連携し、**行政と民間の2本柱で攻めのリクルート等を実施**

→ **乳幼児の里親等委託率はH29末の29.2%からR1末に69.9%に上昇**

② アオスタリング体制

児童相談所の里親担当職員の配置状況

・ 専従職員 7名

里親支援専門相談員の配置状況

- ・ 乳児院 2か所 / 2か所
- ・ 児童養護施設 1か所 / 3か所

※ 里親支援専門相談員の主な役割

- ① 未委託の養子縁組里親を対象とした研修の実施
- ② 縁組成立後の里親家庭を対象とした交流の場の運営

アオスタリング業務の実施機関

実施機関名	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託支援交流	国庫補助
こども総合相談センター-えがお館 (児童相談所)	●	●	●	●	●
NPO法人キーマアセット	●	●	●	●	●
子ども家庭支援センター[SOS子どもの村福岡]		●		●	
子ども家庭支援センター「はぐはぐ」				●	

里親支援専門相談員

実施機関名	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託支援交流
乳児院 (2)		●		●
児童養護施設 (1)		●		●

福岡市におけるフオスタリング事業

○福岡市では、こども総合相談センター（児童相談所）を公的フオスタリング業務実施機関、NPO法人キアーアセットを「乳幼児を受託する養育里親」に関する民間のフオスタリング業務実施機関（福岡市の委託業務）と位置づけ、それぞれの強みを活かした明確な役割分担と連携のもとフオスタリング業務を展開。

○平成17年度から子どもたちの権利擁護等の取組を展開するNPO法人と共働し、子ども・子育て支援等に関する民間団体（20団体ほど）に幅広く呼びかけ実行委員会方式により普及啓発の在り方を検討。年2回のフォーラムは定着している取組のひとつ。ネットワークができたことにより、実行委員でもある市社協が実施するファミリーサポーター研修において里親制度の案内を実施するなど、子育て支援に関心の高い市民への普及啓発の機会につながっている。

○児童相談所においては里親担当職員の体制を充実させるとともに、施設入所児童を担当する係において、入所児童それぞれの現状やニーズを改めて見直し、保護者へアプローチしたり、里親委託に措置変更していくなど地道な取組みの結果、「家庭養育優先」の具現化が図られてきた経過があり、所内全体としての風土づくりが重要。

【こども総合相談センター】（福岡市児童相談所）

◆市民との共働による普及啓発（H17～）

NPO法人との共働による実行委員会方式（ファミリーシップふくおか）による普及啓発

→「新しい絆フォーラム」の開催（年2回）
広く市民へ感動とともに里親制度を伝える



里親委託率UP

H16 6.9%→R1 52.5%

◆里親研修の実施

- ・基礎研修、登録前研修を年4回実施
- ・里親支援専門相談員の協力を得て施設での実習実施
- ・養育里親の養育力向上を目指した「フオスタリングチェンジプログラム」の実施（NPO法人SOS子どもの村との共働事業）

【NPO法人 キアーアセット】

◆攻めのリクルート活動（H28～）

《リクルート先》

複合商業施設、カフェ・区役所
スーパーマーケット、バス車内広告
市役所のイベント等



◆アセスメント・トレーニングブック”Journey to Foster”を活用した研修の実施

- ・一貫性のある研修の提供
- ・アセスメントとトレーニングを一緒に行う
- ・開催の時期や曜日・時間帯など里親候補者に合わせた柔軟な研修体制



【両フオスタリング機関の相互連携によるマッチングと委託後支援の取り組み】

- ・こども総合相談センターとキアーアセットの定例事業報告会（月1回）の実施 → 里親候補者ならびに登録里親の情報共有
- ・**乳幼児の保護は、一時保護委託も含めてまずは里親委託を検討**
- ・マッチングに関してはその都度協議しながら、子どもに最も適した里親の選定を行う
- ・**リクルートから委託後支援まで、一貫してキアーアセットが担当** → 里親との信頼関係を重視
- ・実親との面会交流が必要な場合は、里親をフォローしながら積極的に進め家族再統合を目指す

子家発 0127 第 3 号
令和 3 年 1 月 27 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管（部）局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

子育て短期支援事業における里親の活用について

地方分権改革に関する「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）を踏まえて政府が国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が 6 月 3 日に成立し、6 月 10 日に公布されたところである（令和 2 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）。

本改正法に基づき、子育て短期支援事業（以下「本事業」という。）における里親の活用について、下記のとおり通知する。

都道府県においては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知方をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 本事業における里親の活用について

- (1) 本事業については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 3 項の規定等に基づき、児童養護施設等において実施しているところであるが、改正法により、令和 3 年 4 月 1 日より里親等に児童を直接委託して実施することが可能となる。
- (2) 都道府県においては、平成 28 年の児童福祉法改正で明記された「家庭養育優先の原則」を徹底していくため、「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、里親等への委託を推進されているところであるが、本事業の委託先として里親を活用することで、以下のとおり里親等委託の推進に資すると考えられるため、地域の実情に応じて積極的に活用されたい。

- ・ 本事業での短期間の養育経験を通じて、長期間の子どもの養育に対する具体的なイメージや里親制度に対する興味・関心を持ってもらうことにより、里親の成り手の増加（里親登録の増加）が期待されること。
- ・ 本事業を通じて養育経験を積み重ねることにより、未委託里親や新規登録里親も含めて、里親全体のスキルアップ（質の向上）も図られること。

なお、本事業を円滑に実施するためには、事業の実施主体である市町村だけではなく、里親支援業務を担うフォスタリング機関や里親支援について専門性を有する児童養護施設等の里親支援専門相談員からの支援は非常に重要である。都道府県は、本事業による養育経験が里親にとって良い経験となるよう、フォスタリング機関や児童養護施設等と連携し、相談等の支援について積極的に市町村に協力を行うこと。

- (3) 市町村においては、本事業を里親に委託することにより、児童養護施設等が近隣にない地域においても本事業を実施できるようになり、地域の子育て支援の資源として里親を活用することができるため、積極的に活用されたい。

なお、里親に子どもを直接委託して本事業を実施する場合は、里親が本事業による子どもの養育を行うことにより、本来の里親委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、都道府県と市町村において、綿密に連携し対応すること。

また、本事業の実施に当たり、担い手となる地域の里親を確保していくことは、市町村にとっても重要な課題であることから、都道府県と連携し、市町村においても積極的に里親リクルートを行うように努め、主体的に地域の子育て資源の確保に努めること。

2 里親の活用に向けた都道府県と市町村の連携について

都道府県と市町村においては、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うため、常日頃から綿密な連携が図られているところであるが、市町村が本事業を里親へ直接委託して実施する場合には、より一層綿密な連携が必要となる。

このため、当該連携が円滑に進むよう、市町村が本事業を里親へ直接委託して実施する場合の手続きの例を以下のとおり示すので、これを参考として地域の実情を踏まえ、予め設定しておくこと。

- ア 都道府県は、市町村が本事業を里親へ直接委託して実施する場合に備え、予め、様式例1により里親に対して、①本事業による子どもの受入の可否など、委託を行う上での必要な情報を確認するとともに、②本事業について里親へ委託することを検討している管内の市町村へ情報を提供することの同意を取ったうえで、本事業の委託先となり得る里親名簿（以下「ショートステイ里親名簿」という。）を作成しておくこと。

なお、里親の同意は、里親登録時や更新時などを活用することも考えられる。

- イ 市町村は、本事業の委託先として里親の活用を検討する場合、予め様式例2により都道府県へショートステイ里親名簿の提供を依頼すること。

- ウ 都道府県は、市町村からショートステイ里親名簿の提供依頼を受けた場合、遅滞なく市町村へショートステイ里親名簿を提供すること。なお、提供したショートステイ里親名簿の内容に変更がある場合には、提供した市町村に対して、速やかに修正後のショートステイ里親名簿を提供すること。

- エ 市町村は、都道府県から提供のあったショートステイ里親名簿をもとに、必要

に応じて、都道府県への照会及び里親との面談等により、里親の状態を確認し、本事業の委託の可否を検討すること。

オ 市町村は、都道府県から提供のあったショートステイ里親名簿等をもとに、本事業の利用希望者のニーズを丁寧に確認し、利用希望者と里親のマッチングを適切に行ったうえで委託すること。その際、市町村は、都道府県に対して予め相談・連絡を行うとともに、委託期間終了後には委託期間中の里親や委託児童の様子等の報告を行うなど、都道府県と綿密な連携を行うこと。

カ 市町村は、本事業を里親へ委託した場合は、様式例 3 により速やかに都道府県に委託した里親及び委託期間を報告すること。

キ 市町村は里親からの夜間休日を含む緊急の相談に適切に対応できるよう、都道府県と協議のうえ、予め緊急時の連絡体制を整備しておくこと。

3 フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）の活用について

(1) 都道府県においては、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施するフォスタリング機関の整備が進められているところである。

(2) 里親に本事業を委託する際には、フォスタリング機関を介して行うことで、

- ・ 市町村と都道府県間のショートステイ里親名簿の情報提供など、手続きの合理化
- ・ 他市町村に居住する里親への委託など広域利用の調整
- ・ 里親の現状を踏まえたマッチング
- ・ 里親支援の専門性・ノウハウを活用した委託後のきめ細やかなフォローの実施

などが期待される。

このため、市町村においては、都道府県と協議のうえ、里親とのマッチングや里親への委託、委託後の支援等の業務をフォスタリング機関に委託するなど、フォスタリング機関の活用について検討いただきたい。

(3) なお、令和 3 年度予算案において、フォスタリング機関に市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置に係る費用の補助を創設し、フォスタリング機関と市町村が連携して里親制度の普及促進や新規里親の開拓等の一層の推進を図ることとしているので、積極的に活用いただくようお願いする。

4 安全管理

(1) 市町村は、本事業を委託する里親に対し、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号通知）」を参考に、予め、事故発生防止や事故発生時の対応について周知等行うこと。

(2) 本事業の実施主体である市町村及び市町村より本事業の委託を受ける里親は、委託中の子どもの事故に備え、補償保険に加入することが望ましい。

5 留意事項

(1) 里親へ委託できる子どもの数は、法第 6 条の 4 第 1 号及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）第 1 条の 33 により、4 人以下とされてい

る。委託されている子どもの養育環境への影響を踏まえ、本事業により里親へ子どもを委託する場合、その子どもも含め4人以下とすること。

- (2) 市町村において、本事業を利用する者より利用料を徴収している場合があると承知しているが、本事業を里親に委託するに当たっては、里親が養育に専念出来るよう、徴収事務など養育関連以外の事務について、里親に過度な負担が生じないように配慮すること。

6 個人情報の保護

- (1) 都道府県及び市町村は、本事業を実施する上で里親の個人情報等を第三者に提供する必要がある場合には、事前に里親の同意を得る等、個人情報保護条例に基づき、適切に取扱うこと。
- (2) 本事業の委託を受ける里親は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

(様式例1)

子育て短期支援事業における子どもの受入れについて

市町村では、保護者の疾病その他理由により、一時的に家庭で養育することが困難となった場合に、一定期間、その子どもの養育・保護を行う「子育て短期支援事業」(※)を行っております。

市町村からの委託を受けて、「子育て短期支援事業」による子どもの受入れにご協力いただけます場合は、以下の必要事項をご記入いただき、(都道府県担当課)までご提出ください。

※ 子育て短期支援事業について

- ・ 児童相談所からの里親委託とは異なり、市町村から委託を受けるものです。
- ・ 原則7日以内の子どもの養育・保護を行う「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」と、平日夜間又は休日において、子どもの養育・保護を行う「夜間養護等(トワイライトステイ)事業」があります。
- ・ 子どもの受入れ1日あたり(手当額)円の手当が支給されます

1. 「子育て短期支援事業」による子どもの受入れにご協力いただけますか。

はい いいえ



2. 受入れに必要な以下の個人情報について、子育て短期支援事業を里親へ委託することを検討している管内の市町村に提供しても良いですか。

はい いいえ

※ 市町村への情報提供に同意いただける場合のみ、以下をご記入ください。

お名前	
住所	
連絡先	
備考	(受託可能な曜日、時間帯など)

(様式例2)

年 月 日

都道府県担当課 御中

市町村担当課

子育て短期支援事業における里親の活用について（名簿提供依頼）

子育て短期支援事業において貴都道府県に登録されている里親を活用したく、「子育て短期支援事業における里親の活用について（令和※年※月※日子家発※第※号厚生労働省家庭福祉課長通知）」に基づき、下記の市町村の管内に住所を有するショートステイ里親に係るショートステイ里親名簿の提供をお願いします。

記

ショートステイ里親名簿の提供を依頼するショートステイ里親が居住している市町村の範囲	
---	--

(様式例3)

年 月 日

都道府県担当課 御中

市町村担当課

子育て短期支援事業における里親の活用について（報告）

貴都道府県に登録されている里親に対し、下記のとおり子育て短期支援事業による子どもの養育・保護を委託したため報告する。

記

里親の氏名： _____

委託期間： _____年 _____月 _____日 ～ _____年 _____月 _____日

事務連絡
令和2年12月1日

各（都道府県）
（指定都市）
（児童相談所設置市）

民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

民間あっせん機関による犯歴情報の確認並びに児童虐待及び被措置児童等虐待
の確認について（協力依頼）

平素より児童福祉行政の推進につきましては、多大なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）に基づく民間あっせん機関による養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施については、「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「適正実施通知」という。）（別添1）に基づき御対応いただいているところです。

「民間あっせん機関による犯歴情報並びに児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について（協力依頼）」（令和元年9月13日付け事務連絡）（別添2）において、特に犯歴情報の確認並びに児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について御留意いただくとともに、個別の事務を担当する児童相談所、管内市町村等に当該事務連絡及び適正実施通知を周知いただくようお願いしているところ、今般、改めて下記の点に御留意頂くとともに、当該児童相談所、管内市町村等に本事務連絡及び適正実施通知を周知いただくようお願いいたします。

また、本事務連絡及び適正実施通知については、管内の民間あっせん機関に対しても周知をお願いいたします。

記

1. 犯歴情報の確認について（適正実施通知2（3）関係）

これまで、民間あっせん機関による養親希望者等の本籍地の市町村に対する犯歴情報の確認が適正に行えるよう、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）の戸籍担当等（中核市及び児童相談所設置市にあっては、当該市における戸籍担

当等) に対して適正実施通知の内容の周知をお願いし、御協力をいただいているところ です。

しかしながら、民間あっせん機関による犯歴情報の確認事務について、照会を受ける養親希望者等の本籍地の市町村における当該事務に関する理解が必ずしも進んでいない実態があり、民間あっせん機関による確認事務の円滑な実施が難しい状況にあるとの御指摘があるところです。

民間あっせん機関による犯歴情報の確認は、養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施にとって重要な事務であることから、許可を受けた民間あっせん機関(令和2年11月12日時点で許可を受けている事業者の一覧は別添3参照(※1))から、養親希望者等の本籍地の市町村に対する犯歴情報の照会(※2)があった場合には必要な協力を行うよう、改めての周知について御協力をお願いいたします。

(※1) 特定非営利活動法人ベビーブリッジ(法人番号3040005019632)が千葉県より令和2年11月12日付けで法第6条第1項の規定に基づく許可を受けましたので、当該法人を一覧に追加しています。

(※2) 適正実施通知の参考様式6「刑罰証明書の交付について(依頼)」による照会

2. 児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について(適正実施通知2(4)関係)

児童虐待及び被措置児童等虐待の確認についても同様の御指摘があるところ、養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施にとって重要な事務であることから、許可を受けた民間あっせん機関から養親希望者等の居住地等の児童相談所等に対する照会(※3)があった場合には、当該児童相談所等において必要な協力を行うよう改めてお願いいたします。

(※3) 適正実施通知の参考様式7「照会書」による照会

なお、児童虐待及び被措置児童等虐待に関する照会等が円滑に行われるよう、各都道府県等における養子縁組あっせん事業に係る相談窓口一覧(別添4)を民間あっせん機関に周知しておりますので、お知らせします。

(担当者連絡先)

子ども家庭局家庭福祉課企画係
TEL :03-5253-1111 (内線 4867)

子家発0309第1号
 平成30年3月9日
 (改正経過)
 子家発0913第1号
 令和元年9月13日

各 (都 道 府 県)
 (指 定 都 市)
 (児 童 相 談 所 設 置 市) 民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
 (公 印 省 略)

養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について

平成30年4月より、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「法」という。)が施行される。

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と関係を有する事業者等は、法に基づく養子縁組あっせん事業の担い手としては極めて不相当であることから、そのような事業者等の養子縁組あっせん事業からの排除を徹底する必要がある。また、法第26条に規定する事由に該当する養親希望者に対し、養子縁組のあっせんが行われることのないようにする必要がある。このため、下記に留意の上、養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施に努めていただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、本通知の記1(1)及び(2)の内容は、警察庁とも協議済みであり、また同庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から警視庁組織犯罪対策部長及び各道府県警察本部長等宛ての別添「民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業からの暴力団排除の推進について」(平成30年3月9日付け警察庁丁暴発第70号)が発出されているので、本通知と併せて参考とされたい。

記

1 養子縁組あっせん事業の許可の適正な実施

(1) 暴力団員に対する対応について

養子縁組あっせん事業の許可については、法第7条第1項第2号において、社会的信望を有することが許可基準の一つとされている。このため、養子縁組

あつせん事業の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、社会的信望を有するとは言えないことから、許可をしてはならない。

- ① 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- ② 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- ④ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しておそれのある法人

なお、「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人。
- ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人。

- (2) 暴力団員等該当性に関する警察への情報提供依頼及び申請への対応について
養子縁組あつせん事業の許可申請を受けた都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ。）は、許可を受けようとする法人の役員（以下この1において「申請者」という。）が（1）の①から④までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」（参考様式1。以下この1において同じ。）により確認した上で、暴力団員等該当性について、警察に対して「照会書」（参考様式2）により情報提供を求めること。

警察に対し、暴力団員等該当性の情報を求めるに当たっては、警視庁、道府県警察本部の暴力団対策担当課を窓口とすることとし、以下の点に留意すること。

- ① 法第7条第1項に規定する許可基準が同項第2号を除いて満たされ、かつ、法第8条に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことが確認された段階で、「宣誓書」の写しを添付するとともに、申請者の人定事項（住所、氏名、ふりがな、生年月日、性別）を明らかにして行うこと。
- ② 警察に対して情報提供依頼を行うことについて、申請者から同意を得ること。その際、許可の申請事項ではない申請者の生年月日及び性別について、提供を求めること。
- ③ ②の同意又は提供を得られない場合は、申請に係る許可基準を満たすことの確認ができないため、許可ができないことを丁寧に説明すること。
- ④ それでもなお②の同意又は提供を得られない場合は、許可基準を満たすことの確認ができないことを理由に当該申請を拒否すること。

警察からの情報提供により、申請者が暴力団員等と関係を有すると判明した

場合は、許可基準に該当しないことを理由に、養子縁組あっせん事業の許可をしない旨を申請者に示すこと。

また、許可を受けた後、民間あっせん機関が暴力団員等と関係を有することが疑われる場合も、上記と同様の方法により警察に対して情報提供を依頼することが可能である。それにより、民間あっせん機関が暴力団員等と関係を有すると判明した場合は、許可基準に該当しないことから、速やかな是正を求めること。

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者等への対応について

法第8条（同条第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定により、申請者が以下のいずれかに該当する場合は、養子縁組あっせん事業の許可をしてはならない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（法第8条第3号）
- ② 法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。2（2）において「児童ポルノ規制法」という。）その他国民の福祉に関する法律（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成29年政令第290号。2（2）において「令」という。）第1条各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（法第8条第4号）
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者（法第8条第5号）

(4) 犯歴情報の確認について

養子縁組あっせん事業の許可の申請を受けた都道府県等は、申請者が（3）の①から③までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」により確認した上で、当該申請者の本籍地の市町村に対して、法第8条の規定により必要な照会である旨を添えて、「刑罰証明書の交付について（依頼）」（参考様式3）により犯歴情報の照会を行うこと。

なお、犯歴情報の照会に当たっては、「宣誓書」の写しを添付し、申請者の人定事項（氏名、生年月日、本籍地等）を明らかにして行うとともに、（2）の②から④までを準用すること。

市町村からの情報提供により、申請者が欠格事由に該当すると判明した場合は、欠格事由に該当することを理由に、養子縁組あっせん事業の許可をしない旨を申請者に示すこと。

また、許可を受けた後、民間あっせん機関が欠格事由に該当することが疑われる場合も、上記と同様の方法により市町村に対して犯歴情報の照会をするこ

と。それにより、民間あっせん機関が欠格事由に該当すると判明した場合は、法第 16 条第 1 項の規定に基づく許可の取消しや同条第 2 項の規定に基づく事業の停止命令等の必要な措置を講ずること。

(5) 児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について

養子縁組あっせん事業の許可の申請を受けた都道府県等は、申請者が (3) の③に該当しないことを確認するため、「宣誓書」による確認を基本としつつ、(4) による確認に加え、必要に応じて申請者の居住地等の都道府県等に対して、「照会書」(参考様式 4) により、

- ・ 申請者の里親としての登録状況
- ・ 申請者に関し、児童相談所が相談を受け付け、判定会議・援助方針会議等の結果、相談種別を「児童虐待相談」と決定した事案の有無
- ・ 申請者が被措置児童等虐待を行ったことの有無

について照会を行うなど、適宜確認を行うこと。

なお、照会に当たっては、「宣誓書」の写しを添付するとともに、(2) の②から④までを準用すること。

また、都道府県等からの情報提供により、申請者が欠格事由に該当すると判明した場合、又は、許可を受けた後、民間あっせん機関が欠格事由に該当することが疑われる場合の対応については、(4) を準用すること。

2 養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施

(1) 暴力団員に対する対応について

民間あっせん機関が養子縁組のあっせんを行ってはならない養親希望者については、法第 26 条において規定されているが、養子縁組あっせん事業の許可基準とは異なり、養親希望者が社会的信望を有しないことをもって一律に排除することとはされていない。

しかしながら、養親希望者又はその同居人(以下この 2 において「養親希望者等」という。)が暴力団員等と関係を有する場合には、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんは極めて慎重に行うべきである。そのため、民間あっせん機関は、養親希望者等が暴力団員等と関係を有しないことを「宣誓書」(参考様式 5。以下この 2 において同じ。)により確認するとともに、養親希望者等との面会や家庭訪問等により暴力団員等と関係を有することが疑われる場合には、児童の最善の利益を図る観点から、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんについては慎重に検討を行うこと。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者等への対応について

民間あっせん機関は、法第 26 条(同条第 1 号から第 3 号までに係る部分に限る。)の規定により、養親希望者等が以下のいずれかに該当する場合は、養子縁組のあっせんを行ってはならない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなるまでの者（法第 26 条第 1 号）

- ② 法、児童福祉法、児童ポルノ規制法その他国民の福祉に関する法律（令第 2 条各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（法第 26 条第 2 号）
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者（法第 26 条第 3 号）

なお、このような法第 26 条の規定の趣旨を踏まえれば、養親希望者等が①から③までに該当するか否かの確認を行うことは、民間あっせん機関に対する法律上の要請であると解すべきである。

（3）犯歴情報の確認について

民間あっせん機関は養子縁組のあっせんを行うに当たり、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」により確認した上で、養親希望者等が里親として登録されている場合を除き、当該養親希望者等の本籍地の市町村に対して、「刑罰証明書の交付について（依頼）」（参考様式 6）により犯歴情報の照会を行うこと。

犯歴情報の照会に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）における第三者提供に関する規定に照らして、本籍地の市町村に対して、養親希望者等の個人情報を提供して犯歴情報の照会を行うことについて、養親希望者等から同意を得ること。当該同意が得られない場合は、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれにも該当しないことの確認ができないため、養子縁組のあっせんが行えないことを丁寧に説明すること。
- ② それでもなお①の同意が得られない場合は、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれにも該当しないことの確認に協力が得られないことを理由に、当該養親希望者への養子縁組のあっせんを行わないこと。
- ③ 「宣誓書」及び「あっせん許可証」（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 4 条第 1 項に規定するあっせん許可証をいう。）の写しを添付すること。
- ④ 本籍地の市町村においては、各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で犯歴情報の提供を行うものであるが、本通知を照会先の市町村に示し、養親希望者等の犯罪歴を確認する必要性について説明すること。

市町村からの情報提供により、養親希望者等が（2）の①から③までのいずれかに該当すると判明した場合、民間あっせん機関は、法第 26 条の規定に基づき、養子縁組のあっせんを行ってはならない。

（4）児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について

民間あっせん機関は、養親希望者等が（２）の③に該当しないことを確認するため、「宣誓書」による確認を基本としつつ、（３）による確認に加え、必要に応じてこれらの者の居住地等の都道府県等に対して、「照会書」（参考様式７）により、

- ・ 養親希望者等の里親としての登録状況
 - ・ 養親希望者等に関し、児童相談所が相談を受け付け、判定会議・援助方針会議等の結果、相談種別を「児童虐待相談」と決定した事案の有無
 - ・ 養親希望者等が被措置児童等虐待を行ったことの有無
- について照会を行うなど、適宜確認を行うこと。

なお、照会に当たっては、（３）の①から④までを準用するとともに、都道府県等からの情報提供により養親希望者等が（２）の③に該当すると判明した場合、民間あっせん機関は、法第 26 条の規定に基づき、養子縁組のあっせんを行ってはならない。

（５）民間あっせん機関による確認に係る周知及び協力について

管内の民間あっせん機関に対して、本通知の内容を周知すること。

また、民間あっせん機関が（３）及び（４）の確認を適正に行えるよう、都道府県等は、管内市町村に対して本通知の内容を周知するとともに、民間あっせん機関から（４）の照会があったときは必要な協力を行うこと。

3 留意事項

本通知に基づき行われる情報交換に係る情報については、目的以外には利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他の情報管理に万全を期すこと。

また、参考様式については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

宣誓書

1 誓約事項

- ① 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する養子縁組あっせん事業の許可基準を満たすこと
- ② 法第8条に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
- ③ 以下のいずれにも該当しないこと

- ・ 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人（※）
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

※「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人
- ・ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人

2 同意事項

- ① 1を確認するため、官公署に対し、役員に関する個人情報が提供され、照会が行われること
- ② ①のために必要な役員の情報（性別、生年月日、本籍地）を提供すること

年 月 日

●●●●知事（市長）様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

法人名称 _____

代表者氏名 _____ 印

(裏面)

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
- 二 養子縁組あっせん事業を行う者(その者が法人である場合にあつては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。
- 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。
- 四 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 七 個人情報 を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 (略)

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

- 一 心身の故障により養子縁組あっせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 この法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 六 第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 八 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(参考様式2)

年 月 日

●●県警察本部暴力団対策主管課長 殿

●●県養子縁組あっせん事業主管課長

照 会 書

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）に基づく養子縁組あっせん事業の許可等の事務に関し、下記の者が「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて、同通知に基づき、照会します。

記

- 1 法人の名称
- 2 代表者及び役員の人定事項（氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所）

(参考) 暴力団排除条項

- ・ 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する法人
- ・ 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

(参考様式3)

年 月 日

●●●●市町村長 殿

●●●●知事 (市長)

刑罰証明書の交付について (依頼)

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成28年法律第110号。以下「法」という。) に基づく養子縁組あっせん事業の許可等の事務に関し、法第8条に定める欠格事由に該当するか否かの確認のため、下記の者の刑罰証明書 (別紙) が必要ですので、交付下さいますようお願い致します。

記

1 代表者及び役員の人定事項

氏名	生年月日	本籍地
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

2 照会対象

1の者が以下に該当するか否かについて

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

刑法（明治40年法律第45号）第22章（同法第184条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

3 照会理由

本件の照会は、法第8条に定める養子縁組あっせん事業の許可の欠格事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（抄）

(許可の基準等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- 一 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。
- 二 養子縁組あっせん事業を行う者（その者が法人である場合にあつては、その経営を担当する役員）が社会的信望を有すること。
- 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。

- 四 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。
- 七 個人情報 を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 (略)

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

- 一 心身の故障により養子縁組あっせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 この法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 六 第十六条第一項の規定により養子縁組あっせん事業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 八 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(別紙)

刑罰証明書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者は、以下のいずれにも該当しない（以下に該当する）ことに相違ありません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治40年法律第45号）第22章（同法第184条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

_____ 年 _____ 月 _____ 日

●●●●市町村長 _____

(参考様式 4)

年 月 日

●●●●知事（市長） 殿

●●●●知事（市長）

照 会 書

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）に基づく養子縁組あっせん事業の許可等の事務に関し、下記の者が児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行ったことの有無を確認する必要がありますので、ご回答下さいますようお願い致します。

記

- 1 代表者及び役員の人定事項（氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所、勤務歴のある児童福祉施設の名称及び当該児童福祉施設の勤務期間等）
- 2 照会対象
 - (1) 1 の者に関し、照会時点における養育里親又は養子縁組里親（以下「里親」という。）としての登録の有無
 - (2) 1 の者が、照会時点において里親として登録されている場合を除き、次の事項
 - ① 1 の者に関し、児童相談所が判定会議・援助方針会議等の結果に基づき、児童虐待相談として対応した事案の有無
 - ② 1 の者が被措置児童等虐待を行ったことの有無
- 3 照会理由
本件の照会は、法第 8 条に規定する養子縁組あっせん事業の許可の欠格事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(許可の欠格事由)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。

一～四 (略)

五 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

六・七 (略)

八 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

宣 誓 書

1 誓約事項

- ① 以下のいずれにも該当しないこと
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
 - (5) 養親希望者研修（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第10条第1項第4号に規定する養親希望者研修をいう。）を修了していない者
 - (6) 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）その他暴力団員等と関係を有する者ではないこと
- ② 同居人が(2)から(4)まで及び(6)のいずれにも該当しないこと

2 同意事項

- ① 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第24条第2項及び第30条の規定による確認に協力すること
- ② 1を確認するため、官公署に対し、養親希望者及びその同居人に関する個人情報提供され、照会が行われること

年 月 日

●●法人●●●●

代表 ●● ●● 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

氏 名 _____ 印 _____

(参考1) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等)

第二十四条 (略)

- 2 民間あっせん機関は、養親希望者から養子縁組のあっせんの申込みがあったときは、次に掲げる事項を、厚生労働省令で定めるところにより、確認しなければならない。
 - 一 養親希望者の氏名、生年月日、性別及び住所
 - 二 養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人の氏名、生年月日及び性別並びに養親希望者との関係
 - 三 養親希望者の職業、収入及び経歴
 - 四 養親希望者の居住する住宅の状況その他家庭の状況
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 3 (略)

(養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者)

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 四 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者
- 五 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

(養子縁組の成否等の確認)

第三十条 民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無
- 二 児童と養親希望者との間の養子縁組の成否
- 三 前号の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況その他厚生労働省令で定める事項

(参考2) 国民の福祉に関する法律

- ・児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ・社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- ・児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号)
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号)
- ・児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号)
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成 11 年法律第 52 号)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号)
- ・平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律 (平成 22 年法律第 19 号)
- ・平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 107 号)
- ・子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)
- ・国家戦略特別区域法 (平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。)
- ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成 28 年法律第 110 号)

(参考3) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法律第 82 号) 第 2 条に規定する児童虐待若しくは児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者又は刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 22 章 (同法第 184 条を除く。) の罪 (わいせつ及び強制性交等の罪) を犯した者その他児童に関わる罪を犯し又はこれらに準ずる行為をした者

(参考様式6)

年 月 日

●●●●市町村長 様

●●法人●●●●
代表 ●● ●●

刑罰証明書の交付について（依頼）

養子縁組のあっせんに関し、養親希望者及びその同居人が、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第26条に定める事由に該当するか否かの確認のため、下記の者の刑罰証明書（別紙）が必要ですので、交付下さいますようお願い致します。

記

1 養親希望者及びその同居人の人定事項

氏名	生年月日	本籍地
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

2 照会対象

上記の者が以下に該当するか否かについて

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）
- ・ 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- ・ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）
- ・ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 22 章（同法第 184 条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

3 照会理由

本件の照会は、法第 26 条に定める事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考 1) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（抄）

（養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者）

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 この法律、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 四 児童の養育を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修として厚生労働省令で定めるものを修了していない者

五 第二十四条第二項又は第三十条の規定による確認に協力することについて同意しない者

(参考2) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令
(平成29年政令第290号)(抄)

(法第八条第四号の政令で定める法律)

第一条 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(以下「法」という。)第八条第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

三~六 (略)

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

八 (略)

九 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

十 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

(法第二十六条第二号の政令で定める法律)

第二条 法第二十六条第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)

三 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)

四 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)

五 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)

六 前条第二号、第七号、第九号及び第十号に掲げる法律

(別紙)

刑罰証明書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者は、以下のいずれにも該当しない（以下に該当する）ことに相違ありません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 国民の福祉に関する法律^(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者^(※2)

(※1) 国民の福祉に関する法律

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）
- ・ 児童手当法（昭和46年法律第73号）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ・ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）
- ・ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

(※2) 児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

刑法（明治40年法律第45号）第22章（同法第184条を除く。）の罪（わいせつ及び強制性交等の罪）を犯した者その他児童に関わる罪を犯した者

_____ 年 _____ 月 _____ 日

●●●●市町村長 _____

(参考様式 7)

年 月 日

●●●●知事（市長） 殿

●●法人●●●●

代表 ●● ●●

照 会 書

養子縁組のあっせんに関し、下記の者が児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行ったことの有無を確認する必要がありますので、ご回答下さいますようお願い致します。

記

- 1 養親希望者及びその同居人の人定事項（氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所、これらの者の子の氏名、勤務歴のある児童福祉施設の名称及び当該児童福祉施設における勤務期間等）
- 2 照会対象
 - (1) 1 の者に関し、照会時点における養育里親又は養子縁組里親（以下「里親」という。）としての登録の有無
 - (2) 1 の者が、照会時点において里親として登録されている場合を除き、次の事項
 - ① 1 の者に関し、児童相談所が判定会議・援助方針会議等の結果に基づき、児童虐待相談として対応した事案の有無
 - ② 1 の者が被措置児童等虐待を行ったことの有無
- 3 照会理由

本件の照会は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 26 条に規定されている事由に関する証明のために必要とするものである。

(参考) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (抄)

(養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者)

第二十六条 民間あっせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

一・二 (略)

三 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

四・五 (略)

事務連絡
令和元年 9 月 13 日

各（都 道 府 県）
指 定 都 市
児 童 相 談 所 設 置 市
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

民間あっせん機関による犯歴情報並びに児童虐待及び被措置児童等虐待
の確認について（協力依頼）

平素より児童福祉行政の推進につきましては、多大なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。）に基づく民間あっせん機関による養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施については、「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成 30 年 3 月 9 日付け子家発 0309 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「適正実施通知」という。）に基づき御対応いただいているところですが、特に下記の点に御留意いただくとともに、個別の事務を担当する児童相談所、管内市町村等に本事務連絡及び適正実施通知を改めて周知いただくようお願いいたします。

また、本事務連絡及び適正実施通知については、管内の民間あっせん機関に対しても周知をお願いいたします。

記

1. 犯歴情報の確認について（適正実施通知 2（3）関係）

これまで、民間あっせん機関による養親希望者等の本籍地の市町村に対する犯歴情報の確認が適正に行えるよう、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）の戸籍担当等（中核市及び児童相談所設置市にあっては、当該市における戸籍担当等）に対して適正実施通知の内容の周知をお願いし、御協力をいただいているところです。

しかしながら、民間あっせん機関による犯歴情報の確認事務について、照会を受ける養親希望者等の本籍地の市町村における当該事務に関する理解が必ずしも進んでいない実態があり、民間あっせん機関による確認事務の円滑な実施が

難しい状況にあるとの御指摘があるところです。

民間あっせん機関による犯歴情報の確認は、養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施にとって重要な事務であることから、許可を受けた民間あっせん機関（令和元年7月4日時点までに許可を受けた事業者の一覧は別添参照）から、養親希望者等の本籍地の市町村に対する犯歴情報の照会（※）があった場合には必要な協力を行うよう、改めての周知について御協力をお願いいたします。

（※）適正実施通知の参考様式6「刑罰証明書の交付について（依頼）」による照会

2. 児童虐待及び被措置児童等虐待の確認について（適正実施通知2（4）関係）

児童虐待及び被措置児童等虐待の確認についても同様の御指摘があるところ、養親希望者に対する養子縁組のあっせんの適正な実施にとって重要な事務であることから、許可を受けた民間あっせん機関から養親希望者等の居住地等の児童相談所等に対する照会（※）があった場合には、当該児童相談所等において必要な協力を行うよう改めてお願いいたします。

（※）適正実施通知の参考様式7「照会書」による照会

なお、児童虐待及び被措置児童等虐待に関する照会等が円滑に行われるよう、各都道府県等における養子縁組あっせん事業に係る相談窓口一覧を作成し、民間あっせん機関に周知することとしましたので、とりまとまり次第追ってお知らせします。

（担当者連絡先）

子ども家庭局家庭福祉課企画係
TEL :03-5253-1111（内線 4868）

(別添)

養子縁組あっせん事業者一覧（令和元年7月4日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人ぎずな会 さめじまボンディングクリニック
4	埼玉県	一般社団法人 命をつなぐゆりかご
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 みぎわ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会 大阪事務所
17	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会 神戸事務所
18	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
19	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
20	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
21	熊本市	医療法人社団愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門

※ 上記のほか、同法の経過措置規定により、許可を受けていなくても事業を営むことができる事業者がある。

養子縁組あっせん事業者一覧（令和2年11月12日現在）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

事業所所在地 自治体名	事業者名
1 北海道	医療社団法人弘和会 森産科婦人科病院
2 茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3 埼玉県	医療法人さずな会 さめじまボンディングクリニック
4 千葉県	特定非営利活動法人 ベビーズブリッジ
5 東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6 東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7 東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8 東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9 東京都	一般社団法人 ベアホープ
10 滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
11 奈良県	特定非営利活動法人 みぎわ
12 和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13 山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14 沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
15 札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16 千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
17 大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
18 神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
19 岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
20 広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
21 熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
22 熊本市	医療法人社団愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門

※ 上記のほか、同法の経過措置規定により、許可を受けていなくても事業を営むことができる事業者があります。
詳細については、各都道府県までお問い合わせください。

養子縁組あっせん事業に係る相談窓口一覧

(令和2年10月1日現在)

都道府県等	部(局)	課(室)	電話番号
北海道	保健福祉部子ども未来推進局	子ども子育て支援課	011-204-5237
青森県	健康福祉部	こどもみらい課	017-734-9301
岩手県	保健福祉部	子ども子育て支援室	019-629-5457
宮城県	保健福祉部	子ども・家庭支援課	022-211-2531
秋田県	健康福祉部	地域・家庭福祉課	018-860-1344
山形県	子育て若者応援部	子ども家庭課	023-630-2260
福島県	こども未来局	児童家庭課	024-521-8665
茨城県	保健福祉部	青少年家庭課	029-301-3258
栃木県	保健福祉部	こども政策課	028-623-3061
群馬県	生活こども部	児童福祉・青少年課	027-226-2628
埼玉県	福祉部	こども安全課	048-830-3339
千葉県	健康福祉部	児童家庭課	043-223-2322
東京都	福祉保健局少子社会対策部	育成支援課	03-5320-4135
神奈川県	福祉子どもみらい局子どもみらい部	子ども家庭課	045-210-0808
新潟県	福祉保健部	児童家庭課	025-280-5216
富山県	厚生部	子ども支援課	076-444-3207
石川県	健康福祉部	少子化対策監室	076-225-1421
福井県	健康福祉部	子ども家庭課	0776-20-0343
山梨県	子育て支援局	子ども福祉課	055-223-1457
長野県	県民文化部	こども・家庭課児童相談・養育支援室	026-235-7099
岐阜県	健康福祉部	子ども家庭課	058-272-8325
静岡県	健康福祉部	こども家庭課	054-221-2922
愛知県	福祉局	児童家庭課	052-954-6980
三重県	子ども・福祉部	子育て支援課	059-224-2883
滋賀県	健康医療福祉部	子ども・青少年局	077-528-3556
京都府	健康福祉部	家庭支援課	075-414-4589
大阪府	福祉部	子ども室家庭支援課	06-6944-6318
兵庫県	健康福祉部(少子高齢局)	児童課	078-362-3198
奈良県	こども・女性局	こども家庭課	0742-27-8605
和歌山県	福祉保健部	子ども未来課	073-441-2497
鳥取県	子育て・人財局	家庭支援課	0857-26-7149
島根県	健康福祉部	青少年家庭課	0852-22-6393
岡山県	保健福祉部	子ども家庭課	086-226-7911
広島県	健康福祉局	こども家庭課	082-513-3167
山口県	健康福祉部こども・子育て応援局	こども家庭課	083-933-2731
徳島県	未来創生文化部	次世代育成・青少年課こども未来応援室	088-621-2180
香川県	健康福祉部子ども政策推進局	子ども家庭課	087-832-3286
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局	子育て支援課	089-912-2414
高知県	地域福祉部	児童家庭課	088-823-9655
福岡県	福祉労働部	児童家庭課	092-643-3256
佐賀県	男女参画・こども局	こども家庭課	0952-25-7056
長崎県	こども政策局	こども家庭課	095-895-2442
熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局	子ども家庭福祉課	096-333-2228
大分県	福祉保健部	こども・家庭支援課	097-506-2707
宮崎県	福祉保健部こども政策局	こども家庭課	0985-26-7570
鹿児島県	くらし保健福祉部	子ども家庭課	099-286-2771
沖縄県	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	098-866-2174
札幌市	児童相談所	地域連携課	011-622-8620
仙台市	子供未来局	子供家庭支援課	022-214-8180
さいたま市	子ども未来局子ども家庭総合センター	総務課	048-711-1798
千葉市	こども未来局こども未来部	こども家庭支援課	043-245-5179
横浜市	こども青少年局	こども家庭課	045-671-2394
川崎市	こども未来局こども支援部	こども保健福祉課	044-200-2929
相模原市	こども・若者未来局	こども家庭課	042-769-9811
新潟市	こども未来部	児童相談所	025-230-7777
静岡市	子ども未来局	子ども家庭課	054-354-2642
浜松市	こども家庭部	子育て支援課	053-457-2793
名古屋市	子ども青少年局	子ども福祉課	052-972-2519
京都市	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	075-746-7625
大阪市	こども青少年局子育て支援部	こども家庭課	06-6208-8050
堺市	子ども青少年局 子ども青少年育成部	子ども家庭課	072-228-7331
神戸市	こども家庭局	家庭支援課	078-322-5211
岡山市	岡山っ子育て局子育て支援部	こども福祉課	086-803-1221
広島市	こども未来局	こども・家庭支援課	082-504-2161
北九州市	子ども家庭局	子育て支援課	093-582-2410
福岡市	こども未来局こども部	こども家庭課	092-711-4238
熊本市	健康福祉局	子ども政策課	096-328-2156
横須賀市	こども家庭支援センター	こども家庭支援課	046-823-1753
金沢市	福祉局こども未来部	こども総合相談センター	076-243-1081
明石市	明石こどもセンター	さとおや課	078-918-5282
世田谷区	子ども・若者部	児童相談支援課	03-6304-7740
荒川区	子ども家庭部	子育て支援課	03-3802-3989
江戸川区	子ども家庭部	援助課	03-5678-1810

令和2年度の里親制度の広報啓発

事業内容

里親制度等の普及促進を図るため、年間を通じて、毎年10月に実施する里親月間（里親を求めめる運動）においてには特に集中的に、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施。

令和元年度

1. インターネット等を活用した広報の実施
 - ① 里親制度に関する特設サイトの開設
里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタビュー記事（里親、元委託児童等）等の掲載
 - ② インターネット広告等の実施
TwitterやYahoo!等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導
2. BSテレビCMの放映
10月の里親月間に合わせて、BSテレビでCMを放映
3. 新聞広告の実施
9月30日の読売新聞夕刊、10月1日の読売新聞朝刊に広告を掲載
4. ポスター、リーフレットの配布・掲示
発送部数：ポスター約3万5千部、リーフレット約65万部
配布先：自治体、公共交通機関等

令和2年度

1. LINEやインターネット等を活用した広報の実施
 - ① 里親制度に関する特設サイトの開設
里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタビュー記事（里親、里親支援に従事されている方、元委託児童等）等の掲載
 - ② LINEを活用した広報の実施
LINEアプリやLINE NEWS等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導
 - ③ インターネット広告等の実施
TwitterやYahoo!、Google等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導
2. 地上波テレビCMの放映
10月の里親月間に合わせて、地上波テレビでスポットCMを放映
3. 新聞広告の実施
10月1日の朝日新聞朝刊に一面広告を掲載
4. シンポジウムの開催
10月10日に里親や有識者等が登壇するシンポジウムを開催
5. ポスター、リーフレットの配布・掲示
発送部数：ポスター約2万部、リーフレットはデジタル化
配布先：自治体、公共交通機関等
6. 映画「朝が来る」とのタイアップ
映画「朝が来る」とタイアップした広報を実施（タイアップポスター及び特設サイトを開設）
7. 政府広報テレビ・ラジオによる広報の実施
10月の里親月間に合わせて、政府広報テレビ及びラジオを通じて里親制度の特集を放送

予算額

里親制度等広報啓発事業費補助金

【令和2年度予算】
81百万円

【令和3年度予算概算要求額】
210百万円

不妊治療関連施策とあわせて実施する里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発等

<検討課題>

子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけよう、不妊治療への支援拡充と併せて、不妊治療医療機関などにおける、**里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化。**

※特別養子縁組とは、実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を結ぶ制度。

<対応方針>

現 状

- ✓ 広く一般に対して里親・特別養子縁組制度の普及啓発を実施。

(厚生労働省の普及啓発ポスター)



- ✓ 子どもを持ちたいという願いを叶える選択肢の一つとして、不妊治療を受けている方に対して、里親・特別養子縁組制度をご案内する取組は不妊治療医療機関等において殆ど無い。

今後の取組の方向性

令和2年度中

- ✓ 里親・特別養子縁組制度に関する不妊治療を受けている方への意識調査や、不妊治療医療機関における不妊治療を受けている方への制度のご案内の仕方に関するパイロット研究を実施。

令和3年度以降

- ✓ 不妊治療医療機関や不妊専門相談センター等において、
 - ① 不妊治療を受けている方に対する制度のご案内の推進
 - ② スタッフが制度を正しく理解するための研修やマニュアル整備の推進
- ✓ 不妊治療医療機関や不妊相談専門センター、婦人相談所、児童相談所、民間相談所、民間団体等のネットワークを構築

LINEやインターネット等を活用した広報の実施

広報内容

テレビ等をあまり視聴することのない方も含め、**多くの方が利用するLINE**（月間約8,400万人利用）や**Twitter**（月間約4,500万人利用）を活用した広報のほか、**Yahoo!**等のインターネット広告を活用した広報を実施。

イメージ図

里親広報 特設サイト

《トップページ》



《LINEアプリ》



※LINE関連アプリ（LINEマンガやLINEウォレットなど）でも同様の広報を実施

《インターネット広告》



※GoogleやTwitterも同様の広報を実施

《里親の種類の紹介》

さまざまな迎え入れ方があります

養育里親	18歳未満の子どもを、家庭に居るまでの間や自立するまでの間、養育します。期間は1年以内の短期の場合もあれば、それ以上の長期の場合もあります。
養子縁組里親	養子縁組を結ぶことが前提です。養子縁組が成立するまでの間、里親として一緒に生活します。
季節・週末里親	週末や長期休暇などに、数日から1週間ほど子どもを養育します。平日は子どもとの時間が取れない人や、最初から長期で養育するのが不安な人などに向いています。

《養育費に関する支援の紹介》

養育費が支給されます

子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが支給されるので、安心して養育できます。

里親手当	1人あたり 9万円/月
生活費	乳児 約6万円/月 乳児以外 約5万2千円/月

※養育里親の場合。
※その他、教育費や医療費なども支給されます。

テレビCM等を活用した広報の実施

広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力があるテレビCM等を活用し、より広く国民に制度の情報を発信することで里親制度の社会的認知の底上げを図る。

地上波TVCM（令和2年度新規）

- エリア：関東ローカル
- 放送時期：令和2年10月1日～31日（里親月間）
- 秒数：1回当たり15秒
- エリア人口：関東地区世帯数19,866千世帯
関東地区人口43,115千人

《CMイメージ》



政府広報(TV番組,ラジオ)

《政府広報テレビ》

①番組情報

- ・番組名：「宇賀なつみのそこ教えて！」
- ・放送局：BS朝日
- ・放送日時：10月16日（金）18:00～18:30
（再放送：10月23日（金）18:00～18:30）

②放送内容

1. 有識者の方による里親制度の説明（趣旨や里親への支援、研修等について）
2. 現役里親（共働き世帯）の方への取材
3. 里親に対する様々な支援を実施しているフォスタリング機関への取材
4. 里親家庭で育った方への取材



《政府広報ラジオ》

①番組情報

- ・番組名：「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」
- ・放送局：文化放送をはじめNRN系列
全国19局ネット
- ・放送日時：10月18日（日）
12:20～12:35

（※）曜日・時間は放送局によって異なる。

②放送内容

1. 里親制度の趣旨や目的について
2. 里親になるための条件や手続き等について
3. 里親の種類や特別養子縁組制度との違いについて
4. 里親が養育する際に受けられる支援や里親手当等について



ポスター・リーフレットの配布・掲示による広報の実施

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関でポスター・リーフレットを掲示や配布を依頼。

＜ポスター＞



＜リーフレット＞



養育費が支給されます

子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが支給されるので、安心して養育できます。

里親手当	9万円/月
1人あたり	
生活費	約6万円/月
乳児	
乳児以外	約5万2千円/月

※養育期間の場合、養子の他、教育費や医療費なども支給されます。

＜表面・裏面（制度概要）＞

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援
- ・里親手当

＜中面（インタビュー記事）＞

- ・共働きで里親をされている方
- ・里親家庭で育った方
- ・里親を支援している方（フォスタリング機関）
- ・有識者の方

○ 新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成30年度）

（単位：人）

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	1	3	2	9	10	9
青森県	5	9	6	0	2	3
岩手県	2	5	9	0	1	2
宮城県	4	6	4	1	1	0
秋田県	3	3	5	0	0	0
山形県	7	5	1	0	5	2
福島県	7	4	2	5	7	8
茨城県	14	13	9	0	2	2
栃木県	4	26	8	0	4	3
群馬県	5	10	8	5	2	6
埼玉県	24	53	29	0	6	11
千葉県	10	19	9	2	6	8
東京都	76	109	52	2	15	11
神奈川県	9	20	13	2	0	5
新潟県	1	7	2	0	1	0
富山県	4	8	0	0	1	0
石川県	2	5	1	0	1	1
福井県	2	7	2	0	1	0
山梨県	0	5	4	0	2	1
長野県	7	14	5	1	4	1
岐阜県	4	9	3	3	8	2
静岡県	3	7	4	2	4	2
愛知県	17	37	12	16	2	7
三重県	4	14	6	6	5	2
滋賀県	2	5	2	0	4	0
京都府	4	6	4	0	1	0
大阪府	9	39	23	2	9	5
兵庫県	25	16	10	3	4	3
奈良県	3	8	3	1	2	0
和歌山県	0	6	5	1	1	0
鳥取県	4	3	2	0	0	0
島根県	4	5	5	0	1	1
岡山県	0	5	0	2	0	2
広島県	1	7	7	1	1	1
山口県	5	7	3	0	1	0

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	3	7	3	1	3	1
香川県	0	5	2	4	2	1
愛媛県	1	8	5	3	1	1
高知県	3	2	2	1	0	0
福岡県	5	20	10	2	0	2
佐賀県	2	6	1	4	1	2
長崎県	1	8	3	3	0	0
熊本県	1	1	0	0	0	0
大分県	1	5	4	3	7	4
宮崎県	3	12	4	0	0	1
鹿児島県	10	17	9	5	6	1
沖縄県	1	6	0	0	2	6
札幌市	5	8	5	5	7	5
仙台市	5	4	6	0	2	0
さいたま市	0	8	0	0	4	0
千葉市	0	4	4	1	0	0
横浜市	9	28	11	3	2	2
川崎市	10	17	7	0	7	0
相模原市	4	2	3	1	1	1
新潟市	0	3	0	0	5	0
静岡市	0	4	2	0	1	1
浜松市	1	3	0	1	4	4
名古屋	5	32	12	4	9	5
京都市	2	7	4	0	2	0
大阪市	28	51	28	1	7	8
堺市	5	2	3	0	6	5
神戸市	5	12	4	0	0	0
岡山市	3	5	2	0	2	1
広島市	1	7	1	0	0	0
北九州市	6	8	2	1	1	1
福岡市	0	12	4	7	6	1
熊本市	1	11	3	0	0	2
横須賀市	1	3	2	0	0	0
金沢市	0	3	1	0	2	2
合計	394	836	407	114	204	155

○ 乳幼児退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成30年度）

	乳幼児からの措置解除 児童数	乳幼児からの措置変更児童数				その他 へ
		里親（FH含）へ		児童養護施設へ		
		児童数	割合	児童数	割合	
北海道	6	1	16.7%	4	66.7%	1
青森県	8	6	75.0%	2	25.0%	0
岩手県	15	5	33.3%	9	60.0%	1
宮城県	9	5	55.6%	4	44.4%	0
秋田県	7	4	57.1%	3	42.9%	0
山形県	11	8	72.7%	3	27.3%	0
福島県	9	7	77.8%	2	22.2%	0
茨城県	15	1	6.7%	12	80.0%	2
栃木県	12	0	0.0%	12	100.0%	0
群馬県	8	2	25.0%	4	50.0%	2
埼玉県	62	18	29.0%	32	51.6%	12
千葉県	23	9	39.1%	13	56.5%	1
東京都	127	37	29.1%	67	52.8%	23
神奈川県	27	10	37.0%	10	37.0%	7
新潟県	10	6	60.0%	4	40.0%	0
富山県	4	3	75.0%	1	25.0%	0
石川県	4	2	50.0%	1	25.0%	1
福井県	2	0	0.0%	1	50.0%	1
山梨県	1	0	0.0%	1	100.0%	0
長野県	6	3	50.0%	3	50.0%	0
岐阜県	8	6	75.0%	2	25.0%	0
静岡県	8	2	25.0%	6	75.0%	0
愛知県	47	18	38.3%	23	48.9%	6
三重県	15	4	26.7%	8	53.3%	3
滋賀県	6	4	66.7%	2	33.3%	0
京都府	10	1	10.0%	6	60.0%	3
大阪府	33	3	9.1%	29	87.9%	1
兵庫県	31	7	22.6%	20	64.5%	4
奈良県	6	0	0.0%	5	83.3%	1
和歌山県	4	0	0.0%	4	100.0%	0
鳥取県	8	2	25.0%	5	62.5%	1
島根県	6	2	33.3%	4	66.7%	0
岡山県	1	1	100.0%	0	0.0%	0
広島県	14	2	14.3%	11	78.6%	1
山口県	8	0	0.0%	7	87.5%	1

（単位：人、％）

	乳幼児からの措置解除 児童数	乳幼児からの措置変更児童数				その他 へ
		里親（FH含）へ		児童養護施設へ		
		児童数	割合	児童数	割合	
徳島県	3	0	0.0%	3	100.0%	0
香川県	3	0	0.0%	1	33.3%	2
愛媛県	15	6	40.0%	7	46.7%	2
高知県	9	3	33.3%	5	55.6%	1
福岡県	10	1	10.0%	8	80.0%	1
佐賀県	4	1	25.0%	3	75.0%	0
長崎県	6	0	0.0%	2	33.3%	4
熊本県	0	0	0.0%	0	0.0%	0
大分県	7	5	71.4%	1	14.3%	1
宮崎県	11	2	18.2%	7	63.6%	2
鹿児島県	12	4	33.3%	7	58.3%	1
沖縄県	6	3	50.0%	3	50.0%	0
札幌市	9	8	88.9%	1	11.1%	0
仙台市	10	4	40.0%	6	60.0%	0
さいたま市	10	6	60.0%	3	30.0%	1
千葉市	5	0	0.0%	4	80.0%	1
横浜市	22	4	18.2%	13	59.1%	5
川崎市	12	4	33.3%	5	41.7%	3
相模原市	6	3	50.0%	3	50.0%	0
新潟市	0	0	0.0%	0	0.0%	0
静岡市	3	0	0.0%	1	33.3%	2
浜松市	2	1	50.0%	1	50.0%	0
名古屋市	27	7	25.9%	18	66.7%	2
京都市	9	3	33.3%	4	44.4%	2
大阪市	44	13	29.5%	27	61.4%	4
堺市	8	0	0.0%	8	100.0%	0
神戸市	17	5	29.4%	11	64.7%	1
岡山市	11	7	63.6%	3	27.3%	1
広島市	7	0	0.0%	7	100.0%	0
北九州市	10	0	0.0%	9	90.0%	1
福岡市	6	4	66.7%	0	0.0%	2
熊本市	7	3	42.9%	3	42.9%	1
横須賀市	7	0	0.0%	6	85.7%	1
金沢市	4	1	25.0%	3	75.0%	0
合計	893	277	31.0%	503	56.3%	113

社会的養護自立支援の強化に向けた意見交換＜概要＞

1. 目的

- 児童養護施設等に入所していた子どもたちは、保護者がいない又は保護者がいる場合であっても虐待等の理由により、保護者からの支援が受けづらい状況にあり、退所後に、円滑に社会生活を送ることができるよう、継続的な支援を充実していくことが必要。
- 社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、必要な支援を検討するため、社会的養護経験者及び退所後支援事業者との意見交換を行うことを目的とする。

2. 開催状況

- 開催日：令和2年8月5日
- 出席者：・社会的養護出身者8名
・退所者の支援に取り組む団体より5名
(大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部、アフターケア相談所ゆずりは、ビヨンドトウモロコ、OUR VOICE、ACHAプロジェクト)
- ・児童養護施設関係者、自治体関係者、児童相談所関係者
 - ・厚生労働省（加藤大臣、稲津副大臣、自見政務官（ほか）

3. 社会的養護出身者・退所者の支援に取り組む団体からの主な意見

- ・退所前後問わず継続したメンタルケア（専門的なトラウマ治療含む）の充実が必要。
- ・インターネットアクセスビリティが退所後の情報格差、教育格差に繋がりがかねないため、**児童養護施設等のインターネット環境の充実**が必要。
- ・**施設等退所前から、退所後に受けられる支援内容を知りたかった。**
- ・現状、施設等退所後2年間となっている**身元保証人確保対策事業の対象期間を退所後5年間程度まで拡充**してほしい。
- ・虐待等の経験があるが、**社会的養護に繋がらなかつた方々**からの相談が増えており、彼らへの**支援が課題**になっている。
- ・入学・卒業などは年度で区切られているため、**措置延長の期限は満20歳到達の年度末**としてほしい。
- ・国の委員会や研究会に当事者を参画させる際は、ヒアリングだけではなく、実際に**委員や構成員としての参画**を推進してほしい。
- ・各自自治体の現場において**民間支援団体と、児童相談所などの各行政機関の連携**が深まると良い。

1. 日時・開催方法等

- ・日時：2020年11月21日（土）～23日（月・祝）
- ・開催方法：オンライン（Zoom）にて開催
- ・主催：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

2. 対象者

- (1) 社会的養護等経験者（原則として20～29歳以下）
- (2) 社会的養護等の当事者団体やその活動に携わっている者
- (3) ①現在社会的養護のもとにいる、または、経験した20歳未満の者
②児童福祉関係の方（自治体担当者や児童相談所職員など）、社会的養護等を対象とする支援団体の関係者等

3. 内容

- (1) 目的
 - ・施設や里親家庭等で育った社会的養護等の経験者が集うネットワークを形成する。
 - ・よりよい当事者活動や支援の在り方を考えとともに、情報発信や政策提言を行う。
- (2) プログラム
 - ・1日目：目的、ルールの共有、2日目以降のプログラムの説明
 - ・2日目：テーマごとに分科会を実施
 - ※分科会テーマ：①社会的養護とメンタルケア、②グループアート、③SNS 研究所、④ゆるゆる恋愛トークルーム
 - ⑤聴かせて！厚労省！、⑥アドボカシーカフェ
 - ・3日目：各分科会の報告、パネルディスカッション

分科会① 社会的養護とメンタルケア

【概要】

「施設・里親家庭で暮らす子ども・暮らしていた若者への心のケアを求めるプロジェクト」において、2020年に全国の施設や里親家庭等で生活されている方、または生活された経験のある方を対象に実施したメンタルケアに関するアンケート結果を基に、参加者同士がメンタルケアについて話し合った。

【参考】メンタルケアに関するアンケート調査からわかったこと（抜粋）

- ・回答者のおよそ4人に3人は、施設・里親家庭等で心理士やカウンセラーとの関わりをもつことのできる環境であった。
- ・回答者のおよそ3人に1人は、施設や里親家庭等でトラウマ治療やカウンセリングなどの精神的ケアを受けた経験があった。
- ・回答者が受けた精神的ケアに対する評価は、46.2%が肯定的、30.1%が否定的、23.1%が中立的・両義的。
- ・回答者のおよそ3人に2人が虐待の後遺症により現在も行きづらさを感じている。
- ・回答者のおよそ5人に2人が施設や里親家庭等を離れた後に、虐待の後遺症の治療を検討したことがある。

【主な意見】

- ・虐待を受けていた自分が母親になったり、保育士として子どもと関わることに不安がある。
- ・児童養護施設に入れるよと親に言われて、自分が悪くて「牢屋」に入れられるイメージ。
- ・職員など子どもたちをケアする側も安心できる環境を作ってほしい。
- ・当事者にとって、自分が直面している困難（精神的にも）を、どうすれば解消できるかわからないまま、施設を出て行くことになっている。
- ・どこで治療を受けられるのか等、必要な情報が届くようにしてほしい。

分科会② グループアート

【概要】

自分を表現する方法は言葉だけではないという発想から、Zoom のホワイトボード機能を使い、「つながり、優しさ、共感」をテーマに参加者が共同で絵を描く試みを行った。

【主な意見】

- ・最初は緊張していたが、描き進める中で会話が生まれ、参加者の共通点が見つかり、楽しみながら進めることができた。
- ・普段は人と話すのが苦手だが、この絵を通してつながりを見つけてよかった。

分科会③ SNS 研究所

【概要】

SNSの使い方（SNSとソーシャルメディアの違い・特徴、それぞれのSNSの使い方）やSNSで困った事・救われた事（加害者になってしまった際の対応、相手を傷つけない発信方法）について参加者と意見を出し合った。

【主な意見】

- ・SNSを使うことで同じ思いをした人たちから共感してもらえた。人と繋がることできた。
- ・他人と自分を比べてしまい辛い思いをすることがあった。
- ・自分の投稿に責任を持ち、投稿して良い内容か、事前チェックを徹底することが必要。

分科会④ ゆるゆる恋愛トークルーム

【概要】

恋愛・結婚、パートナーとの付き合いについて、人と関係を築いていくにあたって不安なこと、こんな風にしたらうまくいったという経験などを参加者同士で共有した。

【主な意見】

- ・家庭をみた経験がないから夫婦像がない。家族のイメージをもちづらい。
- ・自分のこだわりも大事だが、相手の話を聞くことも大切。

分科会⑤ 聴かせて！厚労省！

【概要】

社会的養護の当事者にとって、厚生労働省を少しでも身近に感じられるよう、参加者と厚生労働省職員の意見交換を行った。

【主な意見】

当事者と行政、それぞれの立場から貢献していくことが大事。

分科会⑥ アドボカシーカフェ

【概要】

アドボカシー活動（子どもの声を代弁すること、子供の権利を守っていく動き）について、参加者が自由に語り合った。

【主な意見】

① 社会的養護等で声が聴かれる環境があったか

- ・相談員がいたが、里親が傍にいる状況での相談で、**悩みを言いやすい環境ではなかった。**
- ・担当職員に悩みを話すように言われ、**相談する相手を選ぶことはできなかった。**

② どんな人が相手だったら話せたと思うか

- ・ゆっくり、自分のペースに合わせてくれる人、**肯定してくれる人が良い。**
- ・歳が近くて同じような経験をしている人、**当事者が話しやすい。**

③ どんな環境だと話しやすいか

- ・人によって、また、日によって、面接室が良かったり公園が良かったりと様々。**本人が場所を選べるのが望ましい。**

④ 自分のことを知る機会について

- ・**まだ過去のこと知らないことがある。開示請求ができるのは25歳までとなっているが、期限が延びたら良いのと感じた。**

⑤ そのほか

- ・小学生以下は 考える能力がなく、発言権があるのは中学生以上という風潮があった。**子どもの発言権を尊重してほしい。**
- ・**自分の過去を知った後のケアも必要**ではないかと思った。

社会的養護経験者全国交流会 オンライン2020 パネルディスカッション概要

1. 登壇者

- ・社会的養護経験者 2名
- ・学識経験者 2名
- ・厚生労働省職員 1名

2. 第一部概要

【テーマ】

各分科会報告への感想・意見

【主な意見】

- ・例えば20年前の企画では、当事者が声をあげても良いと伝えることが主眼だった。当時は、今回の交流会のように当事者が企画・運営することなどは考えられなかったことで、**当事者活動の進歩を感じた。**
- ・参加者がそれぞれ持っている**課題や悩みを共有したい**、という思いが分科会を通して感じられた。それを土台として、参加者同士が**コミュニケーションを取ることができた。**

3. 第二部概要

【テーマ】

社会的養護経験者の活動・当事者参加について

【主な意見】

- ・**それぞれの団体や活動の垣根を越えて、一緒に取り組めるようにしたい。**その機会としても、このネットワーク形成事業を発展させていきたい。
- ・意見を聞く側にも準備が必要。**聞いて終わりにするのではなく、しっかりと当事者と向き合える体制、施策に反映していく仕組みが必要ではないか。**
- ・厚生労働省として、今後も当事者の方の意見を聞き、それを施策に反映させていくことが重要だと考えている。

○18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%) → H23:182人(11.8%) → H24:263人(16.2%) → H25:231人(13.4%)

→ H26:293人(16.3%) → H27:275人(15.1%) → H28:292人(17.3%)

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成23.3.5 児発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聞き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

子 発 0620 第 2 号
平成 30 年 6 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「民法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女性の婚姻適齢をそれぞれ 18 歳とする等の措置を講ずること。

第 2 改正法の主な内容

1 民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正

(1) 成年

年齢 18 歳をもって、成年とするものとする。

(2) 婚姻適齢

ア 婚姻は、18 歳にならなければ、することができないものとする。

イ 第 737 条を削除するものとする。

ウ 第 753 条を削除するものとする。

(3) 養親となる者の年齢

ア 20 歳に達した者は、養子をすることができるものとする。

イ 第 792 条の規定に違反した縁組について、養親が、20 歳に達した後 6 か月を経過し、又は追認をしたときは、養親又はその法定代理人から、その取消を家庭裁判所に請求することができないものとする。

(4) その他所要の規定の整備をするものとする。

2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正

1（1）により、18 歳及び 19 歳の者については親権を行う者や未成年後見人が存在しなくなることに伴い、親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合の特例を定めた児童福祉法第 31 条第 4 項における同法第 28 条の読替えに係る規定を削除するなど、所要の規定の整備を行うこと。

なお、同法第 31 条に基づく措置期間の延長や、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、平成 29 年度から予算事業で実施している社会的養護自立支援事業の上限年齢については、現在対象となっている者への支援の必要性を考慮し、今般の改正にかかわらず、現行の要件を維持することとしている。対象となる者の自立を図るために必要な場合には、引き続き、これらの制度を積極的に活用すること。

3 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の一部改正

1（1）により、18 歳及び 19 歳の者については親権を行う者や未成年後見人が存在しなくなることに伴い、これらの者の存在を前提とした延長者等の特例を定めた児童虐待の防止等に関する法律第 16 条の規定を削除するなど、所要の規定の整備を行うこと。

4 施行期日等

（1）施行期日

この法律は、原則として平成 34 年 4 月 1 日から施行するものとする。

（2）この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

（3）この法律の施行に伴い、関係法律について所要の改正を行うこと。

現在活動中の自立援助ホームの基準を満たす子どもシェルター一覧
(令和3年2月末時点)

	自治体名	ホーム名	運営事業者				
			団体名	事業者分類	住所	電話番号	ホームページ
1	北海道	ボラリス	NPO法人子どもセンタービリーヴ	NPO法人	〒078-8220 北海道旭川市10条通22丁目3-10	090-1641-1089	https://center-belive.org/center-belive/
2	宮城県	少年の家「ロージーメゾン」	認定NPO法人ロージーベル	NPO法人	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1丁目9-5五城ビル502アネスティ法律事務所内	080-1695-4032	http://www.rosybell.jp/
3	東京都	カリヨン子どもの家ガールズ	社会福祉法人カリヨン子どもセンター	社会福祉法人	〒133-0056 東京都江戸川区南小岩3丁目8番10号	03-6458-9120	https://carillon-cc.or.jp/
4	東京都	カリヨン子どもの家ボーイズ	社会福祉法人カリヨン子どもセンター	社会福祉法人	〒133-0056 東京都江戸川区南小岩3丁目8番10号	03-6458-9120	https://carillon-cc.or.jp/
5	愛知県	パオパオ (休止中 令和3年度再開予定)	NPO法人子どもセンターパオ	NPO法人	〒461-0001 愛知県名古屋市中区東区2-22-17糸むづビル2階 原田・高橋法律事務所内	052-931-4680	http://www.pao.or.jp/
6	大阪府	ぬつくハウス	NPO法人子どもセンターぬつく	NPO法人	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-1-4第三大阪弁護士ビル503号 葛城・森本法律事務所	06-6355-4648 06-6130-2930	http://www.nukku.info/
7	兵庫県	こころんハウス	NPO法人つなご	NPO法人	〒661-0976 尼崎市潮江1丁目3番30号K D Iビル4階尼崎駅前法律事務所内	06-6420-4380	https://www.tsunago-cocoron.org/
8	和歌山県	るーも	NPO法人子どもセンターるーも	NPO法人	〒640-8044 和歌山県和歌山市板屋町22番地和歌山中央通りビル5階	073-425-6060	http://lumo-lumo.org/
9	愛媛県	自立援助ホーム聖母会	一般社団法人聖母会	一般社団法人	—	0897-43-0406	—
10	大分県	みらい	NPO法人おおい子ども支援ネット	NPO法人	〒870-1124 大分県大分市目野原823-5	097-507-5417	http://oita-kodomosien777.net/
11	宮崎県	ふらっぶ	NPO法人子どもシェルターみやざき	NPO法人	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島2-4-24本山ビル2階このはな法律事務所内	0985-65-5087	https://child-flap.com/
12	沖縄県	月桃	NPO法人子どもシェルターおきなわ	NPO法人	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2-10-3泉崎つねビル303 美ら島法律事務所内	098-836-6363	http://shelter.okinawa/
13	札幌市	のんの	NPO法人子どもシェルターレラピリカ	NPO法人	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階北海道合同法律事務所内	011-272-3125	http://www.rera-pirka.jp/
14	千葉市	はるつけ荘	NPO法人子どもセンター帆希	NPO法人	〒260-8685 千葉県千葉市中央区南生実町1412千葉明德短期大学内	043-209-2965	http://www.chiba-homare.org/
15	横浜市	子どもシェルターてんぼ	認定NPO法人子どもセンターてんぼ	NPO法人	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3新横浜法律事務所内	045-473-1959	http://www.tempo-kanagawa.org/
16	新潟市	ぼると	NPO法人子どもセンターぼると	NPO法人	〒951-8068 新潟県新潟市中央区上大川前通一番町154番地東芝新潟ビル2階 あおい総合法律事務所内	025-211-8030	http://porto-niigata.org/
17	京都市	はるの家	NPO法人子どもセンターのさん	NPO法人	〒604-0863 京都府京都市中京区巴町81みやこビル2階	075-254-8331	http://nonosan.org/
18	岡山市	モモの家	認定NPO法人子どもシェルターモモ	NPO法人	〒700-0861 岡山県岡山市北区清輝橋1-2-9	086-206-2423	https://shelter-momo.org/
19	広島市	ピピオの家	NPO法人ピピオ子どもセンター	NPO法人	〒730-0014 広島県広島市中区上織町2-36 S・ウィングビル505	082-221-9563	http://pipio.or.jp/

※家庭福祉課調べ

<児童自立支援施設職員研修>

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会場	募集人数	申込〆切
1	新任施設長研修 (法) ※前後期とも必修	R2.4月以降に着任した施設長および着任予定の者	新任施設長として児童自立支援施設運営に必要な知識と技術を学ぶ要件研修	前期 R3.5.11～5.13 OJT R3.5.14～9.27 後期 R3.9.28～9.30	武蔵野 各職場 きぬ川	20名	4/16 (金) 必着
2	スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修	R3.7.13～7.16	武蔵野	30名	
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「発達に課題を抱える子どもの理解と対応」	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年以上のケアワーカー・心理職員・教員など	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修 ※コースⅢについては寮舎実習を含む	R3.12.7～12.9	武蔵野	30名	9/10 (金) 必着
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「子どもの性に関する理解と対応」			R4.1.25～1.28	武蔵野	30名	
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「性的被害の理解と支援」			R3.12.13～12.17	きぬ川	16名程度	
3-4	中堅職員研修 短期実習コース 「具体的な支援技術の習得」			実習を通して具体的な支援方法を学ぶスキルアップ研修	① R3.11.8～11.12 ② R3.9.6～9.10	武蔵野 きぬ川	8名程度 10名程度
4-1	新任職員研修 「基本的な知識と技術を学ぶ」 ※前後期とも必修	児童自立支援施設での勤務経験が原則2年未満の者	新任職員として児童自立支援施設における基本的な知識と技術を学ぶ基礎研修(講義と演習を組み合わせた研修) 基本的な子どもの理解と支援の方法を学ぶ基礎研修(講義と寮舎実習を組み合わせたコース)	前期 R3.5.25～5.27 OJT R3.5.28～10.19 後期 R3.10.19～10.21	武蔵野 各職場 武蔵野	30名	4/16 (金) 必着
4-2	新任職員研修 短期実習コース 「子どもの理解と支援」			① R3.6.7～6.11 ② R3.6.21～6.25 ③ R3.7.5～7.9 ④ R3.5.17～5.21 ⑤ R3.6.14～6.18	武蔵野 きぬ川	各回 8名程度 各回10名程度	

<児童相談所職員研修>

1	児童相談所一時保護所職員 スーパーバイザー研修 「一時保護所の運営とスーパーバイズ」	児童福祉領域及び児童相談所での勤務が概ね5年以上で、各一時保護所において指導的立場にある者	一時保護所のスーパーバイザーとして必要な知識を学び、その運営と課題を考える研修	R3.7.28～7.30	武蔵野	30名	4/23 (金) 必着
2	児童相談所一時保護所職員実務者研修 「子どもの行動上の問題への理解とその対応」	児童福祉領域での勤務経験が概ね5年以上で、一時保護所において勤務している者	一時保護所における実務者としての必要な知識や支援技術を学ぶ研修	① R3.10.6～10.8 ② R3.10.26～10.28 ③ R3.11.24～11.26	武蔵野	各回 30名	6/4 (金) 必着
3	児童相談所 児童福祉司任用後研修(※新規) ※都道府県市との委託契約による研修 (法)	児童福祉法第13条第3項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者	子ども家庭ソーシャルワーク(ケアワーク、ソーシャルアクション等)として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、「知識」「技術」「態度」の個別到達目標の達成をめざす研修	R3.9.13～9.17	武蔵野	30名	
4	児童相談所児童心理司新任職員研修 「児童心理司として基本的な知識と技術を学ぶ」	児童心理司としての経験が概ね2年以内で、児童心理司として勤務している者	児童心理司として基本的な知識と技術、連携を学ぶ基礎研修(講義と演習を複合した研修)	R4.2.2～2.3	武蔵野	30名	10/29 (金) 必着
5	児童相談所職員テーマ別研修 「里親(ホストファミリー)との協働」	各児童相談所において現在勤務している者(職種は問わない)	児童相談所職員として、専門性をより向上させるためのステップアップ研修	R4.3.3～3.4	武蔵野	30名	12/3 (金) 必着
6	児童相談所 児童福祉司現任研修(オンライン研修) 「より質の高いアセスメントを実現するための知識」	児童福祉司としての経験が概ね2年以上で、児童福祉司として勤務している者	児童福祉司としてより質の高いケースワーク、家庭支援を実現するためのステップアップ研修	R3.8.3～8.5	武蔵野	50名	5/14 (金) 必着
7	児童相談所職員現任研修セミナー(オンラインセミナー) 「児童虐待対応に必要な情報・知識」	各児童相談所において現在勤務している者(職種は問わない)	児童相談所職員として、専門性をより向上させるためのステップ研修(土曜日開催)	R3.8.25	武蔵野	50名	

<研修指導者養成研修>

1	Aコース 「子どもの権利擁護と日々の生活」	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修	R3.12.21～12.23	武蔵野	各回 30名	9/10 (金) 必着
2	Eコース 「子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応」			R4.1.11～1.13			
3	Fコース 「施設の小規模かつ地域分散化の推進とその充実」			R4.2.15～2.17			

※ (法)は法定研修

※募集人数について、参加型の場合密を避けるため30名定員とする。

※研修指導者養成研修については、今年度はA～Hコースのうち3コース(A・E・F)を実施する。

※今後、研修日程及び研修内容については、急遽変更になる可能性がある。 — 102 —

児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 本校 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
0	国立（埼玉県）	国立武蔵野学院	未導入	分教室	
0	国立（栃木県）	国立きぬ川学院	未導入	分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	分校	分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	分校	分校	
1	北海道	北海道家庭学校	分校	分校	
2	青森県	青森県立子ども自立センターみらい	分教室	分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	分教室	分校	
4	宮城県	さわらび学園	分教室	分教室	
5	秋田県	秋田県 千秋学園	分校	分校	
6	山形県	朝日学園	分校	分校	
7	福島県	福島学園	未導入	未導入	
8	茨城県	茨城県立茨城学園	分教室	分教室	
9	栃木県	那須学園	分教室	分校	
10	群馬県	ぐんま学園	分校	分校	
11	埼玉県	埼玉学園	分教室	分校	
12	千葉県	千葉県生実学校	分教室	分教室	
13	東京都	東京都立萩山実務学校	未導入	分校	
13	東京都	東京都立誠明学園	本校	本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	分校	分校	
15	新潟県	新潟学園	分校	分校	
16	富山県	県立富山学園	分校	分校	
17	石川県	児童生活指導センター	分校	分校	
18	福井県	福井県和敬学園	未導入	未導入	
19	山梨県	甲陽学園	分校	分校	
20	長野県	波田学院	分教室	分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	分校	分校	
22	静岡県	三方原学園	分校	分校	
23	愛知県	愛知学園	本校	本校	
24	三重県	国児学園	分校	分校	
25	滋賀県	淡海学園	分教室	分教室	
26	京都府	府立淇陽学校	分教室	本校	
27	大阪府	修徳学院	本校	本校	
27	大阪府	子どもライフサポートセンター	未導入	未導入	
28	兵庫県	明石学園	分教室	分教室	
29	奈良県	精華学院	分教室	分教室	
30	和歌山県	仙溪学園	分教室	分校	
31	鳥取県	喜多原学園	分教室	分校	
32	島根県	わかたけ学園	分校	分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	分教室	本校	
34	広島県	広島県立広島学園	本校	本校	
35	山口県	山口県立育成学校	分教室	分校	
36	徳島県	徳島学院	分教室	分校	
37	香川県	斯道学園	分校	分校	
38	愛媛県	えひめ学園	分教室	分校	
39	高知県	高知県立希望が丘学園	分校	分校	
40	福岡県	福岡県立福岡学園	分校	分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	分校	分校	
42	長崎県	長崎県立開成学園	分校	分校	
43	熊本県	清水が丘学園	分教室	分校	
44	大分県	二豊学園	分教室	分校	
45	宮崎県	みやざき学園	本校	本校	
46	鹿児島県	若駒学園	分教室	分校	
47	沖縄県	沖縄県立若夏学院	分教室	分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	分校	分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	未導入	未導入	
58	名古屋市	名古屋市玉野川学園	分教室	分教室	
60	大阪市	阿武山学園	分校	分校	
62	神戸市	若葉学園	分教室	分教室	
	合計		58か所		

※家庭福祉課調べ（令和元年10月1日現在）

児童心理治療施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 本校 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
1	北海道	バウムハウス	本校	本校	
2	青森県	青森おおぞら学園	分教室	分教室	
3	岩手県	ことりさわ学園	未導入	未導入	
8	茨城県	内原深敬寮	分教室	分教室	
9	栃木県	那須こどもの家	分教室	分校	
10	群馬県	青い鳥ぐんま	分教室	分教室	
11	埼玉県	こどもの心のケアハウス嵐山学園	分教室	分教室	
12	千葉県	望みの門 木下記念学園	分教室	分教室	
14	神奈川県	子ども自立生活支援センター	分校	分校	
20	長野県	松本あさひ学園	分校	分校	
21	岐阜県	児童心理療育施設 桜学館	分教室	分教室	
22	静岡県	静岡県吉原林間学園	分教室	分教室	
23	愛知県	愛厚ならわ学園	分校	分校	
23	愛知県	中日青葉学園わかば館	分校	分校	
24	三重県	児童心理療育施設悠	分校	分校	
25	滋賀県	さざなみ学園	本校	本校	
26	京都府	るんぴに学園	分教室	分教室	
27	大阪府	希望の杜	分教室	分教室	
27	大阪府	あゆみの丘	分教室	分教室	
27	大阪府	ひびき	分教室	分教室	
28	兵庫県	清水が丘学園	分教室	分教室	
30	和歌山県	みらい	分校	分校	
31	鳥取県	鳥取こども学園希望館	分教室	分校	
32	島根県	児童心理療育センターみらい	分教室	分教室	
34	広島県	子供の家三美園	本校	本校	
34	広島県	広島新生学園	本校	本校	
35	山口県	山口県みほり学園	分校	分校	
37	香川県	若竹学園	分教室	分教室	
38	愛媛県	ひまわりの家	分教室	分教室	
39	高知県	さくらの森学園	分教室	分教室	
40	福岡県	筑後いずみ園	分校	分教室	
41	佐賀県	好学舎	分校	分校	
42	長崎県	大村椿の森学園	分教室	分教室	
43	熊本県	こどもL.E.C.センター	分教室	分教室	
44	大分県	愛育学園はばたき	分教室	分校	
45	宮崎県	ひむかひこぼえ学園	分校	分校	
46	鹿児島県	鹿児島自然学園	分教室	分教室	
47	沖縄県	児童心理治療施設ノアーズ・ガーデン	分校	分校	
48	札幌市	札幌市児童心理治療センター“こころぼ”	分校	分校	
49	仙台市	小松島こどもの家	未導入	未導入	
50	さいたま市	さいたま市子どもケアホーム	未導入	未導入	
52	横浜市	横浜いずみ学園	分教室	分教室	
53	川崎市	川崎こども心理ケアセンターかなで	分教室	分教室	
58	名古屋市	名古屋市くすのき学園	分校	分校	
59	京都市	ももの木学園	本校	本校	
60	大阪市	児童院	分校	未導入	
60	大阪市	弘済のぞみ園	本校	本校	
60	大阪市	長谷川羽曳野学園	本校	本校	
62	神戸市	しらゆりホーム	分校	分校	
63	岡山市	津島児童学院	分教室	未導入	
64	広島市	愛育園	分教室	分教室	
	合計		51か所		

※家庭福祉課調べ（令和元年10月1日現在）

令和元年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、70都道府県市（都道府県、20指定都市、3児童相談所設置市）及び3国立施設（令和元年度末現在）を対象に、令和元年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和元年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は290件であった。令和元年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成30年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は94件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が50件（53.2%（※2））、「障害児入所施設等」が14件（14.9%）、「里親・ファミリーホーム」が11件（11.7%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」11件（11.7%）、「児童自立支援施設」が4件（4.3%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が59件（62.8%）、「心理的虐待」が19件（20.2%）、「性的虐待」が13件（13.8%）、「ネグレクト」が3件（3.2%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は114人であった。児童の性別は、「男子」が63人（55.3%）、「女子」が51人（44.7%）である。就学等の状況は、「小学校等」が49人（43.0%）、「中学校等」が24人（21.1%）、「高等学校等」が21人（18.4%）、「就学前」が16人（14.0%）、「就労・無職等」が2人（1.8%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 令和元年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 令和元年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は305人であり、届出・通告の受理件数は290件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が106人（34.8%）、「児童本人」が76人（24.9%）、「家族・親戚」が42人（13.8%）、「児童本人以外の被措置児童等」が17人（5.6%）、「学校・教育委員会」が11人（3.6%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	76	17	42	106	1	0	11	1	1	0	3	2	35	10	305
割合	24.9	5.6	13.8	34.8	0.3	0.0	3.6	0.3	0.3	0.0	1.0	0.7	11.5	3.3	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数290件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が184件（63.4%）、「都道府県市の担当部署」が99件（34.1%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	184	99	0	0	7	290
割合	63.4	34.1	0.0	0.0	2.4	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例307件（平成30年度以前からの継続事例17件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は304件、「事実確認を行っていない事例」は3件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は94件（30.6%）であった。

（単位：件、%）

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	94	180	30	304	1	2	307
割合	30.6	58.6	9.8	99.0	0.3	0.7	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例94件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が50件（53.2%）、「障害児入所施設等」が14件（14.9%）、「里親・ファミリーホーム」が11件（11.7%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」11件（11.7%）、「児童自立支援施設」が4件（4.3%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設50件のうち、ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、24件であった。

ア 施設等種別内訳

（単位：件、%）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	2	50	2	4	11	14	11	94
割合	2.1	53.2	2.1	4.3	11.7	14.9	11.7	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	13	0	0	9
13人～19人	5	0	0	0
12人以下	8	3	0	3
本園内ユニット(8人以下)	16	1	2	2
地域分園型ユニット(8人以下)	8	0	0	0
合計	50	4	2	14

② 自治体等別

○ 70自治体中、42自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	18	3	滋賀県	1	0	仙台市	6	2
青森県	2	1	京都府	2	0	さいたま市	3	2
岩手県	2	2	大阪府	29	2	千葉市	2	0
宮城県	1	0	兵庫県	2	2	横浜市	6	1
秋田県	0	0	奈良県	3	1	川崎市	5	0
山形県	0	0	和歌山県	8	2	相模原市	1	1
福島県	2	2	鳥取県	2	1	新潟市	1	1
茨城県	4	2	島根県	5	1	静岡市	1	0
栃木県	4	2	岡山県	0	0	浜松市	1	1
群馬県	4	0	広島県	6	0	名古屋市	6	3
埼玉県	9	6	山口県	3	2	京都市	1	0
千葉県	8	1	徳島県	0	0	大阪市	18	3
東京都	41	18	香川県	1	0	堺市	4	4
神奈川県	2	1	愛媛県	3	0	神戸市	3	1
新潟県	6	3	高知県	4	1	岡山市	1	0
富山県	1	1	福岡県	2	2	広島市	1	0
石川県	0	0	佐賀県	6	1	北九州市	0	0
福井県	2	0	長崎県	4	0	福岡市	1	1
山梨県	2	1	熊本県	5	4	熊本市	2	1
長野県	7	1	大分県	2	1	横須賀市	0	0
岐阜県	4	3	宮崎県	1	0	金沢市	0	0
静岡県	12	2	鹿児島県	3	0	明石市	0	0
愛知県	8	0	沖縄県	3	3	国立	0	0
三重県	3	0	札幌市	7	1	合計	294	94

※ 令和元年度に確認等を行った事例の件数(平成30年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	59	3	19	13	94
割合	62.8	3.2	20.2	13.8	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた94件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は114人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	63	51	0	114
割合	55.3	44.7	0.0	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	7	37	43	27	0	114
割合	6.1	32.5	37.7	23.7	0.0	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	16	49	24	21	0	2	2	114
割合	14.0	43.0	21.1	18.4	0.0	1.8	1.8	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた94件の事例について、虐待を行った職員等(里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。)の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、94件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は97人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「怒りのコントロール不全」、次いで「衝動性」や「攻撃性」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	30	12	21	14	16	4	97
割合	30.9	12.4	21.6	14.4	16.5	4.1	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	49	18	9	11	2	8	97
割合	50.5	18.6	9.3	11.3	2.1	8.2	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	39	30	43	27	23
なし	35	43	27	36	36
不明	23	24	27	34	38
合計	97	97	97	97	97

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、38件であった。
- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親家庭内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた」、「里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた」で、いずれも5件であった。
- 日課の面では「娯楽・テレビの時間」、「就寝時間」が多い。
発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起こっている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員が子どもを抱え 込めないような支援体制が 整えられている	15	16	19	29	4	83
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	13	20	12	33	5	83
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	15	13	29	21	5	83
第三者委員の活用がなされ、 子どもたちにその役割 を周知している	15	11	29	21	7	83
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	14	21	14	30	4	83
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	10	22	36	12	3	83
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	18	18	21	22	4	83
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	20	13	38	10	2	83

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	4	2	1	3	1	11
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	1	3	4	1	11
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	3	3	3	2	0	11
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	4	3	1	2	1	11
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	0	4	2	5	0	11
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	2	1	4	3	1	11
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	1	3	3	3	1	11
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	1	2	4	3	1	11

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～(5:00)	2
5:00～(6:00)	0
6:00～(7:00)	2
7:00～(8:00)	4
8:00～(9:00)	3
9:00～(10:00)	3
10:00～(11:00)	3
11:00～(12:00)	4
12:00～(13:00)	3
13:00～(14:00)	1
14:00～(15:00)	1
15:00～(16:00)	7
16:00～(17:00)	3
17:00～(18:00)	4
18:00～(19:00)	5
19:00～(20:00)	11
20:00～(21:00)	8
21:00～(22:00)	7
22:00～(23:00)	4
23:00～(24:00)	4
合計	79

※回答なし 15

エ 日課

日課	件数
食事時間	6
配膳・後片付けの時間	3
登校から下校までの時間	6
運動・スポーツ時間	2
娯楽・テレビの時間	26
行事・イベント時	4
外出時	5
無断外出時	0
清掃時間	2
自由時間	10
就寝時間	17
合計	81

※回答なし 13

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	24
居室(ホール等)	41
調理室(台所)	1
浴室	1
トイレ	0
医務室	1
静養室	3
相談室	1
スタッフルーム(職員室)	3
宿直室	2
施設等内の他の建物	4
施設等内の庭・運動場等	2
施設等の外	10
合計	93

※回答なし 1

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は53件(56.4%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は8件(8.5%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は56件(59.6%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は4件(4.3%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	53	6	16	8	11	94
割合	56.4	6.4	17.0	8.5	11.7	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	56	7	3	1	2	1	0	0	0	4	20	94
割合	59.6	7.4	3.2	1.1	2.1	1.1	0.0	0.0	0.0	4.3	21.3	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、94件中37件(39.4%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された37件において、学識者をメンバーとしているのは81.1%、医師をメンバーとしているのは59.5%、弁護士をメンバーとしているのは67.6%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	37	57	94
割合	39.4	60.6	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	7	17	13	37
割合	18.9	45.9	35.1	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	9	9	6	1	0	2	0	0	0	1	9	37
割合	24.3	24.3	16.2	2.7	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	2.7	24.3	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	4	5	3	30	22	25	25	26	37
割合	10.8	13.5	8.1	81.1	59.5	67.6	67.6	70.3	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・他の職員の目の届かないことで不適切な行為につながるリスクが高いにも関わらず、対応の検討が不十分であった。
- ・夜間の見回りを行っていなかった。
- ・夜間の宿直が男性職員のみになることもある体制であった。
- ・夜間を担当する指導員（非常勤職員）に対する研修が不十分であった。
- ・トラブルが発生時、職員一人で対応しなくてはならないという重圧があった。
- ・配置基準を満たしていなかった。
- ・子どもの障害特性に応じたユニット編成や対応を検討すべきだった。
- ・当該グループ内に管理職員の配置がなかった。
- ・ベテラン職員に対し、スーパーバイズを行う体制がとれていなかった。
- ・子どもの意見を聴く、吸い上げる仕組みがなく、支援体制として不十分だった。
- ・子どもに力づくで言うことをきかせるという施設文化や、「問題を起こさせない」という対応になっていった。
- ・当該職員の不適切行動が容認される施設の雰囲気があった。
- ・職員の入れ替わりが激しく、ベテラン職員が少なかった。
- ・第三者評価等の外部評価の体制が整っていなかった。
- ・職員一人ひとりに被措置児童等虐待の認識が不足していた。
- ・職員間で自由に意見交換出来る雰囲気がなかった。
- ・職員の専門性の向上を支援する教育体制が不十分だった。
- ・管理的職員と現場職員の風通しの悪さがあり、現場に過大な負担感があった。
- ・管理職とユニットの間に認識の齟齬が生じ、ユニット職員に孤立感があった。
- ・当該職員への指導が日常業務の中での個別指導にとどまっており、組織的・体系的な指導が行われていなかった。
- ・施設として虐待に対する認識が不足しており、当該行為を虐待に当たるとは考えず、所管課への報告はなかった。
- ・施設は虐待の疑いがあると認知していたが、児相等への通告を怠っていた。
- ・子どもの行動に対する知識・理解が不足しており、各種研修への参加もしていなかった。
- ・異性の職員が対応せざるを得ない職員配置だった。
- ・新規採用職員に対する人材育成、負担軽減のための取組みが不十分だった。
- ・里親に対する支援が不十分との訴えもあり、バランスの取れた支援はできていなかった。
- ・里親への訪問調整ができず、面接等が断られていた。

② 職員等

(感情の問題)

- ・里親の家庭内での構成の変化（里父の死去、他の同居人による児童への関与など）により、里親自身も体罰容認傾向となっていた。
- ・業務の統括などするようになり、プレッシャーがあった。

- ・児童から暴言を吐かれることがあり、養育に悩んでいた。
- ・長時間勤務でイライラしている様子や疲れている様子が見受けられ、感情的になることが度々あった。
- ・職場が変わり、行動観察や心のケアなど難しい仕事が多く、うまくいかないことについてストレスになっていた。
- ・子どもが指示を聞き入れられないため、子どもに変わって欲しい、何とかしようという思いで行動に至った。
- ・児童に対して他職員が出来ていて自分が出来ない時などに威圧的な態度をとることがあった。何度か注意されるが、積み重ならず、感情が優先されることが多い。
- ・アンガーマネジメントの能力育成が不足していた。
- ・誰にも相談せず、一人でなんとか解決しようという考えがあり、冷静さを欠いていた。
- ・常に威圧的な言動。

(養育姿勢の問題)

- ・余裕を持って融通をきかすことや、児童と適度な距離をおいて複数の対応を試行することが不得手。
- ・子どもの特性を理解できず、助言を聞き入れなかった。
- ・気分によるムラがあり、常に冷静に子どもと向き合うことは難しいようだった。
- ・研修参加についても否定的で受け入れようとせず、養育技術の面でも未熟だった。
- ・これまで養育してきたという自負があり、子どもへの過干渉につながっている。
- ・特別なケアが求められる児童に対して、適切な対応スキルが身に付いていなかった。
- ・以前にも暴言や叩くなどの行き過ぎた指導を行ったことがある。
- ・子どもと言ひ合うなど距離が近い。
- ・子どもに対しての要求水準が高く、子どもも負担を感じていた。
- ・子どもの支援に対して、「させなければならない」という思いに囚われすぎ、展開を予測できていなかった。
- ・トラブル発生時に周りの職員を頼らず、自身だけで解決しようとする姿勢・意識があった。
- ・職員の性的なモラルが低く、社会的養護の専門職員としての基本的な職業倫理観が欠如していた。
- ・里父は躰として体罰を受けて育ち、それが現状では許されないことであるとは認識しているが、自身には有益であったとも考えている。
- ・里父は不適切な行為であることの認識はもっているながらも、幼児の関わりと同化したと述べており、性加害への意識の不足が考えられる。
- ・上司や同僚職員から注意を受けたものの、対応は変わらず、勝手に子どもと連絡先の交換を行い、私的に連絡を頻繁に行っていた。
- ・福祉的な言動や個人を尊重する一般的配慮が欠けている。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応（③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。）

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

（単位：件）

委員会を設置し議論 （検証委員会・再発防止委員会）	権利擁護等の研修への 職員派遣や施設内での 研修を増やし、専門性 の向上を図る	職員会議又はケース検 討会議の回数を増や し、入所児童及び職員 の情報共有を図る	第三者評価又は自己評 価を年度内に複数回行 い、施設運営の改革を 図る	S V体制等の施設内の チームアプローチ態勢 を整える
22	71	55	28	57
子どもの意見を汲みあ げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ 替え、異動等を行う	職員のストレス等の状 況調査を行う	職員の勤務体制の改善 を行う	
46	29	21	27	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件）

各種研修への 参加	S V等の指導 体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な 面接	被害児童 との関係 再構築	心理治療等
34	28	49	27	20	26	3
勤務負担の 軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
14	27	6	4	7	13	

③ 被害児童・保護者への対応状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が4事例あった。

（単位：件）

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の 職員（児相を含む）が対応	対応していない	被害児童、保護者 のどちらに対 しても対応して いない事例
被害児童	32	44	79	6	4
保護者	8	46	54	23	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・県社会福祉審議会を活用した再発防止策の策定。弁護士等の外部有識者を委員とする検証チームを設置。
- ・業務改善委員会において、原因を分析し、全体会議等で再発防止策等を職員に周知する。

- ・人権擁護委員会の開催回数を増やし、より実効性のある組織とした。
- ・施設内虐待根絶の取り組み強化に向けて「権利擁護委員会」を新たに発足。
- ・処遇改善委員会として、外部委員及び施設の主任以上の内部委員で運営する本会議と若手職員が運営する分科会を創設。
- ・法人で設置している苦情解決第三者委員会の機能を見直し、新たに児童福祉等の有識者を委員に加え、施設で発生した重大な事故・職員の不祥事等の再発防止策についても検討する第三者委員会として設置規定の見直しを図った。
- ・不定期開催であった課内会議を月1回の定期開催に変更。入所児童の情報等について、職員全体での情報共有を図ることとした。
- ・ユニットリーダー会議を増やし現場でのスーパービジョン体制の充実を図った。
- ・職員会議やケース検討会議等において、児童の権利擁護や児童への人権侵害の禁止、防止、対応するための行動規範について研修を実施した。
- ・一時保護所における倫理規定を制定。また、一時保護ケースの進捗状況について、毎週の定例会議の場で確認。
- ・法人にて、施設全体の意識改善の為、組織人としての在り方や責任認識に関する外部研修機関による研修を実施。また継続した意識改善の為に組織改善委員会を創設。権利擁護と、より良い支援の在り方検討の為に虐待防止委員会に改編し実施している。

(S V体制、職員支援体制、自己点検等)

- ・被措置児童等虐待に関するチェックリストの実施。
- ・支援の質を高めるため外部のスーパーバイズを導入。
- ・リーダー層の組織運営力の向上を図るための研修を導入。
- ・マネジメントを主たる業務とする主任を配置。
- ・職員に対するメンタルヘルス相談窓口の設置。
- ・衛生管理者による面談によるメンタル・チェックの実施や、上司によるS Vを実施。
- ・問題発生時の応援要請など、複数対応を行う体制を整備。
- ・里親に対する児童相談所からの指導に加え、里親会とも連携し、再発防止を促す。
- ・「トレーナー制度」を実施し、子どもへの支援に関する相談等を行いやすい環境を作る。
- ・男性指導員や女性指導員同士の部会を設置し、横の繋がりから職員の孤立を防ぎ職員を支える体制作りを図る。
- ・職員で構成する性教育委員会に置き、全ての児童、職員を対象とした性教育を実施。
- ・「人権擁護、人権侵害のための点検」チェックリストの見直し、定期的な実施。
- ・全職員で各ユニットを視察・点検実施し、環境改善に反映。

(勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・虐待等以外の交通事故や不祥事案の防止について各職員に対して随時啓発等を行う。
- ・グループホームへの巡回を強化。
- ・法人内部で、児童養護施設勤務に意欲ある職員の異動による勤務体制の充実。
- ・複数体制での宿直の実施。
- ・夜間の見回りを実施。

- ・対応困難な児童に対する支援内容について、職員全員が共有する。
- ・引き継ぎ時に行動報告だけでなく、児童ごとの指導内容を確認し、その対応方法を全職員で共有する。
- ・複数ユニットでチームを組み、主に担当するユニット以外にも勤務に入るようにする。
- ・児童の送迎などに際し、極力同性職員を充てる。
- ・看護師以外の専門職の夜勤も導入し多様な視点で見守りを行う。
- ・施設内の各委員会において会議の効率化を図る取組みを行う。(会議の可否等の検討、出席人数の見直し等)
- ・職員の私用携帯電話等の撮影可能な機器を指定する場所に置き、入所棟内に持ち込まない。
- ・複数名での行動を基本とし、一対一支援で目の届かない場所へ行かないことを原則とする。
- ・プライバシーも配慮した上で、部屋の内外が容易に確認できるよう改修。
- ・就業規則に「体罰禁止」、「不適切な関わりを禁止する」といった内容を明文化する。
- ・マニュアル類を見直し判断基準が曖昧な点を改善し、職員間で共通認識を図る。
- ・産休・育休職員の補充など速やかに行い、年次休暇の消化を積極的に進める。
- ・管理職が細部まで目が届きやすくなるよう配置の見直し。

(研修体制等)

- ・職員育成システムを構築し、新人から中堅にわたる能力や役職に応じた体系的な研修を実施。
- ・CSP（コモンセンス・ペアレンティング）の導入。
- ・発達障害児への支援や強度行動障害のある児童に関する専門支援スキル研修の受講。
- ・子どもの権利擁護に関する職員の意識向上を図るため、弁護士を講師とした研修を企画。
- ・アンガーマネジメント研修を開催し、怒りの衝動、志向及び行動をコントロールする技術を習得させる。
- ・夜間職員や補助職員等に対する採用時研修や継続的な定例研修の実施。
- ・研修会の開催日や時間帯を工夫。
- ・職員が子どもの育ちを支える一員であることを自覚し学ぶため、他セクションで実習する機会を設ける。
- ・中堅職員の組織風土改革研修の実施。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・毎日ユニットごとに個別の支援内容や経過の記録を作成し、回覧・共有をした。
- ・虐待防止チェックリストを活用する。
- ・独自の児童の権利ノートを作成し、職員に対して、改めて「児童の権利擁護」についての意識付けを行った。
- ・虐待対応マニュアル・身体拘束対応マニュアル等を用い、日常業務内でもどのような対応が虐待にあたるのかを討議。

- ・幼児室に記録用カメラを設置。また、密室とならないような改修を行った。
- ・児童への対応で配慮すべきこと等について業務マニュアルを改定し、あらゆる機会を通じ、職員への意識徹底を図った。
- ・「子どもの権利擁護のためのガイドブック」を元に、有志職員によるワーキンググループを立ち上げ、既存の各委員会の意見も取り入れたケアガイド（児童支援の手引き）を作成し、支援の統一化を図る。
- ・明文化されていなかったルール等に対応するため、支援マニュアルを更新し、合わせて子どもの生活マニュアルも作成した。
- ・「職員の不適切な関わりを発見したときのフローチャート」や「入所児童の問題行動を発見したときのフローチャート」について検討し、若手職員等が対応の目安とできるものを作成。
- ・職員の禁止行為に対する緊急対応のマニュアルを作成。
- ・職員指導体制における職務（役割）について再周知した。
- ・被害児童について再度アセスメントを実施し、個別支援計画をもとにした統一的支援の実施。

【児童、保護者等への対応】

- ・児童に対しては、信頼できる職員、第三者委員等に相談が出来るよう説明を行った。
- ・全児童に対して生活状況の聞き取りを実施。
- ・児童・保護者に謝罪の会を設けた。
- ・遠方から面会に来る保護者が宿泊できるような配慮や、児童の様子の定期的な連絡。
- ・当該施設の心理療法士・主治医によるチームにより、本人の被害状況のチェックとケアを実施。
- ・両親の了解のうえ、被害児童の医学的検査を実施。
- ・子どもからの聞き取り調査を年1回から毎月に変更して実施。
- ・全児童に対して、子どもと担当職員が話をする時間を設けたり、年に1回程度施設長との面談を実施する。
- ・施設内でも当該児童との信頼関係を構築し、保護者とも情報共有。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

（改善状況の確認等）

- ・本庁所管課職員による施設職員へのヒアリング調査、状況把握のために実地調査を実施。
- ・改善報告書の内容を確認するため、法人理事長及び施設長へのヒアリング及び実地調査の実施。
- ・再発防止策の実施について、フォローアップ調査により確認。
- ・社会福祉審議会の意見を受けて、県から施設へ体制整備等の改善を指示。

- ・里親面接の中で指導。→里親は里親認定証を返還。
- ・児童養護施設に対して、改善に向けた取組と被害児童の状況について、被措置児童虐待審査部会に、定期的に報告するよう指導。
- ・県主管課による特別監査を実施し、施設職員へのヒアリングを実施。文書指導により、外部委員も含めた検証を行うよう指示。検証結果を文書報告させた。
- ・文書にて児童福祉法に基づく改善勧告を実施し、併せて改善計画書の提出を求めた。提出された計画書に基づく改善がなされているか、月に1回程度施設へ訪問し、現地でのヒアリングを実施。

(S V体制、職員支援体制の整備等)

- ・施設内でケース記録等を速やかに正確に情報共有するよう指示した。
- ・新人職員を中心とした定期的な面談を実施。
- ・幼児グループを中心に、手厚い関わりや対応ができるシフトや職員配置の調整。
- ・一時保護所の体制見直し、並びに第三者評価の実施を検討。
- ・里親支援専門相談員の定期訪問を実施し、情報共有と早期発見と支援を行う。(児童相談所と里親と里親支援専門相談員が共有)
- ・里親委託中支援の充実を図るため、民間フォスターリング機関による里親支援を予定。
- ・関係機関との定期的なケース会議や、S Vによる進捗管理を徹底。
- ・児相職員が主催する支援会議を実施した。

(研修等)

- ・虐待の再発防止を図るため、施設内での研修会の徹底を指示。
- ・職員が懲罰によらない援助技術を習得するため、入所児童の権利擁護や援助技術等児相職員が主催する支援会議を実施した。に関する研修を充実させ、研修全体を体系的かつ計画的に実施。
- ・児相職員と施設職員の合同研修を開催し、自立支援計画の見直し等における連携を強化。
- ・里親会や里親支援専門相談員と連携して、再発防止に向け研修等を実施。
- ・児童相談所心理司による研修や、児童精神科医師によるコンサルテーションの機会を活用した事例検討等の実施。
- ・研修開催の周知及び参加促進により、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待の状況及び防止について周知。

(その他)

- ・里親会役員と情報共有を行い、役員と里親支援、スキルアップ等について協議し、再発防止のとりくみについて児童相談所と共有。
- ・当該事業者に事業の廃止について打診後、事業廃止届出書受理。
- ・再発防止策の策定及び人権擁護・障害者虐待防止について施設従業者全員に認識を徹底させるよう文書により指導。

【児童、保護者等への対応】

- ・公立施設での不祥事のため、記者会見を開き、児童及び保護者その他関係者に向けて

謝罪した。

- ・児童相談所による児童面接を行い、被害確認をするとともに、必要なケアを実施。
- ・子どもの権利ノートの内容について、改めて子どもたちに周知。
- ・職員と児童が話し合う時間を定期的に確保し、アンケート調査も実施。
- ・検察庁にて被害児童の共同面接（被害者確認面接）を実施。
- ・本庁所管課職員及び児童相談所職員の立ち合いのもと、被害児童の家族に対し法人理事長と施設長から加害報告と謝罪。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は58（82.9％）であり、行っていない自治体は12（17.1％）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は35（50.0％）であり、していない自治体は35（50.0％）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は35（50.0％）であり、していない自治体は35（50.0％）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は66（94.3％）であり、していない自治体は4（5.7％）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が64（91.4％）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が43（61.4％）、連絡先の電話番号を教えている自治体が68（97.1％）、意見箱を設置している自治体が43（61.4％）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が25（35.7％）、定期的なアンケートをとっている自治体が10（14.3％）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、43（61.4％）であり、実施していない自治体は27（38.6％）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、50（71.4％）であった。

	70 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	58	12
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	35	35
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	35	35
4	施設・里親への周知	66	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	70	0
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	64	
②	児童相談所職員が入所前に周知	65	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	51	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	56	
⑤	掲示物等で周知	25	
⑥	その他	5	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	43	
②	届出先の電話番号を教える	68	
③	意見箱の設置	43	
④	第三者委員の連絡先を教える	25	
⑤	定期的なアンケート	10	
⑥	その他	7	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	43	27
8			
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	42	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	11	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	26	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	50	
⑤	その他	14	

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【乳児院】

- ・集中力を欠き、立ち歩きなど落ち着かない子どもに対し、職員が何度も注意する。子どもの度重なる言動にカッとなった職員が、ペットボトルを投げ、本児にぶつける。

【児童養護施設】

- ・話しを聞けなかったり、人の物を盗ったりした子どものお尻やおでこをげんこつで叩くなどした。別の子どもらにも、のんびりしすぎていたり、他児にちょっかいを出したりということでお尻やおでこを叩く等の暴力を振るった。
- ・布団に潜ってゲームを返さない子どもを注意する際に、下を向いていたため顔を上げさせようとおでこを押したときに後頭部が壁に当たった。
- ・注意した後に、後追いつてくる子どもに対し、振り返って部屋に押し戻そうとした際に、本児の頬に手が当たる。
- ・注意した子どもが職員の手を叩いて来たため、職員が子どもの左手の肘あたりを右手で叩き返した。
- ・職員が子どもに対して日常的にげんこつなどの身体的虐待を行っていた。
- ・数日間風呂に入っていなかった子どもから、「土下座すれば入ってやる」と言われ、職員が仕方なく土下座したところ、「そんなことで風呂に入るわけないだろ」と言われ、カチンときて複数回殴った。
- ・他人の物を盗んだため、職員が子どもの右頬を叩いた。
- ・他児の頭を鉛筆で小突いた子どもを注意する際、その場を逃れようとする本児の心臓のあたりを拳で押さえつけて泣かせた。
- ・職員が子どもの髪の毛を乾かしていたが、嫌がり、逃れようとしたため、子どもの服（フード部分）と髪の毛を引っ張り、首が赤くなるほどに絞まった。
- ・ゲームに夢中になり、入浴の指示に従わないため、職員が感情的になり、二段ベッドの上段にいた子どもの腕を引っ張りベッドから引きずり下ろした。
- ・外出行事で拗ねて座り込み、固まってしまった子どもに対し、職員が厳しく叱責し、髪の毛を掴む、頭を叩く、腕を引っ張って引きずり移動させた。
- ・職員が注意する際に子どもの両頬をつねることにより、両頬にアザができた。
- ・規則を破って謝罪せず、話しをしようとしなない子どもに対し、職員が「叩いたら話せるのか。」と言い、子どもの頬を3回叩いた。
- ・他児への睡眠妨害について指導する際に、子どもが壁などを叩くため職員が制止しようとするが、もみ合いの後、職員が子どもの右目付近を殴った。
- ・子どもが面談の際にドアを蹴る等して暴れたため、職員が本児の両足、両腕を押さえ、移動させる時に両足首を引っ張って連れて行き、爪痕のようなひっかき傷を負わせた。
- ・子どもを注意する際に、子どもが叩く、蹴る等の暴力を振るったため、「同じことを私がするよ」と言って、本児の脛を2～3回軽く蹴った。
- ・指導に従わない子どもに対し、職員が首を背中側から手で掴み、居間内を連れ歩き、棚に並んだプラスチック製のバインダーに向かって2度顔を押しやった。

- ・起床前にふざけていた子どもらに職員が注意をした際、子どもの一人が返答をせずに黙っていたため、布団に上半身を起こした姿勢の子どもの肩を足で蹴った。
- ・職員が注意する際、出て行こうとする子どもの服をつかんで部屋の中で布団に向かって投げ飛ばした。
- ・就寝時、注意に従わない子どもの胸倉を職員が掴み、壁に押し当てたりした。また別の職員が本児に対して、注意等の過程において、頭をはいたり、本児の了解を得ずに部屋に入り持ち物等を見る行為があった。
- ・他児のものを盗る子どもに対して注意した後、さらに別のものを盗った事実が発覚したため、職員がカッと子ども右手甲を強く2、3回叩いた。
- ・子ども間で言い合いになり、一人の子どもの投げた靴が職員目に当たったが、子ども達が暴れていると判断した職員が、別の子どもの首を掴んで背中に壁を押しつけ、1～2回強く頭突きをした。
- ・話しの最中に職員の注意を聞かなかった子どもに対し、感情的になり、頭部を叩く。
- ・ホームのリーダーである職員から、日頃から子どもに対し、叩く、蹴る、怒鳴る、凄むなどの行為があった。他職員に対し、恫喝することもあった。
- ・ふざけから、子どもの顔にマジックがつき、洗顔したが汚れが落ちなかったため、職員がステンレスたわしを取って、汚れを落とそうとした。子どもの顔に薄い擦過傷をつくった。
- ・職員がリビングで騒いでいた高校生3名を注意する。一人だけ逃げなかった子どもに対し、職員が片付けをするよう促すと、口論となり、互いに興奮する。職員が詰め寄せると揉み合いになり、職員が子どもの胸ぐらを掴んだ。
- ・他児のテレビ視聴を妨害する子どもに対し、職員が本児の座っている椅子を持ち上げ、腕を掴んだ際に痣をつくる。それ以外にも威圧的な言動があった。当該職員以外の別の職員も強い口調の時があった。
- ・子どもと言い争いとなった職員が、本児の足首を持ち上げて運ぶことがあった。また、同職員が子どもに「バカ」等の暴言を吐くこともあった。別の職員らも、子どもを叱る際に会議の場に呼んで、複数の職員で取り囲み叱責するとの訴えがあった。
- ・子ども同士で揉めた際、職員がやめるよう声かけするが、聞き入れなかったため、職員が持っていた本で子どもの顔と頭を叩く。
- ・他児とけんかして手を出した子どもに対し、説諭している最中に、職員が蹴ったり、床に倒すなどした。
- ・就寝時にふざける子どもを職員が静養室へ連れて行こうとしたが、本児が泣き叫んで反抗したため、両肩を持って寝転ぶよう押さえつけた。耳を引っ張ったともいう。
- ・職員に對しいたづらをした子どもを怒って追いかける際、別の子どもも関与していると思い込んだ職員が、ゴミ箱で関係のないその子どもの頭部を叩いた。

【児童心理治療施設】

- ・食事のことで何度も要求を繰り返す子どもに対し、職員が本児の胸ぐらをつかみ、「いいかげんにしろ」と発言。

【児童自立支援施設】

- ・施設内のイベントで職員が付いて移動する際に、「端に寄りなさい、ばか」と言い、子どもの腰部を3回蹴った。その他、子どもに対する不必要な大声による指導や無視する行為などがあった。
- ・教員が面接室に子どもを連れて行く際に、激しく抵抗していたが、通りかかった当該職員が、「なめてる

のか」などと言い、本児の頭や腕部を10発ほど殴った。

- ・子どもが職員に対して殴る蹴る等したため、職員が制止する際に本児に対してビンタをし、左頬部打撲傷のけがを負わせた。

【里親】

- ・里父からげんこつで何度も頭を叩かれる。里父から叱責され、戸外に引っ張り出され、薄着、裸足のまま、雪の中に放り投げられる。里親双方から「くそがき」と言われたり、おちよくったりすることもあった。
- ・バレンタインチョコレートを男子生徒にあげたことを咎められ、里父に頭部右側から後頭部にかけて5～6回殴打された。その後、里母は「あなたの実母は軽かったのがあなたが生まれた。」などと言った。「私はそうはならない。」「産まれてこなければ良かった。」という本児に、里親らは「それは実母に言え。」と述べる。
- ・食事場面で、里親の同居人が手のひらで子どもの頭を叩き、「食べろ」と怒った。その他にも子どもから同居人の暴力の訴えがある。
- ・里親と同居人が盗み食べやごまかしについて叱責する際に、同居人が右手で子どもの左頬を一度叩いた。
- ・子どもが繰り返し嘘をつくため、里父、里母が3回位ゲンコツした。
- ・里父を叩こうとした子どもに対し、叱るつもりで本児の頬を噛んだ。

【ファミリーホーム】

- ・暴言を吐き、愚図つく子どもに対し、首元を掴んで立たせ、約2m程引きずった。当該行為を目撃した他の子どもは怖くなり、過呼吸のような状態になった。

【指定発達支援医療機関】

- ・筋緊張が強い入所者に対し、看護ケアがしづらいため、職員が思わず顔を強く抑えてしまった。

【障害児入所施設】

- ・注意に反発する子どもを職員が居室まで追いかけて、厳しく責め立てた際に、子どもの首に両手をあて顎を押し上げ、2分程度その状態を続け、傷を負わせた。
- ・子どもをバスで送迎する際に、噛みつきが始まり、職員の手の本児の歯があたったところ、職員が平手で本児の頭を一回叩いた。
- ・職員に子どもの頭を叩いたり、大声での叱責、不適切な発言等が日常からあり、またこうした行動が施設内では容認される状況にあった。
- ・子どもに発熱があり、静養を促すが拒否したため、腕を引っ張って行こうとしたところ不穏になる。他害行為に発展し、子どもが倒れた際に、ひきずって部屋に入れる。
- ・他害行為や付きまとい行動を注意した際に、子どもが突然興奮し、職員の顔面を叩き、足を蹴る。職員はいったんその場を離れたものの、戻って本児を叩き返す。本児に髪を引っ張られたりしつつも本児の髪を鷲掴みにして頭を押さえ込み、肩や脚に馬乗りになった。
- ・トイレで濡らした衣類を部屋に持ち込んだり、居室で放尿などした入所者に対し、強めに叱りながら、注意喚起の意味を込め平手で入所者の側頭部を右手でポンと叩いた。
- ・食事の際に興奮した子どもの他害が止まず、「叩くなら自分を叩くように」と職員が言うと、本児が職員

の顔を叩いたため、突発的に本児を2～3回叩き返してしまった。

- ・登校支援中に不穏になり、掴みかかって来た子どもを押さえつけた際に怪我をさせる。その際、職員が強い口調で言葉を発する。校舎に入る児童を呼び止めた際に、児童が再び掴みかかってきたため、胸ぐらを掴む。
- ・重度の知的障害のある子どもが、次々と他児に向かって行き、加害が予想されたため、行動を抑えようという思いから職員が叩いてしまう。

【児童相談所一時保護所】

- ・子ども間トラブルを職員が注意する際、居室から出て行こうとしたり、スリッパで叩こうとする子どもに対し、落ち着かせるため居室のマットレスに座らせようとしたところ、本児の左頬を窓にぶつける。
- ・職員の指示に従わず、反抗的な態度を示した子どもに対して、右肩付近を掴んで足払いをして、床に押し倒し、押さえつけた。別の職員が止めるよう指示し、引き離れた。
- ・配布物を割り込んで取ろうとした子どもに対し、子どものTシャツの丸首の前襟右側をつかみ、廊下へ押し出した。その後、右手の平で本児の頭頂部付近を叩いた。
- ・子どもが走りまわったり、ドアを蹴るなど興奮気味で、職員の制止を全く聞かないため、職員が本児の両腕を掴んで抑える際に、お腹やお尻の辺りを蹴った。
- ・深夜、子ども2人が掴み合いになった際に、制止しようとした職員がそれぞれの子どもの頭部や顔を殴打した。

2. ネグレクト

【養育里親】

- ・病院からの通告で、里父から頭部にげんこつされたことが発覚。里親はすぐに通院させることをしなかった。
- ・忘れ物の多い子どもに対し、職員が注意しようとするが、顔を背けたため、カッとなって本児の臀部を叩く。距離を取ろうとした本児が転倒し、外傷を負う。また別の何人かの子どもについても、職員が抑えようとした際にできる傷などが多く見られた。
- ・里親が意図的に当該児童の食事を減じたり、与えなかったため、栄養不足に陥り、体重減少と身長伸びの停滞を招いた。

3. 心理的虐待

【乳児院】

- ・子どもの入院中に派遣された家政婦が、本児に対し、「親がいない」、「かわいくないから捨てられた」などと暴言。

【児童養護施設】

- ・職員が子どもら2人を指導するため屋外へ連れ出し、墓地、付近の山辺で2～3分間放置した。また子どもの1人を指導するため風呂場へ連れて行き、水を溜めた洗面器に顔を10秒間浸けさせた。
- ・職員が子どもの生活態度を注意した際に、「ここにいる必要はない」、「早く出て行け」、「まだいたのか、早く別なところに行ったほうがいいんじゃないか」などと発言。

- ・職員が不安定となり、子どもの前で壁を殴ったり、「てめえ」と暴言を放ったりした。
- ・職員が子どもをしかる際に、必要以上に責め立て、他職員の制止もきかなかった。
- ・指導の流れに乗らない子どもに対してイライラし、顔面の横にあった柱を蹴る。
- ・職員の指示を無視する子どもらに対して、「帰る家がない」、「バカ」などと発言する。職員はもともと子どもたちからも軽んじられたり、一部の子どものからは「お前」と言われたり、あだ名を付けられていた。
- ・食事指導で時間がかかった幼児に対し、指導を任せられた調理員が「手を出せ」と言い、本児の腕を掴み、腕の近くまで包丁を近づけた。
- ・日頃から折り合いが悪く職員の指示に従わない子どもに対し、「しゃべりかけるな」、「目の前から消えろ」などの暴言や無視などをした。

【児童心理治療施設】

- ・職員が子どもに対して大声を出して指導した。

【児童自立支援施設】

- ・子どもの生活状況に関して指導する際、子どもを足蹴にすることがあった。また「頭がおかしい」などの暴言もあった。また、組織の正式な手続きを経ない個別対応が、寮職員の判断のみで行われていた。

【里親】

- ・里父が嘘をついた子どもを反省させるために1時間程度戸外に出した。また里親双方から、「小学校卒業をもって（家庭に）返す」などと伝えることがあった。
- ・子どもより、里母からの継続的な暴力について訴えがあった。里母と子どもとの関係が悪化し、ほとんど口もきかない状態となっている。

【障害児入所施設】

- ・夜勤の職員が、寝ようとしないうち当該児童に対し、「まだ起きてるのか、明日の朝池に放り投げるからな」という発言をした。
- ・看護師2名について、子どもが自身の手を咥えていた際にその手を口に押し込んだ。看護師のうち一人は本児に対し、介助時に臀部を叩いたり、通りすがりに頭を叩いたりすることがあった。また、当該児童やそのきょうだいをなじるような発言をしていた。

【児童相談所一時保護所】

- ・手洗い後に水を飛ばすいたずらを繰り返していたが止めなかったため、職員が「殺すぞ」等と言い大声で叱責をした。
- ・職員の再三の注意にも拘わらずいたずらをした子どもに対し、「なめているのか」「いい加減にしろ」等の言葉を使って大声で叱責をした。
- ・職員から子どもに対し、「おまえ」と発言することがあった。
- ・職員が特定の子どものみに対し、単独でいるときに、職員に訪れたり、住所やSNSのアカウント、金券、切手等を渡したほか、「モデルをやらないか」、「水着を買っておくのでウエストを教えて欲しい」などと言う。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・女子児童に対し、複数回に渡って性行為を行った。
- ・職員が消灯後に部屋に無言で入ってきて、服の中に手を入れて体を触り、キスをした。
- ・職員が女子ユニット内の脱衣所にカメラを設置していた。
- ・職員が子どもを車で送迎する際、公園に立ち寄り、車外で抱きしめたり、車内で手を握ったりした。
- ・子どもの居室で身体（胸や股）を直接接触。下着を脱がして触ったり、キスやハグなどもあった。また、車に乗っているときに、手を繋いだり、携帯電話で、通話やメール、SNSで私的な連絡をしていた。居室に置き手紙をすることもあった。
- ・職員が宿直勤務時に心理室や居室で子どもの体を触ったり、キスするなどの行為があった。
- ・職員が子どもとLINEの交換をし、また施設内でキスやハグなどの身体接触をする。登下校時の送迎等で接触の機会を作るほか、虚偽の帰省を設定し、複数回ラブホテルに外泊する。職員の娘のお下がりの時計をプレゼントする。
- ・子どもの居室内で職員とキスしたり、下校途中に待ち合わせデートをする、施設外で性交渉を持つということがあった。本児からの相談を受けた別の職員も、数日口外しなかったため、当該職員による虚偽の外泊申請を許すこととなってしまった。
- ・ある子どもに対して過度な関わりを望む職員が、施設外で本児と接触を図る、金品を供与したり、身体接触を望むニュアンスのメッセージを送るなどした。施設を退職後も待ち伏せ行為があった。
- ・子どもから、夜中に職員が居室に入ってきて、性器を触られたり、口に含まれたりする等の報告がある。本児の相談を受けた別の職員は、3ヶ月も管理職に相談することなく、本児を傷つけるような聴取（被害時の様子を繰り返し本児にさせ、大笑いをする）を重ねていた。また施設は、苦情箱の対応を1ヶ月以上放置。また苦情解決委員会も、本児の「これ以上の対応を求めない」という言葉をもって、施設としての対応を終わらせていた。

【障害児入所施設】

- ・職員が、入所女兒2人の下腹部を触り、携帯電話で動画を撮影した。

【児童相談所一時保護所】

- ・職員が一人勤務の体制となったとき、子どもに対し、宿直室を訪れた際に下着姿で対応したり、ハグをすることが複数回あった。また、被害児童の1人にはキス行為を行った。
- ・職員が、就寝の時間に子どもの腕をつかみ当該職員の陰部を触らせる。また、別の子どもに対しても、昼寝の時間に当該職員の陰部に触らせたり、職員の指を子どもの口の中に出し入れすることがあった。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～令和元年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
元年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件、30年度:246件、元年度:290件

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
元年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福

社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

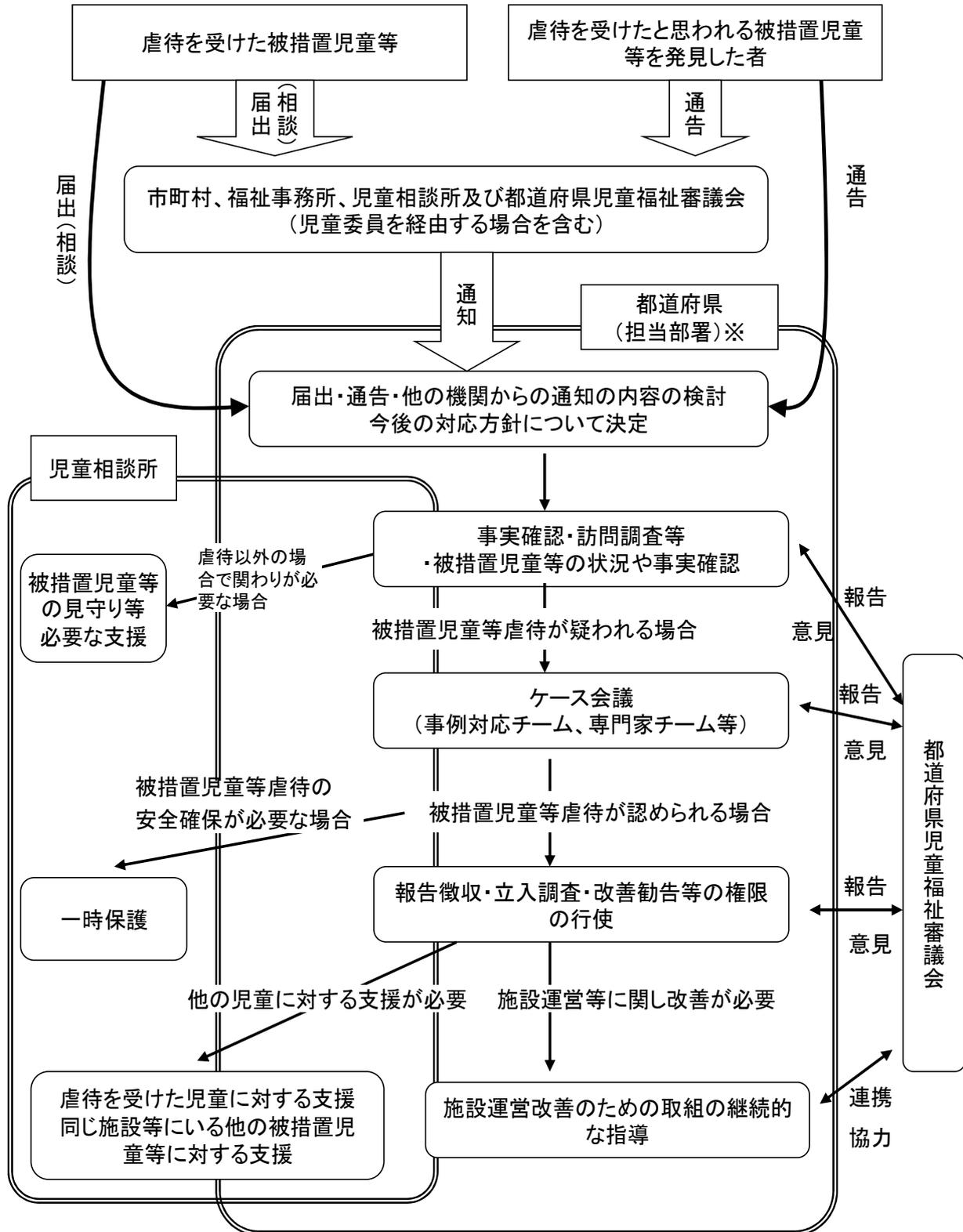
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

児童養護施設等入所児童の養育・監護に関する親権者等の同意取得の実例について（集計結果）

73自治体中70自治体から回答を得た結果（2月18日時点）

行っている場面	自治体数	行うことの負担感					行うタイミング（複数回答可）			備考	包括同意をしている自治体数	行っている理由（複数回答可）			
		非常に大きい	大きい	どちらともいえない	小さい	非常に小さい	措置・委託される前（「入所時」を含む）	措置・委託された後、都度	その他			事故など不測の事態に備えるため	家庭復帰後の円滑な親子関係構築のため	その他	その他の具体的内容（抜粋）
医療の受診（手術や予防接種のほか、施設等における服薬投与等を含む）	70	12	25	32	1	0	54	57	0		41	58	16	20	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を行う場合には、予防接種実施規則に基づく保護者の同意が必要であるため。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医療保護入院の場合には、保護者の同意が必要であるため。 ・医療機関から求められるため。
就職先・進学先等の決定	67	5	36	26	0	0	2	67	0		4	19	48	19	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や就職先から求められるため。 ・就職及び大学等入学時の身元保証が必要となるため。
携帯電話の契約	57	6	19	29	3	0	2	56	0		3	25	25	24	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意向により、利用料金の支払い等について施設職員と話し合い、保護者にも説明している。 ・未成年が携帯電話の契約をする場合、保護者の同意が必要なため。
自転車での通学	32	1	2	21	8	0	4	29	0		5	22	9	5	<ul style="list-style-type: none"> ・対人傷害等を懸念して自転車利用そのものを拒否した保護者に対して了解を得るため。 ・学校から要請されるため。
散髪	49	1	12	29	4	3	21	37	0		15	15	24	18	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意向がある場合があるため。 ・衛生面での必要性が出た場合に備えるため。

承諾書について

保護者各位

児童養護施設

入所にあたり、今後お子様が学園生活を送るうえで保護者の承諾書の提出を必要とされることがあります。連絡を速やかに行ううえでも署名・捺印のご一任をいただければ幸いに思います。

なお緊急を要する下記事項においては、児童相談所もしくは から、保護者様に連絡後承認をいただいたうえで、園長に署名・捺印をしてもらいます。

学園生活をスムーズにするためにもご協力のほどをお願い致します。

記

- ・部活動加入(例 中学校部活動、地域少年サッカー、地域サークル活動、地域ボランティア活動、合宿 など)
- ・予防接種 (学校ほかの予防接種、インフルエンザなど)
- ・アルバイト(社会経験、体験のため)
- ・自転車乗車(運動クラブ・学校の登下校、外出など)
- ・手術 (緊急時)

なお承諾された件につきましては、当学園は責任を負いかねますのでご了解のほどお願いいたします。

ご承認いただければ下記に署名・捺印をお願いいたします。

平成 年 月 日

児童名 _____

児童名 _____

児童名 _____

児童名 _____

児童名 _____

児童名 _____

保護者名 _____ 印

なお、この承諾書で得た個人情報については施設運営のため以外には使用いたしません。

(携帯電話の契約について同意を取得している事例)

(保護者用)

園長	副園長	主任	担当

令和 年 月 日

殿

誓約書

児童名 _____ が会社名 _____ の通信機器を使用

することを認めます。

別紙「スマートフォン・電子機器使用について」の内容にも同意します。

住所： _____

電話番号： _____

続柄： _____

保護者： _____ 印

(散髪について同意を取得している事例)

同意書

様

私の子ども_____が、児童福祉法の適用を受け施設に委託されている間は、次の行為について同意します。

- 1) 必要に応じ、血液検査、レントゲン等の検査を行うこと。
- 2) 主治医が必要と判断した医療行為を行うこと。
- 3) 予防接種法に基づく予防接種（日本脳炎含む）及びその他集団の場において必要と判断される予防接種（インフルエンザ等）を受けること。
- 4) 散髪に関する判断を施設長に一任すること。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

(教育監護の一切について同意を取得している事例)

同意書

児童氏名		平成	年	月	日生
個人番号					

この児童の援助に係る下記事項について同意し、厳守します。

記

- 1 児童の施設入所（里親委託・ファミリーホーム委託）について同意します。
- 2 入所中（委託中）における教育監護について一切おまかせします。
- 3 児童の援助に必要な児童本人及び児童の世帯の情報について、貴児童相談所が関係機関から収集することに同意します。
- 4 住所の変更その他身分上に異動があった場合は、速やかに施設及び児童相談所に連絡します。
- 5 児童福祉法第56条による費用の負担は、県の規定する期日までに必ず納入します。
- 6 上記の負担金決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員の課税状況について、貴児童相談所が官公署に調査を囑託することに同意します。

令和 年 月 日

親権者（未成年後見人）

住 所					
氏 名	印	児童との続柄			
生年月日	年	月	日生	個人番号	
住 所					
氏 名	印	児童との続柄			
生年月日	年	月	日生	個人番号	

〇〇児童相談所長 様

